



令和6年 第5回定例会

会 議 録

(令和6年9月6日～10月3日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28 日間（9 月 6 日～10 月 3 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9 月 6 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第19号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第20号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 15 報告（日程第22号、第23号） 16 散 会
		委員会	前 11:41	1 議会運営委員会
9 月 7 日 (土)	休 会			
9 月 8 日 (日)	休 会			
9 月 9 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
9 月 10 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（3名） 3 議案上程（日程第2号） 4 提案理由の説明、質疑 5 議案委員会付託 6 散 会
9 月 11 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
9 月 12 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
9 月 13 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会

9月14日(土)	休 会			
9月15日(日)	休 会			
9月16日(月)	休 会			
9月17日(火)	休 会	委員会	前 9:00	1 決算特別委員会
9月18日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月19日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月20日(金)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月21日(土)	休 会			
9月22日(日)	休 会			
9月23日(月)	休 会			
9月24日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
9月25日(水)	休 会			
9月26日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第3号) 3 委員長報告(産業厚生委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第4号-第8号) 6 委員長報告(予算特別委員会) 7 質疑、討論、表決 8 散 会
9月27日(金)	休 会			
9月28日(土)	休 会			
9月29日(日)	休 会			
9月30日(月)	休 会			
10月 1日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会

10月 2日 (水)	休 会			
10月 3日 (木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号-第7号) 3 委員長報告 (決算特別委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 報告 (日程第9号) 9 議案上程 (日程第10号) 10 提案理由の説明 11 質疑、討論、表決 12 継続審査申出について 13 議員派遣について 14 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和6年9月6日)

令和6年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月6日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	45	令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	46	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	47	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	48	令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
9	49	令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	50	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
11	51	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
12	認1	令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
13	認2	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
14	認3	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
15	認4	令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
16	認5	令和5年度枕崎市立病院事業決算	〃
17	認6	令和5年度枕崎市水道事業決算	〃
18	認7	令和5年度枕崎市公共下水道事業決算	〃

19	陳7	三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情	総文
20	52	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
21		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
22	報4	健全化判断比率について	
23	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10番 平 田 るり子 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
西 村 祐 一 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
橋 口 和 洋 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
神 浦 正 純 建設課長
平 塚 孝 三 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
田 代 勝 義 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月3日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和6年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和6年第5回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、台風第10号について申し上げます。

台風第10号は、8月28日から29日にかけて非常に強い勢力で本市に最接近し、その後、日本列島に停滞し、全国各地で強風や大雨による被害をもたらしました。本市においても猛烈な風により、確認している範囲では1世帯3名の方が軽傷を負われたほか、住宅、漁業・農業・商工業関係の施設、市道、農道の道路網、学校施設などあらゆる施設等が被害を受け、さらには長期間に及ぶ停電が発生するなど大きな災害となりました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

台風の接近に伴う市の対応としましては、第1避難所8か所とペット同伴避難所1か所を開設し、200名を超える市民の皆さんを受け入れました。また、停電が長期化したため、避難所閉鎖後も、暑さをしのぐ場所として市民会館の和室を、概ね停電が解消した9月1日の午後5時まで、終日開放しました。

台風により発生した災害廃棄物については、内鍋リサイクルセンターにおいて今月14日まで

受入れを行っておりますが、市民生活課環境整備係を中心に、各課から応援職員を動員して対応しているところです。

そのほか被害の状況、今後の対応等につきましては、本日の本会議終了後の全員協議会で報告させていただきます。

それでは、さきの6月定例会以降の諸報告を申し上げます。

7月7日、鹿児島県知事選挙の投開票が行われ、塩田康一知事が2期目の当選を果たされました。再選後の7月22日には早速、本市を含む南薩4市で構成する南薩地区総合開発期成会のメンバーで知事を訪問しての要望活動を行い、また、先日は、いちき串木野市で開催された県市長会総会などを通じて知事への要望、意見交換等を活発に行っております。今後も鹿児島県との連携、関係強化に努めてまいります。

8月3日、4日は「さつま黒潮きばらん海枕崎港まつり」が5年ぶりに完全開催されました。まつり実行委員会をはじめ関係団体の皆さんの御協力により盛大に開催され、来場者は2日間合計で6万人を数え、多くの皆様に枕崎のパワーを感じてもらえたものと思います。まつり実行委員会の皆様をはじめ、枕崎市漁業協同組合など地元関係団体の皆様、そして市民の皆様に心から感謝申し上げます。

南溟館で7月21日に始まり、現在も開催中の「書家 金澤翔子展 共に生きる」には、金澤翔子さん御本人と母親の金澤泰子さんも会期中2回、枕崎にお見えになり、講演会の開催や席上揮毫をしていただき、大変好評を博しました。展覧会には県外を含む各地から多くの御客様に御来場いただいています。

今後も9月に開催される関西かごしまファンデーやよかど鹿児島での枕崎フェアなどのイベントを通じて、本市の多彩な魅力を発信し、関係人口の拡大につなげてまいります。

9月1日から南薩地区衛生管理組合が運営する新しいごみ処理施設「なんさつE C Oの杜」が供用開始しました。この施設の供用開始に伴い、内鍋清掃センター跡地に本市が運営する内鍋リサイクルセンターを開設し、本市のごみ中継施設及び資源ごみのリサイクル施設として稼働を開始しました。国が目標に掲げる2050年の脱炭素社会実現に向けて、ごみの減量化とリサイクルを推進し、環境に優しく質の高い資源循環社会を実現するなど、本市におきましても2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指してまいります。

「なんさつE C Oの杜」供用開始前の7月2日に施設の運営会社である日立造船株式会社が発注した施設点検業務において二次発注先の作業員が熱中症により死亡するという事故が発生しました。お亡くなりになられた方へ謹んで哀悼の意を表します。この重大事故の報告を受けて、再発防止を徹底し、組合の事業運営に万全を期すように改めて構成市で確認をしたところです。

J R指宿枕崎線の指宿枕崎間の今後について議論する「指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議」が8月19日に鹿児島市で開催され、沿線3市の担当課長、鹿児島県交通政策課、J R九州の担当者、さらに交通やまちづくりの専門家として広島県の呉高専の教授とオブザーバーとして九州運輸局が参加して意見が交わされました。会議は、これからも不定期に開催して、存廃を前提とせず、沿線地域における現状や課題を共有し、指宿枕崎線の将来の在り方について検討を行うこととしています。

市内での移動に関する交通に関しては、枕崎市地域公共交通計画における予約型乗合タクシーの実証運行を来月10月、1か月間の計画で枕崎地区を除く市内全域で行うこととしています。今後の地域公共交通の在り方については様々な角度から協議を深めてまいります。

特定地域づくり事業については、全国的に徐々に広がりを見せており、本市においても本事業の中心的役割を果たす組合を令和7年度に設立する動きがあると聞いております。今後、民間事業者の意向を尊重しながら、制度に基づいた支援を検討してまいります。

8月8日午後4時43分頃に日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、本市で

は震度3の揺れが発生しました。国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しましたが、この発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」が終了した8月15日午後5時までの間、市では情報連絡体制を敷いて対応しました。また、災害対策本部メンバーにおいて会議を開催し、地震津波発生時の避難体制の確認など情報共有を図ったところです。地震、津波に限らず、大雨や台風など今後も予想される自然災害への備えに万全を期してまいります。

最後に、9月1日に開催しました市民表彰授賞式では、地方自治・教育文化部門で真茅一英さん、社会福祉部門で立石貴美子さんが受賞されました。ここに長年の御功績に敬意を表しますとともに心からお祝い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第19号までの15件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例1件、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について1件、人事案件1件、決算7件及び報告事項2件の計17件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く14件について、説明を申し上げます。

まず、議案第45号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億5,080万円を追加し、予算総額を156億6,150万円にしようとするものです。

地方債の補正については、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の追加並びに過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、危険空家等対策経費、令和5年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積立、ふるさと応援基金積立金、市税歳出還付金、国県支出金等精算返納金、国民健康保険特別会計繰出金、保育所等給食支援事業、種子島周辺漁業対策事業、6月20日から21日にかけての豪雨により発生した、農地・農業用施設災害にかかる単独・補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第46号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,181万9,000円を追加し、予算総額を33億6,744万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、繰入金及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第47号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ304万5,000円を追加し、予算総額を4億4,970万円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第48号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,572万円を追加し、予算総額を30億3,185万1,000円

にしようとするものです。

補正の内容は、地域密着型介護予防サービス給付費、高額医療合算介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額と、特定入所者介護サービス費の減額であります。

以上の財源として、繰越金及び国庫支出金の増並びに県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第49号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減及び経費の増に伴い、医業費用を72万8,000円減額するほか、病児保育一時預かり事業の増に伴い、附帯事業費用を4万5,000円追加しようとするものです。

次に、議案第50号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する過料に係る規定を削除しようとするものです。

次の、議案第51号鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、認定事項第1号令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和5年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和5年度枕崎市水道事業決算、認定事項第7号令和5年度枕崎市公共下水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第6号令和5年度枕崎市水道事業決算及び認定事項第7号令和5年度枕崎市公共下水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。

○6番立石幸徳議員 私は、議案第45号一般会計補正予算（第3号）と議案第51号の2件について質疑をいたします。

まず、補正予算第3号ですけれども、全体で約5億5,000万円の増額なんですけど、その中でも最も大きな補正額として、この減債基金費2億円が増額、この増額費が計上されているわけですが、本市の近年の減債基金、これは先ほど市長も報告されました今年9月1日から供用開始をされました新クリーンセンターなんさつECOの杜の整備に関わる地方債の借入額に伴う元利償還金の実質的な負担額を減債基金に積み立てて、令和9年度からの償還に合わせて取り崩すという計画、これは従前の議会で説明を受けているわけですが、令和6年度は2億円の積立ての計画であったと思いますが、今回、計画どおりの金額が計上されております。

しかしながら、先月8月23日の南薩地区衛生管理組合の臨時会において、最終的に、なんさつECOの杜の建設工事額、これが全体で請負契約金額が約10億5,600万円減るとということが臨時会で報告がありました。

全体10億5,600万円の本市関係分が2億6万2,000円ということで、本市の負担金の減額が組

合補正予算で可決されております。

そうしますと、この全体工事費の減額分の本市減債基金費への影響といましようかですね、これは今後どのように調整をされていくのか、この点を予算についてはお尋ねをいたします。

それから議案51号の関係で、後期高齢者医療広域連合規約の改正が出てはいるんですが、資料の新旧対照表によりますと、現行の規約第4条関係の別表第1、この中の被保険者証及び資格証明書をですね、資格確認書等という形で改正をするという改正案なんです。

そこでまず議案51号については、具体的にこの資格確認書等というものが意味する書面はどういったものが該当をしてくるのかですね、この点をお尋ねしておきます。

○籠原正二財政課長 新クリーンセンター、なんさつE C Oの杜に整備にかかります地方債の借入れに対応するための減債基金への積立計画ということで、昨年度、ちょうど9月議会におきまして資料で示させていただきました。

昨年度の段階で、クリーンセンター建設に伴う、今後の公債費負担見込額が27億円ということで、それから交付税措置額交付税措置率70%を除いた額、つまり3割部分につきましては、おおよそ8億円程度ということで、今後、この8億円を積み立てていくということで昨年度お示したところでございます。

これに基づきまして、令和5年度に3億円、そして今回の補正予算第3号におきまして2億円の積立てをお願いしているところでございますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、8月23日の組合議会におきまして、この新クリーンセンター整備に係る事業費、本市分の負担額が約2億円減少するというので、これにつきましては、借入額と申しますか、この2億円の負担に対する財源措置といたしましては、全て地方債を予定してございましたので、この2億円の負担金が減少するというのでございますので、その3割部分、おおよそ6,000万円が自主的な負担額の減ということになります。

つまり、これまで8億円ということで計画してございましたが、そこから6,000万円程度減るということで、おおよそ7億4,000万円を今後、全体で積み立てていくという計画となります。

既に3億円積み立て、今年度2億円という計画でおりますので、7年度から8年度にかけて3億円積み立てるという計画になってございますが、そこから6,000万円程度が減額されるということで、全体で7億4,000万円程度の積立計画となると考えております。

○平塚孝三健康課長 議案第51号の県の後期高齢者医療広域連合の規約の変更の内容について御説明申し上げます。

規約の変更の内容につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の広域連合の処理する事務に関する規定の関係市町村の事務を定める規定を改めるものです。

これは令和5年12月27日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令、これが公布されまして、現行の被保険者証は令和6年12月2日に廃止されることとなります。

それ以後は、被保険者証の新規の発行はなされないこととなりますけれども、被保険者証の廃止後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状況にある者については、申請によらず、資格確認書を交付し、必要な保険診療等を受けられるようにすることとされております。

資格確認書等の等につきましては、被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格の取得時や負担割合の変更時等に資格情報通知書を交付することとなるため、資格確認書等と規定しているものであります。

○6番石幸徳議員 減債基金の関係はですね、財政課長の説明で、6,000万円は計画よりも減っていくんじゃないかと。

これいつのタイミングでこういった形でこの6,000万円分の計画を見直すかということ等の細

かい点についてはまた、これ予算特別委員会も設けられていますのでね、委員会で細かい部分については詰めていきますけど、この議案51号の関係でもう少し掘り下げていきたいんですが、まず広域連合はですね、この規約を改正するときに、どのような手続を経て、こういった形で広域連合からこういう規約改正の提案が、鹿児島県43自治体ございますのでね、43自治体に広域連合から規約改正の案っていうのは、提案といいましょうか、提案者自体は本市の場合は、本市行政、本市市長ということになるんでしょうけれども、その提案がどういう形で出てくるか、この点を確認させていただきたいんですね。

と申しますのは、本市議会は、さきの6月市議会におきまして、保険証の関係ではですね、保険証は残せと、簡単に省略して申し上げますと、保険証を存続せよと。そして、私自身は議会採決では反対いたしましたけれども、賛成多数で可決されたんですね。意見書も政府のほうにも出しております。

その後ですよ、当然、6月議会以降に、この広域連合の規約改正は出てきたと思うんですね。その日時も明らかにさせていただきたいんですが。

市議会が、保険証は存続するよという陳情並びに意見書を可決した中で、本市議会に、なぜこの保健証廃止という形で、今後は資格確認書等という形で対応するという提案が出てくる、その過程をしっかりと説明をいただきたいと思います。

○平塚孝三健康課長 今回の広域連合の規約の変更の内容については、法令改正に伴う改正であったことから、広域連合長から、6月26日付の文書で変更案の通知を受けまして、また、この規約の変更につきましては、県知事の許可が必要であったため、県との事前協議を経て、7月24日付で正式の協議案として通知を受けたところです。この通知を受けたことによって書面の事前協議がなされたということとなっております。

○6番立石幸徳議員 書面の事前協議と言われても、書面上は、本市はそういった規約案を同意したちゅう形になってくるわけでしょう。でないと、この市議会に規約改正は出されませんよ。

そこで、この広域連合と各構成の自治体、議会の関係で最後にお尋ねをしておきますが、先ほどもありましたが、例えば衛生管理組合のいろんな規約改正、これも先般、衛生管理組合の定数を規約改正するちゅうことで、構成市全てが賛成、可決しないと規約は成立しないわけですよ。

今回の広域連合の場合も県下の43自治体議会が全て可決しないことには、この広域連合の規約っていうのは、実効性を持ちませんよ。

そこまでですね、我が市議会がきちっと見据えた中での対応がなされないといけないんですけども、仮に6月議会の本市議会の陳情採択あるいは意見書可決を踏まえてですね、この整合性を踏まえた中での結果が出されてきて、県下全体の他市との議決と足並みがそろうのかそろわないのか、これは最終本会議にならないと分からないわけですけども、そういった事態は、当局としてはですよ、当然ながら、広域連合という形の規約はどうあるべき、そういった点での見解を最後に聞いておきます。

○平塚孝三健康課長 広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3の規定において、広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは処理する事務を変更し、また広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、その協議については、地方自治法第291条の11の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、関係地方公共団体、いわゆる鹿児島県内の43市町村の全ての市町村の議会の議決を経なければ協議が整わないこととなりますので、1つの構成市町村議会でも否決した場合は、規約の改正はできないこととなります。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である2番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算の関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第20号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員白窪義広氏は、令和6年10月23日をもって任期が満了となりますが、その後任として駒水孝広氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36号第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、会議規則第53条のただし書を適用し、回数制限はしないことといたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第20号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員、5番水野正子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票、以上のおおりの、全員賛成であります。

よって、議案第52号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から2人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○永野慶一郎議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員、8番眞茅弘美議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、柴立豊子5票、川越桂路4票、杉本尚喜3票、以上のとおりであります。

次に、日程第22号及び第23号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項2件について、報告いたします。

報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、令和5年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和6年9月9日)

令和6年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

令和6年9月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員（18ページ～24ページ）
		禰 占 通 男 議員（24ページ～33ページ）
		橋 口 洋 一 議員（34ページ～41ページ）
		水 野 正 子 議員（41ページ～50ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（50ページ～57ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
西 村 祐 一 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
橋 口 和 洋 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
神 浦 正 純 建設課長
平 塚 孝 三 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
田 代 勝 義 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番禰占通男議員、3番橋口洋一議員、4番水野正子議員、5番眞茅弘美議員、6番辻本貴志議員、7番平田るり子議員、8番立石幸徳議員の順に行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 今回の台風第10号は大変な被害を本市も受けて、皆さん、片づけやら大変なことになっているかと思いますが、協力し合って回復をお祈りいたしております。

それでは一般質問に入りますが、今回、給食費の無償化が全国的に進んできているということで、本市における状況をまずお聞きしたいと思います。

また、県内におかれましてもこの2月に曾於市の五位塚市長が「市民の福祉、教育、くらしを守るための予算」として学校給食費の完全無償化を実現し、その後、鹿屋市やいちき串木野市などに広がっているといえます。

これは全国的にも1,794自治体中775自治体において、何らかの形で令和5年度中に学校給食費の無償化を実施しているということですが、県内の実施状況もお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まずは、これまでも一般質問で取り上げられ答弁しておりますが、給食費の無償化は本市では実施していません。

これまでの本市の取組としましては、経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に対する学校給食費の負担軽減策として、就学援助費の対象世帯に対しましては、令和元年度から学校給食費の全額を助成、また、令和4年度には物価高騰に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した食材費への補助、さらに令和5年度から全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助月300円掛ける11か月などを実施しているところです。

県内の給食費無償化の実施状況につきましては、担当課長が答弁します。

○高山京彦給食センター所長 県内19市の学校給食費の無償化の状況につきましては、令和6年4月現在で、鹿屋市、曾於市、南九州市、南さつま市、志布志市、いちき串木野市、西之表市、垂水市の合計8市が実施しています。

○7番豊留榮子議員 ということは、本市はまだ実施していないということなのですが、今後の状況としては、どんなふうになっていくのでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 ただいま市長から登壇の答弁でもありましたけれども、一般質問でもこれまでも取り上げられておりますけれども、給食費の無償化については本市では実施していないということでございます。

先ほど本市の取組としましては、就学援助費等の中で、給食費の無償化支援策としまして給食費に対しての支援はしているところではございます。

○7番豊留榮子議員 いろいろな項目ごとに支援をされているのは、父兄の方も分かっていることと思うんですけども、これを一律全国的に無償化してほしいという声も前から上がっているところなのですが、私も何度か給食費の無償化については質問をしてみました。その都度、少しずつ進歩してなってきたのはいるんですけども、まだ納得できない。

完全無償化をすぐにほかのところできている市もあるのに、なぜできないのかということなんですよね。

財政的な部分もあるかとは思いますが、市の中にある特別な財政をちょっとクリアしてできないものかという声も上がっているんで、そういう点ではどうなんでしょうか。実際にでき

ない、難しいで終わりでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 給食費の無償化につきましては、これまでも市長の考えについて答弁しているとおりでございます。決して財源のことを言っているわけではございません。市長の考えの下、我々としては無償化には今のところは取り組んでいないという状況でございます。

○7番豊留榮子議員 財源のことにはまだ手をつけていない、考えていないということは、まだ考える余地はあるということですよ。

次の質問に入りますけれども、憲法第26条では、義務教育は無償とうたっています。学校給食費は、これは無償とすべきではないでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 日本国憲法第26条第2項は「義務教育は、これを無償とする。」と定めまして、教育基本法第5条及び学校教育法第6条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めている一方、学校給食費については、学校給食法第11条第2項において保護者負担と定められているところでございます。

この憲法の「義務教育は、これを無償とする。」という無償の意義につきましては、「子の保護者に対し、その子に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものでありまして、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められることから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」と解されるのが通例であるとされています。

よって、授業料のほかに、学用品やその他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解釈することはできないと考えております。

○7番豊留榮子議員 なかなか判断の仕方がだんだん難しくなってくるんですけども、埼玉県議会の6月議会で、自民党が提出されました、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書が全会一致で採択されました。

読み上げますが、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書ということで、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものである。主食、副食、牛乳のそろった完全給食の実施率は年々増加しており、小学校の98.8%、中学校の89.8%で実施されている。

昨年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。また、同日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず実態調査を行った上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討するとされた。

実態調査結果では、昨年9月時点で無償化を実施している教育委員会の数は722に上り、うち547教育委員会が小中学生全員を対象とするなど近年その取組が広がっていること、また、無償化を実施している教育委員会において、約7割は自己財源を充てているが、実施における課題として、予算の確保が最大の課題とされていることが分かりました。

しかしながら、当該実態調査結果を踏まえた国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から今後、課題整理を行っていくことにとどまっております。無償化決定までには至っていないということです。

また、既に給食費無償化を実施している教育委員会の間においても、財源の問題から給食の質に格差が生じるため、安定的な財源の確保の重要性が明らかとなっている。

地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日、埼玉県議会議長、齊藤邦明さんですかね。このような意見書が出されているんですね。このことは御存じでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 埼玉県議会がそういった意見書を出しているというのは把握はしておりません。

○7番豊留榮子議員 至るところで、今この給食費の問題で、全国統一に無償化にしてほしいという保護者の方たちの御意見がたくさん寄せられているんですね。

私も長いこと何年間ですかね、ずっと給食費無償化を取り上げてやってきて、その都度、少しずつ保護者の方たちには理解していただけるような取組で、当局のあれが喜ばれてきたところなんです。今ここで、本当にこの声が大きいですよね。

だから、それだけ苦しい生活を強いられているのかなと本当に思うと、私はもう孫とかそういう給食費に関係はしないんですけれども、そう聞くだけで、今何でそんなに思うぐらいなんですかね。ですから、今の世の中のことをちょっと考えていただいて、これからもう一度検討し直していただきたいということを要望しておきます。

次の質問は、児童発達支援・放課後等デイサービス利用についてという件で質問してまいります。

まず、利用者の年齢層、利用状況をお伺いいたします。

○福永賢一福祉課長 児童発達支援とは、未就学の障害児等を対象に、日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該障害児の状況に応じて、通所により指導及び訓練を行うもので、一般的に療育と呼ばれております。

過去3年の利用状況は、令和3年度は利用者84人で、未就学児童数全体に対する利用者の割合は10.84%。令和4年度は利用者81人で、利用者の割合は11.46%。令和5年度は利用者89人で、利用者の割合は13.61%となっており、利用者の割合は少しずつ増えております。

一方、放課後等デイサービスとは、小学校から高等学校に就学している障害児等を対象とし、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

過去3年の利用状況は、令和3年度は利用者69人で、対象年齢人口全体に対する利用者の割合は3.76%。令和4年度は利用者79人で、利用者の割合は4.39%。令和5年度は利用者98人で、利用者の割合は5.63%となっており、利用者数、利用者の割合ともに年々増えてきている状況です。

なお、令和5年度の利用者98人の年代別の内訳は、小学校低学年が47人、小学校高学年が27人、中学生が15人、高校生が9人となっております。

○7番豊留榮子議員 本市はこういう施設が何か所ほどあるのか、市は把握されているのでしょうか。

○福永賢一福祉課長 児童発達支援・放課後等デイサービスをともに行う事業所が4か所ございます。

○7番豊留榮子議員 令和5年度の支援実績及び6年度見込みについて、分かったら教えてください。

○福永賢一福祉課長 令和5年度の実績は先ほど数字で答弁いたしましたので、令和6年度の実績見込みについてお答えいたします。

児童発達支援・放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業の今年度の扶助費は、前年度を上回るペースで支弁してきておりますので、利用実績も伸びる見込みとなっております。

児童発達支援は前年度並みの利用者数を見込んでおりますが、放課後等デイサービスについては、前年度98人の利用者に対し、今年度は122人の利用を見込んでいるところです。

○7番豊留榮子議員　どんどん利用者が増えてくるということは、本当にありがたいということだと思っているのだと思います。

それで、この障害のある児童ですね、お子さんたちが安心してサービスを受けられるような、きちっとした制度になっているのか、その点をお示してください。

○福永賢一福祉課長　対象児童に関しましては、障害者手帳を取得していなくても、保健師等の意見を参考として利用の必要性を判断しておりますので、現在、本市においては、児童発達支援・放課後等デイサービスともに、必要かつ希望する児童は全て利用ができています。

○7番豊留榮子議員　利用される児童、この子供たちは保育園や幼稚園などに行くことのできない児童ということでしょうか。

○福永賢一福祉課長　ほとんどの利用児童が保育園等に通いながら、併用し児童発達支援を利用しております。毎日児童発達支援事業所に通うわけではなくて、当該児童に応じて相談支援専門員が策定したサービス等利用計画に沿って時間単位で通所している状況でございます。

○7番豊留榮子議員　分かりました。それではこの施設と市とのつながりですが、利用料などの把握などされているのでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　施設と市のつながりににつきましては、枕崎市地域自立支援協議会の下部組織として、こども専門部会等を設置しており、月1回会議を開催し、相談支援事業所、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等職員の参加により、本市の障害児福祉サービス等についての課題等について話し合う場を設けております。偶数月は事務局会議として市内事業所職員に参加していただき、奇数月には専門部会として市外事業所や保育園の職員等を含んだ会議を開催しております。

利用料金につきましては、3歳から就学前のお子さんにつきましては、国の政策により無償化されております。

3歳未満児及び小学生以上につきましては、所得等により3段階の利用者負担月額の設定がありますが市けれども、市及び県の利用者負担軽減対策により、全ての児童が無料で利用いただいているところです。

○7番豊留榮子議員　分かりました。

それではここに来る子供たちは、市内の子供だけですか、県外からも来ていいということなんですか。

○福永賢一福祉課長　本市の児童を本市で把握しておりますので、市外から来ているお子さんについての正確な把握はできておりませんが、本市の児童が、先ほど言った4つの事業所以外に、市外の事業所を利用している実態もございますので、そのようなお互いの近隣市からの利用もあるものと思っております。

○7番豊留榮子議員　やはりこういうサービスというのは、子育ての中でとても大事なことかなと思うんですね。利用されている方たちも近くになれば、市外を越えて遠くの1時間ぐらいかけて来るといふ方もいるんじゃないかな。そんな話をちらっとよそで聞いたことがあるものだから、これがもっと市が協力をして、きちっとした制度が市にできたら、本市だけではなく、県内全体がそういう態度をとってくれたら、もう少し安心して子育てできるのかなと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○前田祝成市長　数が4つということで、市の対象にする児童生徒も増えているという状況があるということは認識してございます。

市の制度というよりも、国の制度に基づいて、市としても働きかけていますが、そこを把握していると認識してございます。ですので、そこについては、やはり近隣市等も含めて、今、対象

になっている子供がどういう状況なのかを市の中でしっかり協議をしてございますので、そのあたりはしっかりと見守っていきたいと思っております。

○7番豊留榮子議員 はい、分かりました。

お隣の南さつま市ですが、この南さつま市においては、10年前に障害児通所サービス等利用者負担額助成実施要綱を策定して、2014年4月から満18歳の翌月まで障害児の通所サービス等に係る利用者負担額の全額を助成されているといたします。

物価高騰の中で、保護者の皆さんも本当に大変な思いをされ、障害を持った子供たちが地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするためにも、この支援制度を今後も続けていただきたいと要望しているといえます。

本市におかれても、子供たちが子供らしく元気で豊かに育っていけるよう、ぜひ支援のほどよろしく願いいたします。

次の質問ですが、JR指宿枕崎線についてであります。

指宿枕崎線（指宿枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議についてお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 任意協議会である指宿枕崎線（指宿枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議につきましては、令和6年8月9日に設置されており、第1回目の会議が8月19日に開催され、この検討会議は存続・廃止を前提としたものではありません。

この検討会議設置の背景や趣旨、目的を説明いたしますと、指宿枕崎線（指宿枕崎間）は地域に不可欠な公共交通手段であるとともに、地域づくりや観光の振興等にも貢献する貴重な資産となっているところです。

一方で、人口減少、少子化のさらなる進行等に伴い、鉄道の利用者は年々減少傾向にあり、指宿・枕崎区間の2023年度の1キロメートル当たり1日平均利用者数は222人と2022年度に比べ微増したものの、九州旅客鉄道株式会社発足当時の1987年度と比較し76%減少していることも公表されているところです。

このような状況において、昨年11月に九州旅客鉄道株式会社社長から、将来の在り方について地域と一緒に未来志向で議論を行っていききたい旨の発言があり、これまで鹿児島県及び沿線市、九州旅客鉄道株式会社で、本年1月から月1回のペースで事務レベルの勉強会を開催し、将来の在り方の検討を行うことを目的として、任意協議会、指宿枕崎線（指宿枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議を設置・開催し、議論を進めていくこととしたところです。

構成員としましては、鹿児島県総合政策部交通政策課長を会長とし、南薩地域振興局総務企画部総務企画課長、沿線市である枕崎市、指宿市、南九州市の担当課長、九州旅客鉄道株式会社総合企画本部地域戦略部の担当部長、交通計画や都市計画に精通している呉工業高等専門学校環境都市工学分野の教授による委員7名のほか、オブザーバーとして九州運輸局で構成をされているところです。

○7番豊留榮子議員 周りの方たちから、もう廃線になったら、線路はなくなるんじゃないかというふうな声も聞かれたもんですから、皆さんとても心配していました。でも、指宿枕崎線は廃線ではなくて、引き続きその線路を活用していくということでいいのでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 この検討会議につきましては、鉄道廃止を議論の前提としたものではなく、まず第1回目の検討会議としましては、関係者が指宿枕崎線の在り方に向けたスタートラインに立ち、これから指宿枕崎線を活用して、住みたくなる地域をつくるという目標に向けて関係者一丸となって取り組んでいくことや、現在行っている線区活用の取組をさらに深化・評価していくことを確認をしたところでございます。また、鉄道の価値は、移動の手段としての効果だけで評価するのではなく、鉄道があることでその地域を訪問し、消費し、地域経済に貢献するという地域波及効果や、鉄道等の存在により、まちおこしや地域活性化ビジネスなどの熱が高まるという触媒効果などの観点から、評価することも大事であるという意見が出されたところでござ

います。

次回以降につきましては、商工関係者を含めたワークショップや、各種プロジェクトの評価、先進地見学、意見交換等の実施について意見が出されましたが、今後の日程等につきましては決まっていることはないところでございます。

まずは鉄道を生かして住みたくなる地域をつくっていくこと、地域にとって指宿枕崎線の可能性を検証していく方向性で一致をしたところでございます。

○7番豊留榮子議員 ぜひ、協議を続けていってほしいと思うところです。

次の質問に入りますが、各種団体等と市議会との意見交換会の中で、水産高校生から「鉄道を利用しているので廃線は困る。何とかしてほしい」という声が上がっていたのですが、これは実施されるということで、本当によかったと思います。

そしてまた、水高生と本市の交流をこれからも続けて、枕崎をよく知ってもらい、将来に向けて定住したいと思えるようなまちづくりにも参加してもらい、これを機に若者定住のまちづくりにつなげていくことはできないでしょうか。これも市長の見解をお尋ねいたします。

○前田祝成市長 今、議員からございましたように、高校生との語る会、交流を通じて、若者がまちづくりに積極的に参加できる環境を整えていく、こういうことは非常に重要であると考えております。

若者の意見を反映させる場として、例えばワークショップであるとか、意見交換会の機会を創出していく必要もあるのかなと考えてございます。

このことで、若者が自分たちの意見やアイデアを直接市政に反映させる機会を提供すること、そしてまちづくりに対する関心が高まること、あるいは若者が地域に対する誇り、愛着を持って地域社会に貢献する意識も非常に高まっていくことが非常に期待されるのかなと考えてございますので、ぜひ、そういうところについては検討してまいりたいと思います。

今回、議員の皆さんが鹿児島水産高校の皆さんと意見交換をしたということについては、本当に大変貴重な、非常にいいことだと思っておりますし、そのことに対しましては、心より敬意を表したいと思います。

このような意見が高まっていくこと、そして地域社会の活性化であるとか魅力の向上、協力促進などの多くのメリットがそういうことで生まれると考えてございますので、若者がまちづくりに積極的に参加する機会の創出については、前向きに検討していきたいと思っております。

○7番豊留榮子議員 8月28日に南日本新聞の社説のところ、指宿枕崎線の会議があって、本音の議論を深める場ということで大きく社説でお知らせをさせていただいているので、ありがたいことだと思います。

ですから、もう本当に高校生との懇談会の中でも、自分たちも何かできることがあるんじゃないかっていうような意見が出ていましたので、これはぜひ若者と交流を持つ場をぜひ設定してほしいと思うんですが、具体的なことで、何かありますか。

○日渡輝明企画調整課長 若者、高校生世代の意見をお聴きする機会として、先ほど市長からもワークショップ等の開催ということも話をされましたが、まず、今回、火之神保有地を活用した地域の魅力創出事業の検討を行っているところでございます。

これから10月に向けまして、市民を対象とした30名、40名程度のワークショップを検討しているところでございます。こういったワークショップの中に、若い世代、高校生の皆様方に入っていただいて、意見をお伺いしていく、そういう機会は検討できるのではないかと考えているところでございます。

○7番豊留榮子議員 ぜひみんなに広く伝わるような段取りをしていただいて、呼びかけをしていっていただきたいと思います。

うちの議員の中でも、いろいろと高校生と語る会の中での写真をたくさん撮ってくださって、

これスポットにこうして出すということを言われてたんで、それも期待しておりますけれども、どうかこの枕崎が、若者が定住できるようなそういう市になってほしいとみんな思っていると思うんですね。

このまま消滅していくんではなくて広げていくんだということで、これからも市の努力をひとつよろしく願いたいしまして、私の質問を終わります。

○福永賢一福祉課長 前後して申し訳ありません。

先ほど、障害児支援の関係、児童発達支援等の質問の関係で、最後に議員が南さつま市の例を紹介していただきましたけれども、同様に本市でもそのような市の政策によって、軽減で全ての児童が利用になっているということで、具体的には5年度の実績で言いますと、児童発達支援利用の89人のうち8名、ここは国の政策による無償化も幅がありますので3歳から5歳まではそういった適用もありますので、市の政策分としては少ないのですけれども、放課後等デイサービス利用98人のうち84人は、こういった市の政策を使って無料化されておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 2番手の質問をいたします。

台風第10号については、皆さんも自宅また知人に相当な被害が出ていると思います。また特に私の地域が、数年来の屋根の被害が相当な状況でございます。私も人のところは先に回ったんですが、二、三日前にやっと自分のところが終わったところです。

質問いたします。

ふるさと納税は、寄附件数、寄附額と順調に伸びていきましたが、今は腰折れ状態になり、今後改善する気配を感じないところです。本市の計画する事業の貴重な財源となっております。総務省のふるさと納税に対する規制は今後も厳しくなることも予想されます。

本市のふるさと納税に対する考えについてと、食料・農業・農村基本法が本年5月に改正されています。本市の農業の転換点、また全国的にもなり得るのか。全国的には、若手の大規模化でもうかる農業の情報も見聞きします。地方の農業は小規模農家や高齢農家で維持されている現状です。ロシアのウクライナ侵攻による穀物や肥料の価格高騰している中での、令和の米不足は考えさせられるところがあります。

質問いたします。改正基本法は、食料の安定供給の確保から食料安全保障の確保と表現されている。取組が効果を上げるには就農者の確保・育成・生産基盤の強化が不可欠である。本市の就農状況はどのようになっているのか、質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 農政の憲法といわれております食料・農業・農村基本法が、制定から25年が経過した今年5月に初めて改正されました。

食料不安や環境負荷、農業者の減少などの農政課題が山積する中での改正でありまして、国におきましては、現在、基本法の改正に伴う次期食料・農業・農村基本計画の見直し作業に着手しております。

その基本計画は今年度中に示されることとなっており、具体的な施策が打ち出されることで、本市農業に関する取組も見直す必要が出てくるものと考えております。

質問にございました就労状況、農業者数等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○**沖園信也農政課長** 私のほうからまず、本市の農業就業者数について農林業センサスの数字で申し上げますと、平成27年802人、令和2年703人となっております。

新規就農者につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業及び市独自の農業後継者育成対策事業において助成対象としている農業者が、令和元年度が1名、令和2年度が6名、令和3年度が5名、令和4年度が2名、令和5年度が7名の21名となっております。

今年度の新規就農予定者は3名となっているところでございます。

また、親からの経営を継承した者につきましては、21名のうち市の農業後継者育成対策事業の対象である9名となっているところでございます。

このほかにも、定年退職等に伴い就農された方などがいると思われませんが、補助対象以外の方につきましては把握できていないところでございます。

○**9番禰占通男議員** 継承のほうは、今ちょっと答弁しましたけど、これ統計によると、5年以内に継承するとか、確保の予定がないとか、本市の統計にも載っているんですけど、265人ぐらいあったかな、経営体だったかな、これに載っているんですけど、今現実に農業を就業している中で、新規就農者とかいろいろありますけど、そういった状況というのは今どうなっているんですか。4年度分の統計までは本市の統計にも出ているんですけど。今、5年度分とかそこら辺ではどうなっていますか。

○**沖園信也農政課長** 先ほど答弁いたしました本市独自でやっている農業後継者育成対策事業で申し上げますと、5年度では1名、今年度の就農予定者が先ほど3名と申し上げましたけれども、このうち1名が継承の関係者ということで把握はしているところです。

○**9番禰占通男議員** そうすると、本市の統計で就農経営体は270ぐらいですよ。これ、今後、高齢化、人口が減っていくんですけど、この5年とか10年先というのはどうなるんですか。

○**沖園信也農政課長** 5年から10年先ということで、ちょっとその部分については推測も不可能な部分があるかと思えます。

ただ、先ほどから申しております市の独自でやっております農業後継者育成対策事業の対象者というのが、年度で申し上げますと2年度で4名、3年度が3名、4年度で1名、先ほど申し上げました5年度で1名という形で徐々に少なくなっている状況でもございます。

やはり高齢化、そしてまた実際、農業を親と一緒にやっていらっしゃる方々、また、枕崎の地域で兼業されている若い方々、そういった方々が少ないような感じに受け取っておりますので、今後なおさら厳しくなっていくのではないかと推測しているところでございます。

○**9番禰占通男議員** 今、課長からもおっしゃられたとおり、本当に人口減、高齢化、いろいろ問題点が指摘されております。それによるこの基本法の改正にもいろいろ書いてあります。

それで2番目の質問に移りますけど、人口減少下における農業生産の方向性も明記されているところです。本市の対応はどうするのかということで、生産工場に対してですね。本当に私が議員になった頃は、畜産、耕種部門で100億円超えていたものが、今八十七、八億円で推移しているんですけど、約20億円に金額換算とするとそうなるんですけど、その減少ですよ。これをどのようにまた方向性が、本市としてはですよ、もう国は大体していますし、後でありますけど、ふるさと納税の地方再生の部分にも、また農業については予定が現状よりちょっと目標が高く掲げられていますけど、その辺についてはどのように取り組んでいくんでしょうか。

○**沖園信也農政課長** 先ほど、市長の答弁でもございましたが、改正法を受けまして国では基本計画が策定されていくと、その中で具体的な施策が出てくるものと思っております。

その中で、本市の対応も今後検討していかないとはいえないと考えておりますが、現段階で生産性の向上というようなもので、市としまして、認定農業者等担い手育成対策事業、機械の補助になるのですが、そして高性能茶機械施設等導入支援事業、こういったもので生産性また品質向上、

そういったものに現在取り組んでいるところがございますけども、こういったものと新しく改正された基本計画、そういったものを照らし合わせながら、こういった支援をしながら、生産性向上につなげていくのかといったものを今後検討してまいりたいと思っております。

○9番 禰占通男議員 今、私の2番目の質問に対しては生産性の方向性ということで、改正された部分にも生産性の向上、付加価値の向上、また収益性の向上、そういうものを掲げているんですけど、本当、前も議場で私も話したと思っておりますけど、鹿児島県の中でも枕崎市の農地の状況ですよね、本当に条件不利地域であると、県の食に関する部分でも指摘されております。鹿児島県自体が指摘しております。

そういった中で、生産性の向上、付加価値はある程度生産したものを加工して、いろいろ手段もあると思っておりますけど、今後、枕崎はどのような方法で取り組んでいくのか。今はやりのスマート農業も挙げられますけど、この狭い農地に対してどれほどの効果があるのか。その辺についてはどうなんですか、集団で取り組むのか、農家は農家で頑張ってくださいといくのか、そういう農業生産者との意見交換もろもろってというのはどのようになっているんですか。

○沖園信也農政課長 ただいま議員からもございましたとおり、本市の農業におきましても、畑かん地区の別府地区でも効率的な農業を営むには、1圃場の面積が狭いかと思っております。

今回の基本法におきましても、無人トラクターの導入などスマート農業の促進がございますが、そのためには経営農地の集約や畦畔除去などを進め、作業効率のよい基盤整備が必要であると考えております。現在、地域計画の策定を行っております。

昨年度から地域を回って話し合いなどを行っておりますが、その地域計画の中におきましても、こういった畦畔除去とかそういったものを地域の方々には説明をしているところでございます。

○9番 禰占通男議員 今、DX、トランスフォーメーションといろいろ言われますけど、農業にも環境負荷低減をと、これが私は一番のこの改正時のポイントになるんじゃないかと思っております。内容的には農薬や肥料の適正使用ということが簡単に述べられていますが、これについてのこの取組というのは今後どうなるんですかね、環境負荷、生産方式に導入するというのは。

ここに政府としては家畜の排せつ物の有効利用とかそういうことを掲げられていますけど、どうなんですか、鹿児島県と枕崎市と。

○沖園信也農政課長 先ほど議員から付加価値というようにお話もございました。

付加価値を高めていく中で、無農薬、減農薬での栽培であったり、有機栽培、安心安全の農産物への生産の取組というものが重要になってこようかと思っております。

現在、本市でも有機JAS等を使って生産されている農家もございます。また、国のほうも環境保全型直接支払交付金というような交付金を準備されておりますので、そういったものを活用しながら、今後の農業生産につなげていければなと思っております。

○9番 禰占通男議員 次の質問です。輸出促進が新設されておりますが、本市の実績と今後はどうなるのか。

もう本当に水産物はHACCP（ハサップ）を今、ほとんどが認証を取得して輸出に向けて動き出しているんですけど、鹿児島県の農業、枕崎市の農業といったとき、農産物の輸出ってお茶がちらほら聞かれるぐらいで、ほかのものってというのはどうなんですかね、お茶についても今後、煎茶で大丈夫なのかと私は思っているんですけど、どのようになっているんでしょうか。

○沖園信也農政課長 農産物の輸出につきましては、現在、有機JAS認証を受けている市内の茶工場等もございますが、そのものが輸出されているかにつきましては把握ができていないところでございます。

今後、基本法改正に伴う施策の中で、JAや農家など関係者を含めて取組が進んでいくものと考えてはいるところです。

○9番 禰占通男議員 枕崎の農業を見た場合に、保存の効く市全体のもので輸出できる、かんきつ類が一番いいですね。本当にグレープフルーツが何十年か前に出てきましたけど、砂糖をかけて食うそういうかんきつ類があるもんかって思っていたんですけど、あれはもう簡単にいえば消費者のもうけだけで、もうほとんど今でも売っていますけど、手に取って食べる人はほとんどいないと思います。

それで、かんきつ類、輸出可能なもの、今、課長からもありましたお茶でもこの近隣で抹茶用のてん茶を作っている。それに3億円ぐらいかけてやっているって、やっぱりそういうのも新聞、ニュースなり出てきます。

今、お茶も大変だと議員の中でもおっしゃる方もおりますけど、1人では多分、設備投資というのは無理だとは思いますが、いろんな補助金、またそれを生産組合なり共同して、やはりそういうふうに関係するものを開発、設備投資したほうが私はいいんじゃないかと。

ただ私が一番もう若い頃から思っているんですけど、バイヤーにいいところだけ吸い上げられて、それが一番この地方の悪いところですよ。

だから、バイヤーのところで働いて、そういうところで働いてまた帰ってきて関連した仕事を若い人がやってくれればいいとは思っているんですけど、なかなかその生産者もそこまでは手が回らないような状況です。

ですから、今後はもう国内の人口が減って消費が減る、そして生産も減る。そしたらもう堂々巡りで、簡単に言えば今、政府のこの輸出というのは国内の消費が減るから輸出するというものになっているんですけど、今思えば米騒動が起きていますよね。真逆な反応が出ている。そこら辺も考えさせられるところです。これについてはこれで終わります。

次の質問ですけど、先ほどありましたこの農業者の就農農業者ですけど、農業者及びこの新規就農者の農業所得の状況はどのようになっているのかということをお聞きしたいところですが、これについてお願いいたします。

○沖園信也農政課長 農業者及び新規就農者の農業所得につきましては、補助事業等において所得制限などの補助要件が付されている場合に所得証明書や確定申告の写しの提出を求め、その額を確認することはございますが、全ての農家の農業所得については把握をしていないところでございます。

統計の「市町村民所得推計」市内総生産のうちの農業で申しますと、平成30年度48億8,808万8,000円、令和元年度44億4,431万2,000円、令和2年度36億9,209万9,000円となっているところでございます。

○9番 禰占通男議員 何をやるにも結局所得だと思うんですけど、自分が好きで頑張れる、ただそれだけじゃこの生活が成り立たないとなるとこれまた大変なことになりますけど。本当に今、肥料も高騰して、後でも次の部分で伺いますが、食料自給率についても、結果としてそういうことになるのであって、農業は昔からもうからない農業ということで、設備投資にしても、結局ほかで働いてそれを原資にして購入した農機具、設備ですよ、それに繰り出すと。そうしないとやっていけないというのが長く続いていますよね。

私も実際、若い頃に季節工なるものが来て、お金を稼いで何に使うのち素朴な質問をすると、農機具の返済に充てるってそういうのがほとんどでした。関東、東北の上のほうはですね。

やっぱりそれはもう実感として、そしたらもう農業をやらないほうがいいんじゃないのって思うけど、やはり地域にいと農業をやらないといけないということで、そういうジレンマにかかっていると思いますけど。一番私が伺いたいのは、本市でもうかっている農業は現在あるんですかね、どうなんでしょうか。これはもうかっている、これはちょっともう赤字続きとか、どうなんでしょうか。

○沖園信也農政課長 先ほども答弁いたしましたとおり、全ての農家の所得を把握しておりませ

るので、どの作物が高い所得を得ているかにつきましては、ちょっと分からないところでございます。

○9番 禰占通男議員 うちの統計にも、農産物販売金額規模別経営体数というのが出ていますよね、24ページに。これには100万円から300万円以下とか、5,000万円から1億円、経営体数で13とか出ていますよ。だったら、概算でもいいから農業者の所得というのをやはり統計なりも出せないんですか。だって、農業やっていて、私はどのぐらい稼いでいるから、平均して枕崎市の農業者としてどうなんだろうかと。親しい人なんかなら、このぐらいあるとかそういうのは話に出ますよね。若い頃は水産加工業者の同級生が何人かおったから、集まると去年の分はこのぐらいとか、いっぱいそういう話が出ますよ。統計にも必要じゃないんですか、どうなんですか。

○沖園信也農政課長 ただいま議員からございました農産物販売金額規模別経営体数につきましては、農林業センサスで調査をした数字でございます。

市で独自になると、また先ほども申し上げましたように、個人情報というかそういった所得を把握するようなことになりますので、ちょっと難しい点もあろうかと考えております。

○9番 禰占通男議員 次の食料自給率について質問します。

本市の食料自給率は、カロリーベースとなっております。本市の食料自給率はカロリーベースで幾らになるのか、質問いたします。

○沖園信也農政課長 国及び各都道府県におけるカロリーベースは、農林水産省のホームページにおいて示されており、令和3年度概算で、国のカロリーベースが38%、生産額ベースが63%、鹿児島県のカロリーベースが79%、生産額ベースが271%となっております。本市のカロリーベースにつきましては、推計していないところでございます。

○9番 禰占通男議員 だから国もいつも新聞なんかでは、結局カロリーベースが幾ら幾らとこれを公表するわけでしょう。そしたらやはり、課長もおっしゃられましたけど、いろいろ計算するのが難しいと。

今、農水省のホームページにもカロリーベースを計算する部分が公表されて、そこに数字を入れると、自動的に回答が出てくるようになっていきますし、課長も言いましたように、個人的に店に卸したり、ほかで売ったりするその部分が不明だと思うんですけど、やはりそういった部分も出してですね。そうすると、私が計算すると、鹿児島県よりちょっと落ちるけど、鹿児島県に近い数字が出ましたよ。統計をずーっと出したやつをインプットしたらですね。枕崎市も相当なところにいるんだと。

それでですね、カロリーベースでいくと全国38%、そうしたらですよ、いっぱいカロリーベースを押し上げてくれるところには交付金なり補助金なりをぱっと下ろしてもらいたいのが本音でしょう。

先ほど言ったように、結局、農業をやって、資材費に農業機械もだけど、そういうふうにお金を使ってやっているわけですから。やっぱりそこを手厚くしてもらいたいなど。

ふるさと納税じゃないけど、都市部で会社企業が多いところはいっぱいもうかるけど、地方には大きな企業もないからもうからないという、その逆ですよ。逆の発想はできないのかなと。結局、直接補償制度ですよ、これを手厚く。

どうですか市長、何か市長会とかいろいろあったら、こういうカロリーベースで頑張っているところは補助金とかいっぱいくださいって言えないんですかね。もう実際本音ですよ。

○前田祝成市長 今、議員からございました、市長会の中でカロリーベースについて交付金等に反映させるという具体的な協議がなされているようなことはないのですが、議員がおっしゃられるように、国に対する農業の貢献度といいますか、そのあたりはぜひ数値化して、それを示すということは非常に大事なことはないかなと思います。

農業生産にしても、先ほど所得のところでもありましたが、やはり個々の農家で非常に工夫さ

れて、努力されて、非常に収益を上げていらっしゃる場所もおありかと思っておりますので、そのあたりについてはしっかり我々も把握しながら、それが横展開できないのかと。そういう部分で、もう少しやはり細部に寄ったところで我々も現状を把握する必要があるかと思っております。

○9 番禰占通男議員 直接補償の割合って、これイギリスでも自給率が40%台だったのを、食料をいろいろあそこもEUから離脱して、危機感を抱いて、補償制度を充実させて40%から70%台にカロリーベースで引き上げて、現状になっていると新聞報道でもありましたけど、やはりヨーロッパは自給率っていうのは物すごく気にしているところですよ。やっぱり今も侵攻、抗争があるので危機感是我々以上なものだと私は思っております。

次の質問に移ります。

人口減、過疎化で耕作放棄地増と里山の荒廃で鳥獣害の対策も新設しております。この対応は今までもずっと農政課もいろいろ取り組んで、猟友会とも協力しながらいろいろ取り組んでいるところですけど、この改正によって、鳥獣害に対する取組、またその支援というのは、今後どのように変わるんですかね。何かそういう報告とか県とかその辺から何か出てないんですか。

○沖園信也農政課長 今回の改正に伴いまして、この有害鳥獣に関する部分が基本法の中で新設をされたわけですが、具体的な部分につきましては、まだ示されていないところでございます。

話に伺いますと、市長会等での県での支援的なものを働きかけていくというような話は若干聞いておりますけども、具体的な部分というのをちょっと把握できてないところでございます。

○9 番禰占通男議員 市町村によってはですよ、この鳥獣害について専従員を設けたり、それに対応するとか、政府の部分では鳥獣の農地への侵入防止とジビエ利用の促進と、この2点しか示されていないんですけど、これは今までもずっとやっていることですので、ただ国会議員という方々が、結局、農地の鳥獣害という被害の実態を知らないから、今、この改正にもこのぐらいしか載ってないのかなと私は思っております。

それで、ほかのちょっと詳しくというと、ただ農地の里山から下りてくるのをやぶ払いをするとか、そこら辺はちょこちょこってあるんですけど、そのぐらいやって効果があるんだろうかと思っているんですけど。

今後、農業者数が減って、どんどん山手の農地が放棄されていくと、やはり進入経路というのが拡大しますよね。そういったときに、専従員、捕まえるんじゃないくて、対策をある程度できる、また指導もできる、そういう方の取組というのは考えてないんですか。

○沖園信也農政課長 昨年度になります、令和5年度現在で、有害鳥獣対策を専門とする会計年度任用職員等を配置している県内の市が4市ございます。鳥獣被害の状況を把握する事務的な業務のみを行うものから、狩猟免許を保有し、箱わなの設置業務を行うものまであります。

本市におきましても、依然として捕獲頭数が多い状況ですので、有害鳥獣対策を専門とする職員等の配置につきましては、市猟友会の意見等を伺いながら今後研究をしていきたいと考えております。

○9 番禰占通男議員 本当に、人間がおりの中で暮らすのか、それを防止するのかという難しい問題ですけど、農政課には頑張ってもらいたいと思います。

次のふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税に関する、募集に要する費用にはどのような費用が含まれるのか。また、事務に係る費用のうち、人件費の算定の取扱いはどのようになるのか質問いたします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、ふるさと納税に係る指定制度について、総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出することとされており、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ることとされております。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、新たな指定対象期間は令和6年10

月1日から令和7年9月30日までの期間とするものとなっております。

募集に要する費用の額の算定は、ふるさと納税の募集に要する費用全体を対象とするものであり、指定対象期間における寄附金の募集に要する費用の合計額を寄附金受領額の合計額の5割以下とすることが求められており、募集に要する費用につきましては、返礼品等の調達に係る費用、返礼品の送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用、その他の費用があり、寄附金に係る受領証の発行事務、ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用、ふるさと納税に関する業務に係る職員の人件費、寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイトの運営事業者に対して支払う費用、様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用などの、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は全て含まれることになっております。これらの経費は寄附金額の5割以下に抑える必要があります。

職員人件費について、ふるさと納税に関する業務に従事する職員の人件費は、募集に要する経費として計上し寄附金額の5割以下に含まれる必要があります。

具体的には、ふるさと納税に関する業務に従事する職員の給与、賞与、福利厚生費などが含まれます。これには、ふるさと納税以外の業務も兼任している職員の人件費も含まれますが、その場合はふるさと納税に関する業務とその他業務数に応じて案分計上しております。算定に関しましては、総務省から具体的な算定基準は示されていないところでございます。

○9番 禰占通男議員 今、企画調整課のふるさと納税推進係4名で対応しているということでこの質問になりました。どこで線引きするのかって。専従で4名がずっとふるさと納税を担当していれば、それはそれで今課長がおっしゃられたように経費に入る。だけど、ほかの業務と兼務していると、どこで区切ってどこで時間的にするのか、日割りでするのか、それについて何か算定ができるのか。

結局、5年度のふるさと納税件数でも3万8,293件という数字が出てきていますけど、これを一つ一つ、本当に数字で割り当てて労務単価まで出してすると、またこれかえって費用もオーバーするんじゃないかと、そういう思いで質問したところですけど、簡単に現状の進行状態ですよ、それについては、今、課長がおっしゃられたけど、兼務でどうのこうの、どうなんですか、簡単にいせるとか、もう大体これでまとめているとか、今、総務省告示も示されて、明確なものはないと言いましたけど、どうなんでしょう。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税制度におきましては、募集に要する費用を寄附額の5割以下に抑えることは、制度の趣旨に沿った適正な運用を確保するために遵守しなければなりません。

今年度新設されたふるさと納税推進係の職員人件費については、全て経費に算入されることとなります。

基準を遵守するためには、募集に要する費用を詳細に把握し、適切に管理することで、基準を超えないように努めるとともに、広告費などの効率的な運用を図っていくことが必要になるところでございます。

質問者からございましたように、昨年度までは企画調整係の担当職員がふるさと納税業務を担当していたわけですが、これにつきましては、担当者の持つ業務内容の割合で算出をしまして、指定団体としての申請を行っているところでございます。

今回、本市としましては、経費全体で5割基準を満たすよう適正な運用を実現しているところでございます。新たな指定対象期間につきましても、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づく団体として指定をされる予定でありまして、今後も引き続き制度の趣旨に沿った運用を徹底してまいりたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 今、課長も答弁されましたけど、この総務省のQ&Aにもふるさと納税以

外の業務を兼務している職員に係る人件費も含まれると、その中でも明確にしておりますので、一番いいのは今度ふるさと納税推進係なるものをつくって、それに対応しているということですよ。

2番目の質問として、この法人からの寄附金の扱いはどのようになっているのかということ、これは企業版を除いた考えです、私は。ですから、企業版を置いて、普通に企業がふるさと納税に対する寄附、それについての考えはどのようなものを持っているのかということについてお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、ふるさと納税制度の制度概要について申しますと、都道府県・市区町村に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるもので、個人を対象とした制度となっているところでございます。

この各ポータルサイトを經由した法人名義の寄附につきましては指定寄附扱いとなり、企業としましては、その寄附金額が全額損金算入できるというメリットがあります。

ふるさと納税は、法人の税金の計算上、特定寄附金となり、国、地方公共団体に対する寄附金に該当するため、一般的な寄附金とは異なり、損金処理できる金額に限度がありません。

企業が通常のふるさと納税サイトを利用する場合、寄附先によってお礼の品を受け取れるかなど自治体によって扱いが異なり、寄附のあった法人名で寄附金受領証明書が発行されることになるかと考えておりますが、本市においての事例は確認できていないところでございます。

○9番禰占通男議員 ふるさと納税も最初は返礼品もなく、ただ希望者が市町村、県に寄附して、県の方は県の部分を差引いて、市町村へ配付するということが以前からありました。

それで何で私がこんなことを質問するのかというと、最初は予想もされないことがどんどんいって、それで総務省がいろいろ決まりを変えていくわけですよ。そしたら言えば言葉は悪いけど、もう早い者勝ちみたいなやり方じゃないのかって。

利益がある企業というのは、減税効果とか、そこら辺はもう見ないと思います。やはり社会貢献、社会的責任ってイメージアップですよ。そこが一番大きいと思います。

課長にも話したんだけど、環境整備に対してはいろんなところが補助金を民間に出しています。

ただそれを受けると、5年間延々と報告書を書かないといけない。それに二の足を踏んでいる状態です。

ですから、解説書にはふるさと納税をして、返礼品が食品であれば、厚生に使うと、そうすると税額が認められるような感じですよ。やはりそのやり方にあると思います。

今、はっきり決まってないけど、そこら辺が今から出てくるかも分かりませんよね。企業版だって最初はなかったんだもん。だから、企業版も今どんどん行って、今度どうなるのかっちゃうことになっているんですけど、やはり可能なら取り組んでもらいたい。

次の質問に移ります。

この返礼事業協力事業者の返礼品として提供される食品表示に関する関係法令遵守に対しては、対応はどのようになっているのかについて質問いたします。

○日渡輝明企画調整課長 本市のふるさと納税返礼事業については、協力事業者募集要項により、市外在住の寄附者に対し、返礼品を提供いただける協力事業者を募集しているところです。

事業者が募集要項に基づき申請に必要な承諾書を提出し申請を行います、提出された申請内容を審査し、要件を満たしていることを確認し認定を行っております。

募集する返礼品については、要項に定める条件を全て満たしている返礼品であることとしており、質問者からございました食品表示に関する関係法令遵守については、募集要項4(1)エに規定しており、食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法など関係法規を遵守しているものであることが定めておりま

す。また、8その他の留意事項(4)に、ただいま申し上げました募集要項4(1)エに記載する関係法規に違反する返礼品を提供した場合、当該返礼品及びそれを取り扱う協力事業者が提供する全ての返礼品について、取扱いを停止することがあるとしているところです。

ふるさと納税の返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数見られていることから、各地方自治体に対し、ふるさと納税制度と食品表示法の適正な運用のため、食品返礼品取扱事業者との契約においては、事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定、地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備、保存をする義務に係る規定、事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や、契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定を盛り込むことが示されております。

このような措置を講ずることなく、食品返礼品取扱事業者が食品返礼品の産地名の表示を偽った場合は、指定の取消し対象となり得ることから、本市の対応としまして、次期指定期間から示された内容を募集要項に反映させた上で、改めて返礼事業協力事業者と契約を行うための手続を進めているところでございます。

また、本年4月に、鹿児島県総務部財政課財産活用対策室長から「ふるさと納税の返礼品の適正な運用について」により、本市で取り扱う全ての食品返礼品について調査依頼がありました。

各返礼事業協力事業者に出荷伝票や産地証明書など物的確認資料を提出していただき、県に報告を行っており、地場産品基準に違反がないことが確認をされております。

○9 番禰占通男議員 今課長から、いろいろ契約に対する手続も進行中ということ期待しているところです。

今まではただ承諾をもらって、返礼品事業者として返礼品をやっていたものが、契約によって罰則等も盛り込まれるということで、違反がないように、ただ総務省からの部分に対しては、自治体において、今課長がおっしゃられたような措置を講ずることなく、食品返礼取扱事業者が返礼品産地名の表示を偽った場合は、指定取消しの対象になり得るものであることを留意することというのは本当に注意書きで書いてありますので、そこはお願いしておきます。

4番の質問に移ります。

この物品や役務と交換できる返礼品の扱いの解釈はどのようになっているのかを質問いたします。

○日渡輝明企画調整課長 令和6年7月16日付で通知された、ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aによりますと、物品または役務と交換させるために提供するものとは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指し、証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含むとされております。

交換の対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められず、仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消し対象となり得ることから、地方公共団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこととされております。

具体的な例として、認められると考えられるものについては、区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券が示されております。一方で、認められないと考える例としまして、地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域商品券や区域内のホテルの宿泊代だけではなく、併設された売店等において、区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券など

が示されております。

本市では、令和6年度の新たな取組として4月以降進めておりまして、特定の協力事業者で利用できるPay Pay商品券を令和6年8月19日より取り扱っているところがございます。

商品券につきましては、お魚センターの直営鮮魚部、直営海産物店、南薩地域地場産業振興センター等で利用できまして、宿泊についても、市内5か所で利用できる商品券を取り扱っているところがございます。

本市のPay Pay商品券につきましては、地場産品基準を満たしたものとして取扱いをしておりまして、総務省の許可の下、運用を行っている取組となっております。

○9 番禰占通男議員 時間もありませんので、この点について私の思いを。

私は南溟館の入場券も加えてほしい。特に今、日本でも有名な金澤さんがやっていますので、そういうのはぜひふるさと納税に。そしてまた九州で一発しか上がらない三尺玉の観覧席に対して、今、枕崎ふるさと納税の食材を使ったもので提携をして、また観覧料、昔はいろいろ観覧席も設けられていたんですが、みしま丸を使った観覧船もありました。そういうのにも私は取り組んで、活性化をお願いしておきます。

最後の質問になりますけど、この返礼品提供事業者に対する資金調達、新商品開発、起業希望者への支援の考えはないのかについて質問いたします。これからの地域再生ということをお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、ふるさと納税の取組に際しまして、返礼事業協力事業者への資金調達、新商品開発、起業希望者への直接的な支援については、募集に要する費用に含まれると考えられ、寄附金額の5割基準を遵守するため、行っていないところです。

ふるさと納税の取組において、返礼事業協力事業者や起業希望者に支援を行うことは、地域経済の活性化や地元産業の振興に大きく寄与するものかと考えられます。しかしながら、総務省の基準では、ふるさと納税の募集に要する経費は寄附金の5割以下であることが求められております。この経費には、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、返礼品の調達費用、広告費用、事務費用などが含まれます。また、返礼割合に係る基準は、個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等について適合することが必要であり、一時期であっても、返礼割合が3割を超える返礼品等を提供することは認められないとされております。

返礼事業協力事業者や起業希望者に対する支援金は、返礼品の製造や提供に係る費用として計上されるため、募集経費の一部として扱われると考えます。

本市におきましては、返礼事業協力事業者の新商品開発について、ふるさと納税推進係の担当者と中間管理事業者である、さとふるが連携し、現在のトレンドを分析した上で協力事業者に対して随時アドバイスや提案を行っており、緊密な連携と関係性の構築に努めているところです。

また、返礼事業協力事業者の協力を得て、枕ふる協力会を設立し、地域を盛り上げるための取組が動き出しております。この枕ふる協力会は、地域の特産品を活用した新商品の開発やプロモーション活動を通して、取組の活性化を図ることを目的としております。具体的な取組としては、地域の特産品を全国に広めるためのパンフレット作成やふるさと納税イベント等への参加等が考えられます。

新たな取組としまして、返礼事業協力事業者が魅力的な返礼品PR用画像を市に対し提供した場合において、写真撮影等の経費に対し謝金を支払う取組を8月から始めているところです。

募集経費の割合を適切に管理しながら、ふるさと納税の本来の目的である地域支援が効果的に達成されるよう、取組を前に進めていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 通告に従い一般質問を行います。

今回の学校給食について考えるという質問主題のきっかけとなりましたのは、水産高校との意見交換会で出された「近隣の市では小学校、中学校の給食費が無償化されている。昨年、医療費が18歳まで無償化となったと聞いたので、給食費も無償化できれば子育て世代にもよいのではないか」という質問がきっかけでした。

これまで市長は、子育てにおける食費については保護者が賄うものという考えの下、給食の無償化を進める考えはない旨明言されています。また、人間社会における親の大事な役割を、大衆受けするからといって行政が奪ってはいけない。近隣市町村との人口の奪い合いにはくみしないという非常に確固たる意思を表しているところです。

高校生に対して、市長が言うから無償化は実現できないというのは簡単なことなんですけれども、私なりに高校生の問いに対しての回答を考えるに当たり、給食費に対する一つの考え方として、保護者の負担は残る中でも、地産地消を進めることで、保護者、生産者、児童生徒が満足できる給食の在り方があるのではないかと考えましたので、質問をしたいと思います。

まずは、給食の現状確認からお伺いしたいと思います。

本来の扱いのとおり給食費を保護者に求めている中、提供される給食についてどれほど児童生徒に食されているのか。残食調査について無償化されている近隣市との比較をすると、本市の給食はどのようにあると考えるのか、お伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 学校給食法はその目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである、と定めています。

学校給食の目標として、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うことなど、7つの目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であり、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであり、その基本は、家庭が重要な役割を有していると考えております。

また、教育においても食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこととしなければならないと考えるとともに、学校における食育の中心をなす学校給食は重要な位置を占めていると考えているところです。

学校給食の残食調査につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○高山京彦給食センター所長 学校給食の残食調査の状況につきましては、調査対象・期間や調査方法は各自治体の給食センターによって異なりますが、無償化している近隣市が今年度に調査した結果につきましては、市名は伏せて答弁いたします。

1つの市では小学校が7.3%、中学校は2.9%、全体で5.3%です。もう一市が小学校が8.0%、中学校は5.2%で、全体では算出していないと聞いております。

本市の残食調査につきましては、年に2回、6月と11月に指定する1週間の期間を定めまして、調査対象者を小学校3年生と4年生、中学校は2年生としまして、配食量に対する残食量を計量しています。

結果としましては、今年度6月の結果が小学校4.3%、中学校は5.5%、全体で4.8%となっている状況です。

○11番橋口洋一議員 今の結果を見たところ、小学校は非常に残食率が少ないと。中学校については、2番の市とほぼ同じ、同等であるというような状況で、総じて残食率は低いのではないかと受け止めたところです。

残食が多いということになりますと、給食費を頂いている本市においては、どういう取組をしているのかと。金銭的な負担、そこを負っているにもかかわらず、きちんとした給食が食べられていないというのは、親としても先ほど市長がおっしゃった心身の豊かな成長、そういったところにも十分行き届いてないんじゃないかというふうな形になる、思われるところもありますので、この残食については、本市では胸を張って児童生徒の健康成長に貢献できるような給食を提供しているのだと、そういった自負を持ち、保護者も目に見えて納得できる給食を提供していただきたいと思います。

続きまして、今年度における給食費の財政負担についてお伺いします。

○高山京彦給食センター所長 令和6年5月1日現在の市内の児童生徒数で試算しますと、小学校の児童が811人で、給食費は月4,300円であります。

給食費の保護者負担は、夏休み期間を除く11か月ですので、年間4万7,300円となり、小学校の給食費全体は3,836万0,300円となります。

中学校につきましては、生徒数が407人で給食費は月5,000円であります。給食費の保護者負担は年間5万5,000円となり、中学校の給食費全体は2,238万5,000円となり、合計で6,074万5,300円となります。

○11番橋口洋一議員 それは財政負担として基本的なところの計算になるかと思いますが、現在、財政支出により、弱者支援、物価高騰対策として給食費を支えている部分があると思いますが、それはどのような状況になっていますでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学させることが困難と認められる保護者に対しまして、児童生徒を就学させるために必要な費用を支給する就学援助費の令和5年度実績が、概数で申し上げますと約960万円です。

学校給食費助成事業補助金としまして、物価高騰に伴う子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために、市内の児童生徒の保護者に給食費値上げ分月額300円を補助していますが、令和5年度実績が約410万円となっています。

先ほど答弁しました給食費全体の額約6,070万円から、現在実施しています2つの助成事業の支出合計約1,370万円ですので、それを差し引きますと、新たな財源としては、約4,700万円の財源が必要になるのではないかという試算をしております。

○11番橋口洋一議員 物価高騰の部分が400万円程度あったかと思うんですけども、そこを合わせると4,200万円程度と考えてもよろしいところでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 再度答弁しますが、就学援助費が約960万円、給食費値上げ分を月額300円補助していますけれども、これが410万円、この合計が1,370万円となります。

先ほど全体の給食費、これが約6,070万円でしたので、差し引きますと約4,700万円の新たな財源になるということです。

○11番橋口洋一議員 分かりました。ちょっと計算が苦手なものですから、すぐには分かりませんでした。

次に、給食費における地元産食材の調達割合というところを質問させていただきます。

鹿児島においては、第4次かごしまの”食”交流推進計画「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」ということで、地産地消の推進と学校給食の充実というところを挙げているところかと思えます。

その中で地産地消については、地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取組は、農山漁村の活性化を図る上で重要な取組ですというようなことが書いてあります。

また、学校給食の充実というところで、学校給食は全小学校の99%、全中学校の91.5%で実施していますというような数値が示されており、国の第4次食育推進基本計画等に基づき、文部科学省では、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の取組、関係府省庁とも連携した学校給食における地場産物の活用を推進しているとされています。

ここで、この資料によりますと、2023年度の学校給食における地場産物の使用割合は55.4%、国産食材の使用割合は88.6%と、これ全国平均の金額ベースというふうになっております。

これと比較できるような状況でですね、どのような状況になっているかをお示してください。

○高山京彦給食センター所長 今年度、一定期間に行われました学校給食における地場産物活用状況調査の主要項目の重量ベースによる数値からお答えいたしますと、肉類は、豚肉など県内産が80.8%、ベーコン等の外国産が19.2%、魚介類は、キビナゴなど県内産が59.0%、サバなどの県外産が41.0%です。芋、野菜類につきましては、ジャガイモなど県内産が29.0%、ニンジン等の県外産が59.8%、赤ピーマン等の外国産が11.2%、その他としましてキノコ類などありますけれども、エノキ等の県内産が52.0%、シイタケ等の県外産が12.0%、昆布等の外国産が36.0%となっております。

これらを合わせた割合は、県内産44.8%、県外産43.0%、外国産12.2%となっております。

なお、当該調査の対象外であります主食とする米につきましては、県内産が100%となっております。

○11番橋口洋一議員 そうすると、金額ベースでの比較っていうのはなかなか難しいところだったんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 調査の中に重量ベースのほうがありましたので、それを基にしました。金額ベースにつきましてはちょっとなかなか難しい状況ということで、重量ベースのほうで答弁してるところでございます。

○11番橋口洋一議員 重量ベース等々で今割合が示されたところだったんですけども、この割合を市に当てはめると、どのような状況になるか、お分かりになりますでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 ただいま答弁しましたものが、市で実際、一定期間に行われた使用された地場産物の活用状況ということで、今現在使用されている部分、今、本市で給食センターとして活用されている状況でございます。

○11番橋口洋一議員 失礼いたしました。こちらのほう市ですね。

こちらの地場産品の割合ということで、様々挙げられて、上は80%、下は19%、様々な割合が示されたところかと思えます。

こちらのほうですね、地場産品の活用というところ、この前の水産高校生との意見交換会のときに、今は給食費の無償化はする見込みがないというふうな方針ですので、そういったところを現実的なところで何か給食費、こういったところがいいんだよと、高校生に対してもですね、分かりやすいというか、こういう考え方もあるかなというところで考えたものが、この中の給食費、食材等の地場産品割合、そういったものにつながるところです。

地場産品を使用するというところで、その先には、児童生徒の健康というところもあるんですけども、産業的に考えますと、生産品、そういったものを、現在、この割合で購入されているというところをもっと使用割合を地場産品、もっと言えば、枕崎のものというところに置き換えていけることになれば、私たち、枕崎市においては、給食費、有償という現実があります。その中でもっと安心安全なもの、もっと健康につながるもの、健やかな成長につながるものを提供できないかというところが、この考え、問いになったところです。

次の質問になるんですけども、地産地消の取組というのは、以前から叫ばれていたところでも

あります。

これまでも、回数を制限して、限定したところで実施していた地元食材のみのメニューというのを学校給食に取り入れ、保護者の給食費負担があったとしても、枕崎にいるからこそ食べられる、おいしい給食でありますよ、体にいい給食でありますよと。

そういう給食であることを魅力と捉えられるようになれば、児童生徒、生産者、保護者もうれしいと思えると、金銭で大衆受けする無償化とは一線を画した本市の経済、定住人口に循環が生まれるのではないかと考えますが、このような取組を進めるような考えというのはございませんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 我々、給食センターにつきましても、可能な限り地元産の食材の活用が図られるように、毎月1回農産物の生産出荷協議会と協議しまして、生産状況などについてもお聞きしています。

あと地元産食材につきましても活用できるような形で、生産者のほうと話はしているところではございます。

○11番橋口洋一議員 地場産物の活用のためには、納入ルートをつくるために、直接のルートか何かというふうな形が必要なんじゃないかと思うんですけれども、そういったところで、教育委員会や農政課などの行政とか、生産者団体とかとの連携というのも必要であると考えますが、先ほど毎月1回可能な限り地元産を使って地元の給食ですかね、そういったものを実施されているということだったんですけれども、この取組を現在月1の実施ではなくて、これを恒常的に地元産品にする給食というふうに取り組んでいくとすると、どのような問題点というのがあると考えられますでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 現在、地産地消の取組としまして、地元産の食材を取り入れて給食の提供は行っております。全面的に取り入れるとなりますと、学校給食については毎日、約1,500食弱の給食を提供していますので、大量の食材量に対して地元産のみの給食の提供が可能かどうかということになりますが、ここは極めて困難であると思います。

しかしながら、可能な限り地元産食材の活用を図られるように、先ほども答弁しましたがけれども、毎月1回、農産物生産出荷協議会と翌月に提供できる農産物や翌月後の生産状況などについて協議を行っています。

地元産食材を使用することは、鮮度のよい食材を使用できることや、地域で生産されたものが地域で消費されることで、地域内に資金が還元され、循環型の経済、あるいは地域活性化につながるものだと考えてはおります。また、農産物の輸送に伴う環境への負荷を軽減することにもつながっていくと思っております。

本市の学校給食で使用される主な地元産食材は、さきの答弁にもありましたが、枕崎産米、野菜、お茶、枕崎牛などの農畜産物に加えまして、かつおぶしやカツオ製品などの水産加工物などがございます。豊富な地元産食材を使用した給食を提供することによりまして、児童生徒が地元産食材の魅力に触れる大切な機会となっております。

学校では、生産者を招いて児童生徒との交流事業と交流給食も実施しています。地元産食材の歴史、製法、生産方法や生産者の努力していることなどを授業で学ぶことによりまして、地域や地元産食材に対して関心を持ち、感謝する心が育まれるとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解が深められます。また、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことにもつながっていくと考えております。

○11番橋口洋一議員 2015年の広報まくらざきを拝見したところ、本市給食センターが給食甲子園なるものの決勝に出られて、そこで優秀賞を受賞したという記事がございました。

本市の給食の質の高さを示すとともに、優秀賞を取ったということは大変誇らしいことであると同時に、丁寧な取組をしている方々が作る給食をおいしくいただける本市の児童生徒は、非常

にありがたいなという思いであります。

そこでありました記事に、今所長のほうから御案内がありました給食センターのほうでも地産地消の取組をしていて、生産者と野菜の使用について月1回生産者と市の農政課、給食センターで野菜の供給検討会を計画的に実施しているというところがありました。

先ほど来お話があるところですけども、これを回数を増やして、もっとほかの団体というか、特定の団体しかこの記事には書いてありませんでしたが、それ以外の団体も広く話合いに乗ってもらうような形で、地元産食材、そういったものをさらに供給することができるようにはできないものでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 月1回の農産物生産出荷協議会の中でお話ししておりますけども、毎月の提供のほうにつきましてもなかなか難しい場面が出てきておまして、ほかにも団体があれば、我々もちょっとそちらのほうともお話ししたりはしたいと思いますが、今我々の把握している中では、農産物生産出荷協議会、ここが市内全体的な野菜等の出荷につきましては担っているということを知っておりますので、またその辺は農政課等々でも話をしまして、ほかの団体がございませんかと聞き取りをしましてですね、考えていきたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 枕崎は漁業の町であります、農業も非常に盛んで、その取扱い額というのは農業のほうははるかに多いというような状況もあるところですよ。

そういった中で、給食に提供できるものが非常に少ないというところは、ちょっと疑問に思うところもあります。

この協議会が出される食材というのは、いわゆる有機食材とかそういう特殊なものというふうな縛りがあるので、その供給量に制限がかかってしまうとそういうふうに理解せざるを得ないものなんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 そういった制約的なものはございませんけども、農産物の生産出荷協議会につきましては、我々給食センターに直接卸すのではなく、Aコープがありますけども、そちらを経由してセンターに納入することになります。また、その種類につきましては、ネギとか里芋などの16品目の農産物を納めていただいております。

ほかにも農産物生産出荷協議会以外では、かつおぶし、腹皮などや枕崎牛、鹿籠豚、枕崎産米等も地元産食材として活用しております。

ふしの日である毎月24日には、枕崎水産加工業協同組合からかつおぶしも無償提供いただきまして、献立としましては、出汁を味わうすまし汁などの献立に活用もしているところでございます。

○11番橋口洋一議員 協議会において入れていただいているというところで、なかなか生産に対してそういう取扱いをしているというのは、いま一つ私の腑には落ちないところがあるんですけども、それ出荷協議会以外の部分というのは通常市場の取扱いとなるような、そういうものだというふうに考えてよろしいでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 ほかの調達につきましては、市内の学校給食用の物資納入業者がおります。全部で22業者ございます。

市外が11業者、市内で11業者がございまして、そちらのほうから調達するような形になっているところでございます。

主要食材に占める枕崎産の割合としまして、農産物になりますけども、これにつきましては枕崎産の割合が24.2%となっています。

あと肉類につきましては、枕崎産割合が14.7%、米につきましては枕崎産の割合が13.3%となっております。

○11番橋口洋一議員 金額、割合的に大分高いところではあるんですけども、先ほど財政的なところで、給食を無償化するとすると、どのぐらい差があるのかというところで、4,700万円

程度すれば無償化というような状況になるよというお話がありました。

その中で、枕崎における生産者のために、通常市場で購入する野菜、県外産も含めたところで購入するところかと思うんですけども、枕崎の生産者の分として生産されたものを給食センターに納入するとしたときに、補助を付けてもらって、今、一般的に市場で購入するのと同じぐらいの価格で購入できるとか、そういうような手当っていうところは何か考えられるものはないんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 地元産食材への補助ということになりますけども、今までそういった議論はこちらのほうではしてはございません。あくまでも給食費の食材につきましては、保護者の負担ということになっておりますが、その辺はまた持ち帰ってそこが実際できるのかどうかというものも含めまして、検討はしていきたいと思います。

○11番橋口洋一議員 検討していただけるということでありありがとうございます。

まず、差額をですね、地元産ということ限定してしまうとどうしても価格は上がってしまうと思います。

そこで、そのまま給食というふうに食材として入れてしまうと、給食費自体が高くなってしまいうということも考えられますので、その前段階として、そして生産者のほうに利益が及ぶような形というふうに考えれば、生産者、枕崎産の生産物を供給する方々に直接手当をするというふうなことができるのであれば、それはそれで地域経済にも寄与するので、その予算というのも、先ほどありました4,700万円とはいかないものではないかと考えます。

そういったところも考えていただいたところで、ひとつ、またちょっと考えを進めていただいて、枕崎にいるから、枕崎の安心な食材を使っておいしい給食を食べられるんだよと、そういったところも押していければ、枕崎に対する住民の思いというのも少し高まる場所ではないかと思えます。

以前市長は、シビックプライドというお話をされました。

そういったところの考え方も踏まえたところで申し上げますと、やはり枕崎は給食費は無償化しませんというふうなスタンスであれば何があるのよというふうなところで、いいところが見えていけば、皆さん、特に不平不満も言わないところなんでしょうけど、なかなかそういったところが見えないというのが、今現状であるがために、何度も何度も無償化、無償化、なぜ、なぜってなっているものかと思えます。

そういったところも踏まえたところで、今後、検討していただけるというお話もありましたので、今の給食をもっと充実させて、それをですね、枕崎にいるからこんないいものがあると、健康にもいいし、食べるのにもうまいしというふうなところ、生産者も潤うしというふうな形のことを考えていくのも一つの代案かなと思うところもあります。

ぜひそのあたりは、教育委員会、給食センターのほうでさらに話を進めていただければ、また、よりよい魅力のある枕崎となるものかと思えますので、対応方、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、最後の質問になる場所ですけれども、常々、私が給食に対して疑問に思っていたところもございまして、この質問になります。

仮に、本市を除く県内自治体が給食費を無償化した場合、または国が今子育て政策として給食費の無償化というのを検討している段階です。それが無償化が全国実施されたという場合には、市長の信念である親の大事な役割を大衆受けをするからといって奪ってはならないという信念に基づくと、どのような対応になるのかなと思うところありますので、そのようなときにはどのようなかをお示しく下さい。

○前田祝成市長 今、議員からいろいろ質問いただきました。

その中で、先ほどシビックプライドという言葉が出てきましたが、給食の質、これをしっかり

高めていくということについては、今議員からいろいろ御提案もございましたので、そのあたりについてはぜひ、給食センターあるいは農政課、水産商工課含めてしっかりと取り組んでいかなければいけないと考えるところです。

ただいまの質問ですが、まず、本市を除く県内各自治体が給食費を無償化した場合ということなのですが、これはあくまでも自治体が自治体独自の判断でどうするかということになるかと思えます。

これにつきましては、これまでも答弁をさせていただいているとおり、本市では、給食費の無償化については、取り組む考えはないということは変わらないところでございます。

また、国が子育て政策として給食費を無償化した場合ということにつきましては、このことにつきましては、国が国の責任で給食費を無償化するという政策を取るとなった場合は、それは我々も、その政策に従うということになるかと思えます。

これにつきましては、県の市長会で学校給食費の無償化について、国の責任において、給食費の無償化を実現するための財政措置を講じるよう強く要望するという要望がこの8月の総会で承認されたところでございます。

その要望につきましても、私自身も賛成の立場を取らせていただいたところです。

そしてもう一つ、信念という言葉がありました。信念ということではなくて、これは当たり前前、あるいは常識といったほうが正しいのかなと思えます。私の考える当たり前前、常識といったようなところです。

最近、いろんなところでお話をさせていただいておりますが、個人でできない事柄を代わりに行うのが政治というようにお話をさせていただいております。政治は究極のインフラストラクチャーであり、インフラとは、個人ができないことを共同体が代わってやることに意味があると、その役割を担うのが私たち行政だというふうに認識してございます。

インフラとしての政治の役割としましては、国土と国民の安全、社会の安定、経済の活性といったものが優先されるものと考えています。

給食費を親が負担するということについては、個人の努力でできることです。

一方、民意という言葉があります。現在の大きな潮流として、給食費の無償化という民意があることは承知しております。民主主義の最も注意しなければならない点があるのかなというふうに考えております。個人でできない事柄を代わりにやるのが政治と申しましたが、民意が全て善かということは、十分に考えなければならないと思っております。

冒頭、議員の登壇の中での質問のところに、今回の動機づけとして、水産高校の生徒さんとの意見交換があったというお話をお伺いしました。

非常に大事なことだなと思えますし、このことを高校生にしっかりと説明しなければならないということについては、私自身もその責務があるんだろうと思えます。そのあたりを考えますと、今私が考える政治の役割ということについてはこのような形で説明したいなと思っております。

今申し上げました民意が全て善かということについては、十分に考えなければならないと思っておりますし、これらのことは、我々政治に携わる者は常に意識しておかなければならない大切なことだと考えているところです。

○11番橋口洋一議員 今御説明いただきまして、市長の考え、対応等について理解することができました。そうだろうなと私も思っておりました。

県の中で取り残されているというか1市だけ残っても、それはもうそこは思われているところがあるのでそうかもしれない。国がやると言えば、そこに従う。

今市長のほうでお話がありました、民意が善かというのはよく考えないといけないというところは、そういう話がありまして、なるほどなと理解もできたところです。個人の思われるところ、個人の常識と政治で行われる事柄全てがイコールにはなるものではないのが政治だというふうに

お話をされているものと思います。

そこをですね、まず非常に信念というか、お考えが確固としてられる市長であるなどというふうに思いました。

ですけれども、ここまでいろいろ給食費のことで言われるっていうところは、その先ほども申しあげました、無償化じゃなくて代案って何かないのっていうのは、通常、自然に考えるようなことであります。なので、市長におかれましては、私から見ればもうすごく哲学的な思いを持たれて対処しておられるというふうに思って、これを動かすのは容易じゃないなという思いもあります。

ですけれども、思いは思い、考え方は考え方として、違う代案というのを示すと、住民も市民も理解が行くところというのものもあるかと思えます。

そこはですね、今後の対応として、給食費の問題を考える中で、市長のほうからも積極的に考えていただけるようにしていただけると、私がこういった形で質問した意味もあるのかなと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 お昼からの眠たい時間ではありますが、しばらくお付き合いのほどよろしく願いいたします。

8月28日の台風第10号は、偏西風や太平洋高気圧から離れていたため、速度が非常に遅く影響が長引きました。罹災された市民の皆様へ衷心よりお見舞い申し上げます。

台風が過ぎ、朝夕と幾分過ごしやすいい日もあり、少しずつ季節が移ろうとしております。本市では、7月21日から9月8日まで開催されました金澤翔子展にも多くの方が来場されました。また、金澤泰子氏の講演会が市民会館で開催されましたが、来場者で席が埋め尽くされており、コロナ禍以来、久しぶりに見る光景でした。

字幕スクリーンや手話もありとても分かりやすく、すばらしい講演会に市民の方々も感激しておりました。

8月3日には、5年ぶりにきばらん海も開催され、前夜祭の踊り連には1,200人の参加があり、きばらん海2日目は、大量みこしのパレードで27基のみこしが練り歩き、2日間で6万人の来場がありました。地域の皆様、関係者の皆様、並々ならぬ御尽力の下、イベントが開催でき、多くの方に御来場いただき、楽しんでいただけたことに改めて感謝申し上げます。

市議会としては、7月5日に行われた市議会と水産高校生との意見交換会で様々な意見をお聞きする機会をいただきました。その様子は、9月の議会だよりに掲載されております。

議会だよりの中には、水産高校生に撮影していただいた感性豊かですてきな写真も掲載しております。水産高校生にも協力をいただいて作り上げた議会だよりをぜひ御覧いただきたいと存じます。

また、8月19日に開催されました南薩地区市議会議員研修会の中で、若い世代の声が行政に届きにくいと講演の中でありました。高校生との意見交換会后、さらに高校生に話を聞き、いただいた意見を取り入れながら、通告に従い一般質問をしまいたします。限られた時間ですが、よろしく願いいたします。

水産高校生との意見交換会の中の一つに、若者が集まれる場所としてストリートバスケットができるような施設が欲しいとの声がありました。市長の見解をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今回、議員の皆さんが、各種団体等との意見交換会で鹿児島水産高校の高校生との意見交換をされたということ、非常に若い世代に耳を傾けるという意味でも、とても有意義な取組であったのではないかと心から敬意を表するものであります。また、今回の一般質問の中にも、この若い皆さんとの意見交換を踏まえての御質問も多く見受けられ、私も学ばせていただいていることが多々ありましたことに感謝申し上げたいと思います。

実は私も先日、自宅近くの公園で花火を楽しんでいる若者のグループと話をすることがございましたが、若い人たちの声を直接聞くことの大切さ、そしてそのことによって受ける刺激を非常に感じたところでした。

御質問のストリートバスケットについてですが、私自身の頭の中に全くなかったというのが正直なところです。議員からこの質問の通告をいただいて、そのようなニーズが若い世代にあるのだなと改めて感じたところがございます。スポーツ施設としての観点、あるいは公園等の遊具的な観点からなど幾つか考え方が出てくるものと思います。

まずはスポーツ・文化振興課長から、そのあたりを答弁させていただきたいと思います。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 まずは、ストリートバスケットについて説明いたします。

少人数の3人でもできる都市型のスポーツとして発展し、町なかの空き地などをコートとして利用し気軽に楽しめることが特徴です。このような施設を社会体育施設として整備する場合に、利用者のニーズに合致し、どれだけの利用が見込めるかについては、考慮すべき要素が多いと考えております。

現時点では、ストリートバスケット専用コートの整備を優先的に進める考えは持っておりませんが、総合体育館は、天候に左右されることなく、安全にスポーツを楽しむための適切な設備が整っており、引き続き利用いただけるように努めてまいります。

今後も市民の皆さんからの御意見を尊重しつつ、地域のスポーツ環境の整備について、その有効性や実現可能性を十分に考慮しながら進めてまいります。

○5番水野正子議員 現在、高校生は総合体育館が空いていると有料で使用しているそうですが、学生が使用する場合、無償にできないのかお聞かせください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 総合体育館では、バスケットやストリートバスケットでよく利用していただいている施設となります。

中学生や高校生がバスケットボールで友達と利用する場合、無償にできないのかという御質問ですが、枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の第13条に定める利用料の減免等の対象にはなりませんので、無償になりませんので御了承いただきたいと思います。

○5番水野正子議員 減免の対象にならないということで答弁いただきましたが、市営プールは個人でいくと無料ですので、今後、総合体育館の無償化は検討の余地があるかと存じます。

ストリートバスケットは、3人対3人で気軽にできる変形型のバスケットですが、コートの大きさは横15メートル、縦11メートル、ゴールは1つ設置すればバスケットができます。ゴールも調べてみますと50万円ほどでありました。

今後、若者の遊ぶ場所として、現在あるものを生かして設置していただけたらと存じます。

鹿児島県にはプロバスケットチーム、鹿児島レブナイズがありますが、今後選手を呼びイベント等を開催し、スポーツ観戦を市民と楽しめる場所としても生かせるかと存じます。

ここで、お隣の南さつま市の事例を紹介いたしますが、金峰学園の児童から南さつま市長に1通の手紙が届いたそうです。

内容は金峰学園にはちょっとだけ遊具があるから、子供たちを喜ばせるために使ったほうがい

いと思います。だから、みんなのためにもっと芝生と木と遊具で秘密基地を造ってください、お願いしますというものでした。

手紙を受け取った市長が、地元の建設業や造園業に携わる保護者に相談し、その方々が無償で秘密基地を造っていただきました。

手紙を書いた児童は、テレビニュースのインタビューで、「本当にできるなんてすごいと思った。みんなが喜んでくれて、僕もよかった」と答えていました。

みんなのためにと勇気を出して市長に手紙を出し、自分の声の実現したということはとてもうれしく、声を上げてみることの大切さを知ったかと存じます。

そこで本市も高校生の率直な意見を形にしていただけたら、今後、高校生も意見を出してみると何か変わるものだと思います、また市議会や行政にも興味を持っていただけるかと存じます。

今回、高校生の意見として、スポーツをすることができる公園が欲しいということで詳しく聞いてみますと、総合体育館等は、部活動で使用されている場合が多く、一般の高校生が使えないとのことでした。

また、体育館などで遊びたいときに、ほかの方が使用しているときがあり、スペースが限られてしまい不便に感じるそうです。思い切り遊ぶことができないという話でした。ほかの利用者を気遣って、少し抑え気味で利用しているのがうかがえます。

危険予測やルールを守ることも大切だとは存じますが、運動をすることで得られるものがあります。ポジティブになり、またストレス解消もさせるといわれています。心を安定させる働きもあります。

本市の高校に通う生徒がどのように思っているのか、なかなか聞く機会がなかった私としては、貴重な意見を率直に一般質問させていただきました。

課題は大きいとは思いますが、若者が思い切り体を動かせる場所として検討していただきたいと思っています。

○神浦正純建設課長 都市公園での設置について申し上げたいと思います。

都市公園については、令和4年度から6年度にかけて、子育て世帯や高齢者の健康づくりや憩いの場、さらには世代間交流の場として、台場公園にトモダチパークを整備しています。

今回、高校生のニーズとしてストリートバスケットという具体的なお話をいただきましたが、今後、都市公園の目的である健康づくりや憩いの場、レクリエーションの場として、あらゆる世代、特に若い世代も楽しめる場所として、どのような整備ができるのか検討していきたいと考えております。

○5番水野正子議員 検討していただけるのであれば、早期にお願いしたいと思っています。

続きまして、郷土芸能について質問してまいります。

本市には、9団体11種目の郷土民芸保存会があると聞いております。

例年、各団体において、豊年祭りで神社への奉納、農業祭、集落の運動会や敬老会で披露されているとのことですが、担い手不足とコロナで拍車がかかり、今年11月に5年に1度開催される枕崎郷土芸能大会ですが、山口集落の棒踊りは参加できないと聞いております。6名1組となり18名で踊るのですが、歌い手も必要で人材が足りないとのことでした。

人口減少、少子高齢化、最近ではコロナの影響により、公民館活動が減少し、伝統芸能の担い手の高齢化、深刻な高齢者不足、あわせて専門的な知識、技術が十分に伝承されていないのではないかと懸念が生じているということで、大きな課題があると認識しておりましたが、その後、課題解消はどのようになっているのかお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 現在、枕崎市郷土民芸保存会には、東鹿籠太鼓踊り、山下・水流太鼓踊り、塩屋四ツ竹踊り、笠踊り、田中馬方踊り、田布川馬方踊り・棒踊り、山口棒踊り、鹿籠金山せつと節、駒水ヤンセ踊り、汐替節の9団体11種目が加入しておりますが、地域に伝えられる

伝統的な文化・郷土芸能などを継承していくということが難しい状況であると同時に、次世代に残していくことの重要性は認識しているところです。

枕崎市郷土民芸保存会では、それぞれの地域の皆様が保存・継承に御尽力されています。しかしながら、多くの団体で、人口減少・少子高齢化に伴い伝統芸能の担い手の確保に大変苦慮されているようです。

市としましても、このような現状に鑑み、枕崎市郷土民芸保存会と連携を図りながら、地域とともに継承されている民俗芸能の発展、既存団体の発表の機会の設定など、後継者育成と継承に努めているところです。

そのような中、令和4年度には、県教育委員会が事業主体となって郷土芸能の伝承活動を支援する、かごしま無形民族文化財継承支援事業（単年度事業）を活用するため、本市の郷土民芸保存会に事業紹介を行ったところ、東鹿籠太鼓踊り、駒水ヤンセ踊り、汐替節の3団体が希望し、実演、インタビュー、専門家の解説などDVDに記録保存を行っていただきました。

今年度は、5年ごとに実施する郷土芸能大会が開催されます。そして、11月24日に市民会館において、各団体が一堂に会し、それぞれ継承されている踊りや唄の発表をしていただくことで、郷土民芸の伝承活動をより活発にし、市民の皆様に郷土民芸に対する理解を深めていただく機会にしたいと考えております。また、次世代へつないでいけるよう、映像の保存も行うこととしております。

最後に、財政的支援としましては、保存・継承活動のための郷土民芸保存会補助金を交付しております。また、市内の学校と枕崎市郷土民芸保存会が一体となって保存・継承するために学校伝統文化継承事業による支援も行っております。

その他、文化庁等が実施する補助事業などを団体の皆さんに紹介してきているところです。

今後とも、郷土民芸も本市の重要な文化財として、継承・発展に寄与してまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 今年の11月24日に芸能大会があるということですが、今から市民の皆様にも周知をして、多くの方が訪れてくれるようにしていただきたいと思っております。

令和2年度からは、市内の学校と枕崎市郷土民芸保存会が一体となって保存継承するために、踊りの説明や指導の実演、指導練習などに対して、市が活動に要する経費を負担する学校伝統文化継承事業がありましたが、こちらは今言われた3つの団体からの申請があったということでしょうか。申請は何件あったのか、お聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 学校伝統文化継承事業は、市内の学校と枕崎市郷土民芸保存会とが一体となって保存・継承するために、希薄となりつつある地域のつながりや世代間の交流を深め、郷土愛の醸成を図ることを目的として、令和3年度から市の単独事業として行っております。

申請状況につきましては、令和3年度から令和5年度に駒水ヤンセ踊り保存会から毎年1件、合計3件の申請があり、学校の児童生徒へ指導するための謝金として毎年3万円を支給しているところです。

○5番水野正子議員 地域で開催される行事に参加する取組を対象に事業を実施するため、必要な経費を負担されているということですが、3件活用されたということですね。

今後、増えていく可能性はないのか、3件は少ないような気もしますが、もっと周知していただいて声をかけていただけたらと思います。

先人が残してくれた郷土芸能を受け継ぎ、正しく次世代へ伝承することはとても大切です。本市に伝わる代表的な民謡を一堂に会し繰り広げられる様子は、私たちの郷土文化の豊かさを感じさせてくれます。

他市の維持のための対応策としては、指宿市は学校と連携し、運動会で披露しています。本市でも、駒水地区は6年生と連携して継続に取り組んでいます。和泊町では、児童生徒を青年層の

メンバーに入れ、担い手育成と子供へのアプローチをされているそうです。志布志市では、定額の運営補助と実績に応じた活動補助を支出といった取組をされているそうです。

本市の場合は、どのようなアプローチをしていくことが必要だとお考えでしょうか、お聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 市としましては、枕崎市郷土民芸保存会と連携を図りながら、地域とともに継承されている民俗芸能の発展と既存団体の定期的な発表の場の提供として、市総合文化祭や今年度は5年ごとに開催する郷土芸能大会での披露など、後継者育成と継承に努めているところです。

現在、市内で小中学校と連携して活動を行っていますのは、駒水ヤンセ踊り保存会と別府小学校が連携し、総合的な学習時間を活用して練習を行っています。

総合的な学習の時間は、探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための児童・生徒の資質・能力を育成することを目指しています。現在、総合的な学習の時間は、小学校4年から6年生で年間70時間、中学校1年生で年間50時間、中学校2年生から3年生で年間70時間という限られた授業時数の中で、各学校の指導計画に基づきながら、郷土教育、環境・自然教育、平和教育、人権教育等の様々な学習を進めているところです。

各学校では、この教科本来の目標を達成していくことを目指しながら年間指導計画を作成し、学習を進めているところですが、郷土芸能の継承は、学習内容の一部をなしている学習対象や課題であり、総合的な学習の時間を活用して市内の全ての伝統芸能を継承していくということは、学習指導要領の中にある教科の目標を達成するという面から難しいと考えております。

駒水ヤンセ踊り保存会のように、多様な助成事業などに取り組み、継承活動に成功した事例もありますので、こういった取組が他の保存会にも広がりますよう支援し、さらなる振興を図っていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 郷土民芸保存会の補助が24万5,000円ほどありますが、9団体で割りますと2万円ほどになります。市民の方から話を聞きますと、衣装のクリーニング代にもならないと聞いております。

今後は、文化の発展を支える幅広い人材の育成、文化の担い手として、民間の取組と合わせて、行政の取組が大切になってきます。文化郷土芸能を次世代に残すため、本市独自の取組で事業費を増やし活動しやすい環境をつくれるよう要望しておきます。

続きまして、本市では、9月14日、恵比須町と旭町と枕崎商工会議所青年部と合同で十五夜を開催するようです。

生活様式の変化などによって、地域のつながりを必要とせず、自治会等の活動に参加しない人が増えています。地域における人と人とのつながりが希薄になっているといわれ、それに伴い、地域での犯罪や災害、ごみ問題など地域が抱える課題に対する人々の不安が大きくなっております。

住民同士の助け合いの意識が、災害時の被災者支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げたりしているといったことがございます。

同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、共同意識を高めるために、公民館の果たす役割はますます大きくなっていると思います。縮小社会になっているわけですが、今後、公民館合併をしていかないと存続が難しくなってくると思います。

そこで、公民館合併に対する活動支援や研修の取組などが必要ではないかと考えますが、本市の公民館合併促進策についてお伺いいたします。

本市の公民館合併の支援制度は市報で紹介されていますが、今まで合併について相談は何件あったのかお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 人口の減少や少子高齢化の進展などにより、住民の自治意識や地域の連帯感の希薄化、加入率の低下等に伴う組織の弱体化が進み、自治機能の低下に拍車がかかっていることで、多様化する課題の解決が難しくなっている自治公民館が見受けられました。

平成28年度にこれらを踏まえ、住民主体のまちづくりの重要性の観点から、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任を持って解決していこうという地域力を高める組織づくりや、自治公民館組織の機能強化などを目的に、自治公民館活性化推進事業を始めております。

令和元年度に公民館活動に対するアンケート調査を行いました。75公民館中74公民館から回答をいただきました。

「再編が必要と考えている」と回答した公民館が3公民館、「現時点で再編の必要はないが、将来的には必要だと考える」と回答した公民館が44公民館、「再編の必要はない」と回答した公民館が27公民館でありました。

令和2年度は、そのアンケートを基に「再編を考えている」と回答した3公民館と、「アンケート調査後に再編の意向」が示された2公民館の計5公民館に対してヒアリングを行い、公民館の課題、市に対しての意見聴取、再編に対する公民館の考え方についてヒアリングや公民館の再編についての説明を行ったところです。

このことがきっかけとなり、美初公民館と木原公民館が令和4年度に再編することになりました。

お尋ねの公民館再編の相談の件数としましては、ヒアリングを行ったほか1公民館があったことから、6件となっております。

○5番水野正子議員 6件あったということで承知いたしました。

交付金については、設立された日の属する年度から2年間、交付の合計20万円ですが、20万円の根拠をお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 再編に係る市の助成としましては、枕崎市自治公民館活性化推進委員会補助金と、枕崎市自治公民館再編交付金があります。自治公民館活性化推進委員会補助金につきましては、自治公民館の抱える課題等の解決、地域活性化計画の策定、再編の可能性等を目的として協議するために複数の公民館で組織される自治公民館活性化推進委員会に対しての補助金を交付しています。2公民館による委員会設置の場合、上限5万円、構成する公民館が1公民館増えるごとに3万円を加算した額を補助する制度となっております。

対象経費は、会議費、消耗品費、役務費、研修視察などのバス借上げ料等が対象となります。

お尋ねの自治公民館再編交付金につきましては、再編後の運営・活動が円滑に推進されるための交付金として交付し、支援するものです。

交付要件としましては、自治公民館再編推進委員会を経て設立された新設公民館に対して、設立された日の属する年度に10万円交付し翌年度にさらに10万円を交付し合計20万円を交付するもので、対象経費は特に定めていないところです。

交付金額の決定につきましては、当時の他市の状況を参考にし、また、再編後の公民館運営・活動が円滑に進めるための妥当性を考慮した上で決定しています。

○5番水野正子議員 そのような支援がある中で、公民館合併がなかなか進まないという理由はどこにあるのでしょうか。

○木浦勝美生涯学習課長 先ほども申し上げましたが、本市としましては、公民館による自治機能の低下が見受けられ、住民主体のまちづくりの重要性の観点から、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任を持って解決していこうという地域力を高める組織づくりや自治公民館組織の機能強化などを目的に事業を始めております。しかし、公民館の再編については、公民館に居住する住民の意思により進められるべきものであると考えております。

令和元年度に公民館活動に対するアンケート調査結果では、「現時点で再編の必要はないが、

将来的には必要だと考える」と回答した公民館が、先ほど44公民館、「再編の必要はない」と回答した公民館が27公民館の93%の公民館が回答していることから、ほとんどの公民館では組織の機能が保たれ、公民館運営・活動が維持されているものと考えております。

しかしながら、アンケート調査から約5年が経過しておりますので、再度、公民館活動のアンケート調査を行い、公民館の意向を確認していきたいと考えております。

○5番水野正子議員 アンケートのほうをもう一度お願いしたいと思います。

公民館が合併するに当たり、本市としても、持続可能な交付金を増やすことはできないのか、お伺いいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 公民館再編は、公民館に居住する住民の意思により進めるべきものであると考えており、自治機能の低下などが見受けられる公民館につきましては、市としましても相談を受けたり、支援はしていきたいと考えます。

枕崎市自治公民館再編交付金につきましては、再編後の運営・活動が円滑に推進されるために交付し支援するもので、妥当性についても考慮して決定されておりますので、現在のところ、交付金の増額については検討する予定はございません。

○5番水野正子議員 今後ですね、増やしていったほうがいいのかと市民の方と話をしていると思いますので、そちらのほう、検討をよろしくお伺いいたします。

続きまして、本市における所有者不明土地の状況についてお伺いいたします。

相続登記が義務化になることから、所有者不明土地の増加にある程度の歯止めの効果があると思いますが、既に存在する所有者不明土地の問題解決には時間を要すると思います。

自宅の隣や近所に所有者が不明の土地があることは、環境や防犯の面から住民にとっては不安であります。

これは本市のまちづくりにも影響することも考えられますので、そこで、この問題の状況と対策についてお伺いいたします。

既に把握している所有者不明宅地はどのくらいの件数があるのか、そのことで得られない税収はどのくらいの金額になるのか、どのような対策を実施し何件解決に至ったのか、お聞かせください。

○鮫島眞一税務課長 固定資産税は、所有者課税主義が取られ、賦課期日における固定資産の所有者を納税義務者として課税されるものとなっています。

この所有者とは、土地については、登記簿に所有者として登記されている者をいい、その者に課税する制度をとっています。

登記簿に土地の所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡し現存しない場合、賦課期日現在において、現にこれを所有している現実の所有者を納税義務者とするものとされています。

また、賦課期日が経過した後その所有者が死亡した場合には、相続人等がその納税義務を承継することとされています。

また、これらの相続において、相続人が相続を放棄する場合は、相続人が家庭裁判所へ申述し、相続放棄が成立した場合、相続人は被相続人に課されるべき固定資産税を納付する義務を負わないこととされています。

この手続により、相続人全員が相続放棄したことなどから、相続人がいないことなどで相続登記が行われず、いわゆる所有者不明の土地が出現します。

このような事例等による相続人が不明の宅地は、令和6年度賦課において、15件で約17万円となっています。

これら所有者不明の土地の賦課については、相続人等が不明または存在しないことから、賦課徴収が極めて困難な事案となります。

これらは、個々の相続財産が関係する事案でありますので、解決策として決まったものではありません。事務作業としましては、亡くなられた所有者の相続の状況を把握するため、相続人を探し出す調査が第一歩となります。それにより見つかった相続人に相続の状況の確認を行い、相続人に賦課する事務作業を行っています。

この調査により、相続人がいないことが判明した場合は、賦課対象となっている物件の調査・確認を行います。

その調査結果を基に必要に応じ、家庭裁判所に相続財産清算人の申立ての検討を行います。この相続財産清算人制度は、申立てにより裁判所が清算人を選任し、相続財産の処分や債務を弁済するなど管理・清算をする手続を行うことができる制度です。

この制度を活用することで、税収の確保と所有者不明の土地を解消することにつながりますが、申立てに要する費用が発生することから、費用を賄うための一定の管理財産があることが必要であるため、その対象は限定的なものになります。

令和5年度においては、この制度を活用して1件の実績があり、相続財産が処分され債務が弁済されています。そして、登記名義人が新たな所有者に変更され、いわゆる所有者がいない土地が解消されています。

○5番水野正子議員 1件解消したというのを聞いて安心いたしました。

所有者不明宅地が15件、得られない税収は17万円という額ですが、17万円という額は大きいと存じます。今後も所有者不明の宅地が増えないよう要望しておきます。

続きまして、今後未納は増えていく可能性はないのか、お聞かせください。

○鮫島眞一税務課長 課税額の面におきましては、固定資産税における所有者不明の土地は、一般的には資産価値の低い土地に見受けられます。本市の土地の評価額は下落傾向が続いておりますので、対象が免税点未満になり税額が発生しないことも考えられ、課税額が減少する要因となります。

また、相続登記の義務化や国庫帰属制度などで一定の抑制効果があると考えます。

税務課としましても、これらの制度周知を図りながら、所有者不明の土地を生み出さない取組を行うとともに、所有者不明の土地を早期に捕捉するため、相続人調査を行い相続人を捕捉し、賦課することで、新たな所有者不明の土地を生み出さず、未納の抑制につなげたいと考えております。

○5番水野正子議員 固定資産税の未納が減ることを祈っています。

続きまして、固定資産税を未納していた方が土地を売却した場合、未納だった固定資産税はどうなるのか、お聞かせください。

○鮫島眞一税務課長 固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、土地、家屋、償却資産を所有している者がその固定資産の所在する市町村に納める税金となっています。

この固定資産税を納める納税義務者は、賦課期日現在の固定資産の所有者となっています。

このことから、固定資産税は賦課期日現在の所有者であった納税義務者が納税の義務を負うこととなります。

よって、売却するまでの未払いの固定資産税は、売却により所有者の変更があっても前の所有者が納税の義務を負うこととなります。

○5番水野正子議員 続きまして、令和5年度の決算の未納額は約3,000万円になりますが、未納回収についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○鮫島眞一税務課長 令和5年度決算において、固定資産税の現年課税分の収納率は、前年度同率の99.1%となっており、収入未済額は、現年課税分が約1,002万円、滞納繰越分が2,223万円となっています。

このうち、8月末までに現年課税分は102万円、滞納繰越分は70万円が収納されています。

収納未済額は、令和元年度と令和5年度と比較すると、地道な取組により45.5%、約半分程度に縮減されています。

この固定資産税は、市税の中でも基幹税目でありますので、税負担の公平性を確保し、納税秩序を維持することが住民の方々の税務行政に対する信頼を確保することにつながると考えております。

税務担当課としまして、租税法律主義を念頭に、引き続き、現在の徴収体制で現行法制度に基づき滞納処分を進め、粛々と賦課徴収を履行して、一層の収納未済額の縮減に取り組みたいと考えております。

○5番水野正子議員 今後も取組のほう、よろしく願いいたします。

今後、所有者不明の土地の対応はどうされるのか、お聞かせください。

○鮫島眞一税務課長 所有者不明土地の対応につきましては、所有者不明土地を生み出さない取組と減らす取組が必要と考えます。

先ほどの答弁の中でも触れましたが、生み出さない取組としては、納税義務者の方への意識づけとして、相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度など、国が設けた新たな制度の市民への周知を法務局と連携して引き続き行います。

また、減らしていく取組としましては、既に所有者不明土地となっている事案であることから、個々の相続財産が関係する事案でありますので、解決策として決まったものはございませんが、先ほど申し上げました相続財産清算人制度などの活用を視野に、対象固定資産の状況を定期的に調査し、情報収集に努め、解決策を検討していきたいと考えます。

○5番水野正子議員 未納を生み出さない取組と減らしていく取組に努めていくということで安心いたしました。

本市の令和5年度の固定資産税は10億8,570万円程度収入がありました。

地方自治体が固定資産税を課税することで得られる収入で、道路の整備や維持、学校や図書館、公園などの公共施設の運営、ごみ収集や、救急、消防サービスの提供など、住民の生活を支えるため、様々な活動に充てられます。

固定資産税は自治体の重要な財源の一つでありますので、今後も未納が増えないよう対応をよろしく願いいたします。

続きまして、下園橋についてお聞きいたします。

下園橋はなぜ架け替えすることになったのか。それと、工事の中身をお聞かせください。

○神浦正純建設課長 二級河川中洲川の河川整備については、県が行う総合流域防災事業により、第二中洲橋から下園橋区間の整備を平成28年度から年次的に実施しています。平成28年9月20日の台風第16号により、下園橋の橋脚に流木が引っかかり河川の断面を阻害したことが大きな要因となり、下園橋上流において河川が越水し、宅地への浸水被害をもたらしたことから、地域住民からの強い要望もあり、当初の計画になかった下園橋の架け替えを実施することになりました。

工事の内容については、現在、仮設の川を設け、本線の流れをせき止めることで、頭首工、橋の橋台、取付護岸工事を一体的に整備することとしています。そして、橋台の完成後に橋桁の設置を行っていくこととなります。

○5番水野正子議員 承知いたしました。

工事をするので、どの程度災害のリスクが少なくなるのか、お聞かせください。

○神浦正純建設課長 今回の河川整備においては、川幅を広げて流下能力、つまり水の流量を大きくするとともに、下園橋を橋脚のない橋に架け替えることによって、先ほど述べました平成28年の台風第16号で被災したような、川の越水による災害のリスクは大幅に軽減されると考えております。

○5番水野正子議員 住民の方々の安全が大切です。災害は起きるといわれていますが、大幅に災害のリスクが減ることを承知いたしました。

関連の各公民館長や瀬戸口公民館で市民の方には工事の説明があったとお聞きしています。当時の説明会では、仮設橋の設置はせず、一定期間の通行止めで対応するとのことでしたが、実際は工事が始まり、とても不便していると聞いております。

住民の方は、早期の完成を強く願っています。あとどれくらいの期間がかかるのかお聞かせください。

○神浦正純建設課長 中洲川改修工事に伴う通行止めにより、地域住民の方々には大変御迷惑をかけておかけしていると存じておりますが、工事の計画段階で、県が開催した当該工事の住民説明会等において、限られた予算の中で、仮設橋の設置に係る費用を本体工事に費やすことで、できるだけ早期に完成するという観点から、地元の方々には、仮設橋を設置せず通行止めによる計画で御了承していただき工事に着手した経緯があります。

県の現時点での計画によると、令和8年度の完成を目指していると聞いています。

市としましても、さらなる早期の完成を強く要望してまいりたいと考えています。

○5番水野正子議員 令和8年の完成予定、承知いたしました。

市民の皆様が不便だと感じない生活を送れるよう、早期の完成を要望しておきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時6分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 8月28、29日の台風第10号の被害を受けられたの方々にはお見舞い申し上げます。

いまだに電話やインターネット関係が普及せずに、不便な思いを強いられている方もいらっしゃるようです。工事関係の方々も懸命な対応をしてくださっていると存じます。

また、当局の担当課では、連日の災害ごみの受入れ等、本当にお疲れさまです。1日も早い復旧、そして普段の生活が送れるようになることを願うばかりです。

それでは、本日最後となりましたが、私の質問に入らせていただきます。

9月4日の南日本新聞に、県内の2023年の鳥獣被害について掲載されておりました。被害額は2億9,816万円で、前年比で10%の減少だったようです。しかし、全体の58%を占めるイノシシの被害は8%増で1億7,436万円だったようです。また、県自然保護課によりますと、県内に生息する23年度のイノシシの推定個体数は5万頭と掲載されておりました。

そこで、1問目の本市の有害鳥獣対策についてですが、近年、本市でも鳥獣被害が多く発生し農家は困っています。令和3年から5年までの捕獲頭数と被害金額をお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 野生鳥獣による全国の農作物の被害金額は、平成22年度の239億円をピークに減少してきており、直近5年間の平成30年度から令和4年度までは約155億円から160億円程度で推移している状況です。

鹿児島県におきましても、平成24年度の6億8,000万円をピークに減少傾向にあり、令和5年度では約3億円となっております。

本市の被害金額につきましては、令和3年度が166万7,000円、令和4年度が248万円、令和5

年度はヒヨドリによる果樹への被害がなく85万9,000円となっておりますが、中山間地域や農村部の、特に生産資材や燃油の高騰、農産物の価格低迷などで大変な苦勞をされている農家にとりましては、依然として非常に深刻な課題であると認識しております。

本市の捕獲状況につきましては、担当課長が答弁いたします。

○沖園信也農政課長 本市の過去3年間の捕獲数は、令和3年度がイノシシ155頭、タヌキ・アナグマ221頭、カラス268羽、令和4年度がイノシシ250頭、タヌキ・アナグマ253頭、カラス333羽、シカ1頭、令和5年度がイノシシ261頭、タヌキ・アナグマ202頭、カラス321羽となっております。

今年度につきましては、8月31日現在となりますが、イノシシ130頭、タヌキ・アナグマ101頭、カラス27羽となっております。

○8番眞茅弘美議員 イノシシに関しては、年々捕獲頭数も増加しているようです。

それから農作物の被害対策といたしまして、電気柵がございまして、本市では、電気柵の設置に一部助成しておりますが、その内容についてお願いします。

○沖園信也農政課長 市では農家から有害鳥獣被害による電気柵設置の要望があった際には、まず、補助率の高い鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を促しておりますが、設置が翌年度となることなどから、早期に設置可能である市の補助を受ける農家が多い状況です。

ただいま質問者からありました、本市の電気柵補助の要件といたしましては、農作物を販売目的に耕作している10アール以上の農地において、電気柵や防護柵などの鳥獣の侵入防止柵の整備に対し、その経費の3分の1、上限額3万円としており、年に1農家1回の補助となっております。

申請件数は、令和3年度が19件、令和4年度が21件、令和5年度が33件と増加しており、設置経費は圃場面積により開きがございまして、約3万円から10万円程度かかっているような状況です。

○8番眞茅弘美議員 現在、山手の圃場ですね、以前からイノシシ等が出没するというので、大抵電柵は設置してあるようでございまして。

ですので、これまで大丈夫だった被害に遭わなくて済んだ圃場は、設置していない圃場もあるようですけども、最近ちょっとそういうところまでイノシシが出没するようになり、被害が出ていると聞きます。

そうしたときに、慌てて電柵を設置したいということで、農政課に申請に行かれると思うんですけども、結構手続に日数がかかると聞いておりますが、その辺はどうでしょうか。

○沖園信也農政課長 補助金交付申請の手続に沿って迅速に処理するため、職員も申請手続のお手伝いをしている状況でございまして。

また、被害が拡大する前に申請に係る書類等が準備できるよう、農家にも指導をしているところでございまして。

○8番眞茅弘美議員 被害に遭う前に設置できればいいんですけど、農家も経費がかかったりして、大丈夫だろうなということで、なるだけ経費がかからないように、電気柵はつけないでおこうと考えているところ被害に遭ったってということで、駆け込まれることもあると思うんですが、そういった場合は申請のお手伝いはしてくださっているということで、今後お願いいたします。

イノシシ等の防止対策としては現在電気柵しかございませぬ。しかし、本市の鳥獣被害防止計画の中でも、被害対策として電気柵の導入を推進しているの、電気柵の申請を推進しているわけでございます。

そこで、電気柵の申請を1年に1度きりではなく、回数を増やしていただけないか、また、補助率を上げていただけないでしょうか。

○沖園信也農政課長 先ほども答弁して、若干重複する部分もございまして、市では、農家から

有害鳥獣被害による電気柵設置の要望があった際には、まず、補助率の高い県からの補助になるんですが、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用をまずは促しているところでございます。

ただ、設置が翌年度となったり、あるいは受益戸数1人で1台設置するというようなことは、かなわないものですから、市に申請をなさっているところでございます。

補助の要件につきましては、近隣市の状況を踏まえて行っておりますが、今後、現状をしっかりと検証をしていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしくお願いたします。

それと電気柵は侵入防止柵ですが、一方でイノシシの捕獲頭数は確実に増加しておりまして、猟友会の方々にも本当に感謝申し上げるところでございますが、こうやって捕獲しないことには被害は減少しません。

しかし、捕獲従事者の方々、現在、猟友会を中心に活動してくださっているようですが、高齢化等もあり、捕獲体制がどうなのかと思うんですが、防止計画の中の捕獲体制は、令和5年度では31名で活動するとなっております。

本年度新たに資格を取得された方がいらっしゃいますか、いらっしゃったら人数をお願いします。

○沖園信也農政課長 本年、県で7月に受講、免許の試験があったわけですが、市で現在把握しているのは1名と聞いているところです。

○8番眞茅弘美議員 承知しました。

そしてイノシシで言いますと、冒頭、課長からもございましたが、イノシシの捕獲頭数が令和元年で148頭、令和2年で174頭、令和3年で164頭ということでございました。

本年度も4年、5年と増えてはいるんですが、この計画の中で、被害状況がなかなか減少しないことから、捕獲計画数を400頭とし、市内全域で銃またはわなにより捕獲を強化することで、被害軽減に努めるとあります。

しかし、捕獲従事者も高齢化し減少していると聞きます。

そこで、私何を言いたいかといいますと、捕獲従事者を増やすことが大事だと存じます。そこで、現在資格取得に助成があると思うんですけども、その助成内容をお願いします。

○沖園信也農政課長 ただいま議員からございましたとおり、本市では、有害鳥獣の捕獲を市猟友会と連携して行っております。

そのため、猟友会員を増やすことが重要であると考えており、狩猟免許試験事前講習会にかかる費用や狩猟免許取得者に対して、中型箱わな1台の補助をしております。

また、有害鳥獣を捕獲した際には報告していただくこととなっておりますが、現在は、猟友会の方、御自身のスマートフォンやデジタルカメラで捕獲した鳥獣を撮影し、データを持参するなど捕獲従事者に負担をかけているような状況でございますが、本年度はスマート捕獲アプリを導入し、捕獲位置や種類、撮影データなどを送信できるように改善し、捕獲従事者の負担が軽減できるような取組を進め、捕獲従事者の拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 捕獲をして一々市役所に持ち込まなくても、アプリで確認ができるという取組でよろしいですかね。

○沖園信也農政課長 今回導入しますスマート捕獲アプリは、迅速にそういった情報を市と共有できる、今後、ジビエとかそういったもので活用をする際に、新鮮なといいますか、捕獲して新しい状態で、そういった業者への情報提供などそういったものが最終目的となっております。

従事者の方につきましては、1回1回来られるよりも、情報をすぐ渡して、実際捕獲した動物については、尻尾は持参していただかないといけませんので、そちらはまとめて出させていただくという形で軽減できればと考えております。

○8番眞茅弘美議員 捕獲に従事している方の話を私も直接お聞きしたんですけども、例えばイ

ノシシの捕獲ですと、獣道を探して出沒しそうな場所にわなの捕獲器を設置すると。すぐにはかからないので、冬場ですと数日から1週間に1回、夏場ですと長くても1日置きに確認に行かなければならないようです。

このように結構時間に余裕がある人でなければ活動も難しいのではないかなと思っておりますが、確保、育成が課題になっているということでございます。この現状を市としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○沖園信也農政課長 ただいま質問者からございましたとおり、わなを仕掛けてございますと、巡回の部分でかなり負担が大きいというのは、こちらも確認をしております。

以前、年度は覚えておりませんが、捕獲ができたときに、自分のスマホ等に連絡が入る、そういった機材も導入をしております。

今後そういった要望等が多ければ、そういった支援も今後考えていきながら、捕獲者の負担を軽減していければと考えているところです。

○8番眞茅弘美議員 そういう便利なものを活用できるといいと思います。

設定等で高齢者の方も苦慮されるかもしれないですので、お手伝いしていただければと要望しておきます。

そして、近年非常に、市街地でアナグマをよく見かけます。市民の方からも、家庭菜園を荒らされ困っている。また、家の中に侵入してくるといふ相談もあります。

家庭菜園は、丹精込めて手をかけ収穫を楽しみにしている矢先に荒らされていたと。そして自宅に侵入してくることもあるということですが、ある高齢者の方は女性のひとり暮らしだったんですけども、突然入ってこられて、怖かったというふうにおっしゃっておられました。

このように住宅街でも困っている現状があるんですが、市はこの現状を御存じでしょうか。

○沖園信也農政課長 市民の方から家庭菜園等、家への進入そういった相談は、市民生活課に情報提供と相談等があったりします。

そういった際には、できるだけ農政課とも情報共有をしながら、対策を取るようにしてございますので、ある程度の中身的なものとしては、農政課でも聞いております。

○8番眞茅弘美議員 アナグマと遭遇したときの対策はどのようにしたらよろしいでしょうか。

○沖園信也農政課長 市民から家庭菜園が荒らされる、また、住宅の中に侵入してくるなどの相談があった場合の対策としましては、まず、御自身で電気柵や進入口を塞ぐなどの対策を行っていただくようお願いをしているところです。

その上で解決に至らない場合などにつきましては、市から猟友会に相談を行い、協力を得られる会員を当該所有者に紹介し、箱わな等による捕獲対策を行っていただくなどの対応を取っているところです。

○8番眞茅弘美議員 住宅街でもアナグマの出沒が大変多く見られまして、人間の生活環境が脅かされるのではないかと心配しております。

私の居住している集落は田舎ですので、以前からよくアナグマは見かけますが、住宅の中に入ってくることは今までございません。

田舎ですので、ある程度食べるものもあるからではないでしょうか。しかし市街地は、簡単に餌になるものがないため、アナグマも必死で食べるものを求めて、住宅の中に入ってくるのかと思います。しかし自分事に例えると獣ですので非常に怖いです。

そのときの対策といたら追い払うしかないでしょうけども、家庭菜園に対しては、御自身で防護するというところでございました。

あと鳥獣保護法の中で、一般の人は勝手に捕獲や駆除はできませんというそのあたりを、市民の方への周知を今後よろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきます。農業振興策についてでございます。

まず、お茶についてですが、6月議会でも質問をさせていただきまして、少々かぶる部分もございしますが、御了承ください。

枕崎の統計によりますと、お茶の生産額が5年間で7億3,000万円も減少しております。これは、令和4年度と平成29年度の生産額を比べた数字でございます。また、本市の茶農家戸数は、平成29年度で140戸だったものが、令和4年度では112戸となっており、栽培面積も平成29年が約591ヘクタール、令和4年度では580ヘクタールと10ヘクタール減少し、生葉や荒茶の生産数量も減少につながっているということでございます。

そして、今年が一番茶の繁忙期は雨の日が多く、被覆作業にも大変苦勞されたと聞いております。雨が多くぬれた生葉は、その分製造過程で燃料を多く使うため、燃料費も余分にかかります。

入札金額が上向けば、気持ちの持ちようもございしますが、茶農家の所得が減少し営農意欲の低下につながっていると存じますが、この状況を行政としてどのように考えておられるか。また、何か展望がございましたらよろしくお願ひします。

○沖園信也農政課長 国内のリーフ茶の消費が伸び悩む中で、国や県におきましては、輸出向けの茶に力を入れており、また、ペットボトルや和紅茶の需要が伸びている状況です。

このような状況下で、各農家におきましては、市場で高い評価を受ける品種への改植を進めており、市といたしましても、改植等に対し国の補助に上乗せ補助を行って支援をしております。

本市の茶業全体を見ますと、荒茶工場36工場のうち、半分以上が個人工場となっており、生産コストの削減にも限界があることなどから、茶業の構造改革に取り組む必要があると考えております。

市茶業協議会におきましては、これらの課題等に対する調査を行い、現在、注目されているてん茶や有機栽培への転換、荒茶製造を一部の茶工場に集約するなどの今後の本市茶業の方向性について、若手農家を中心に協議を行うなどの取組を考えているようですので、市も一体となって取り組んでいきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 今課長からもてん茶ということがございましたが、現在、注目されております、てん茶や有機茶ということでございますが、お隣の南九州市では3つの茶工場がてん茶の機械を導入し、稼働していると聞いています。

有機茶のことも含めまして、他市の状況をお願いします。

○沖園信也農政課長 抹茶の原料となるてん茶の工場につきましては、南九州市に7工場、質問者からありました、旧知覧町に3つ、旧穎娃町に3つ、旧川辺町に1つ、県内におきましては19工場あると聞いています。鹿児島県は、てん茶の生産量で日本一となっている状況です。

○8番眞茅弘美議員 てん茶の製造は他市等でそうやって進めているんですが、今後、やっぱり一番需要という部分が大事になってくると思うんですが、先を見据えてどうなんでしょうか。

○沖園信也農政課長 てん茶は、ここ数年の和食ブームや健康志向を背景とした、国内外の抹茶人気により需要が高まっているようですが、その人気がどこまで続くのか、また、価格面を見て生産者が多くなり、市場に回る量が増え、現在の価格が維持できるのかなど懸念される点もあると考えております。

○8番眞茅弘美議員 しかし大事なのは、やはりお茶農家が今後どう考えているのか、どうしていきたいのかということところが一番大事なところになるかと思っておりますので、先ほど調査をやっていくということでしたので、その調査の内容をしっかりと精査して、お手伝いよろしくお願ひいたします。

次に、カンショについてお聞きしてまいります。

今年は梅雨入り前から雨量が多く、梅雨明けから日照りが続き、病気や害虫被害が心配されます。早い農家では7月から収穫が始まっておりますが、カンショの生育状況をお願いします。

○**沖園信也農政課長** カンショの生育状況ということですが、基腐病の関係について、説明をしたいと思います。

サツマイモ基腐病の発生状況につきましては、関係機関と生育調査を行っており、地上部の黄化・枯死などの発生状況を無、微、少、中、多、甚の6つに分類して調査を行っております。

8月21日時点での調査内容等としまして、被害率0%の無が79%、3%未満の微が20%、3から20%の少が1%、21%以上の中、多、甚につきましてはいずれも0%となっております。

なお、昨年8月25日現在の調査では、被害率0%の無が72%、3%未満の微が25%、3から20%の少が2.8%、21から40%の中が0.2%、41%以上の多や甚につきましては0%となっております。

現時点では、昨年と比較しましても被害は少なくなってきており、生産者の基腐病対策の成果が現れていると考えております。

○**8番眞茅弘美議員** 基腐病に関しては、本当に防除対策等も定着してきまして、被害も年々減少していると存じております。

それから、聞くところによりますと、新品種の焼酎用でいいますとみちしづく、これが非常に強く被害が大分少ないと現時点ですけれど、聞いております。

基腐病に関しては減少しているということなんですが、しかしちょっと近年厄介な害虫が出てきておりまして、ヒルガオハモグリガという虫に侵されている圃場が大変目立つんですけども、このヒルガオハモグリガは、茎や葉に糸を張り、甚大な被害を受けると葉は赤茶け、糸で覆われるため、遠目で見てもすぐに被害が判別できるという、私も実際見ておりますが、そういう状態なんですけども、このヒルガオハモグリガについてはどうでしょうか、聞いていらっしゃいますか。

○**沖園信也農政課長** 今年は気温が高いため、例年と比較しましても、ヒルガオハモグリガの発生が早く、本市の別府地区を中心に発生が見られるとの情報があったところです。このため、8月下旬に生産者に対し、発生の周知と防除の通知を行っております。

○**8番眞茅弘美議員** 農家の方も、これまで基腐病対策を頻繁に言われてといたしますか、被害がたくさん見られまして、基腐病対策を入念に行ってきております。

そしてまた、雑草対策は除草剤をかけ、油虫や芋虫などの害虫駆除剤を、ほとんどの方々が使用して定着しておりますが、この近年発生しておりますヒルガオハモグリガにつきましては、認知度が低いので、今課長からもございましたとおり、8月下旬に周知をという話でしたが、なかなか病気の情報は遅れて入るのかもしれませんが、農協とも情報を共有し、早めに周知していただきたいと思います。

農家はもちろん注意していないといけないんですけど、被害が新しい病気だと、なかなか何が原因というのが分からない農家もいらっしゃったりしまして、被害が広がってから慌てて駆除剤を散布し手後れだったとなれば、経費をかけた上に収量も減少します。

担当課におかれましては、補助金の申請のお手伝いと通常の業務以外でも常日頃御尽力いただいておりますが、今後、予期せぬ病害虫発生について、周知をなるべく早めにしていただけないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○**沖園信也農政課長** 病害虫の発生につきましては、県からもホームページ等で、病害虫の情報提供がございます。そういったものを踏まえまして、できるだけ早い機会に農家への周知ができるように努めてまいりたいと思っております。

○**8番眞茅弘美議員** ぜひよろしく願いいたします。

次に、機械購入助成についてお伺いします。

コロナ禍、また、物価高騰が続く中、本市では、認定農業者等担い手育成対策事業ということで、農業機械購入に助成していただいております。この事業内容と申請件数をお願いします。

○**沖園信也農政課長** 市におきましては、令和3年度から認定農業者等が農産物の生産性や品質の向上、収量増、生産安定、規模拡大等を図る目的で農業機械を導入する経費について補助を行っております。

制度創設当初の補助率は、補助対象経費の3分の1以内でしたが、令和4年度からは、補助対象経費の2分の1以内と補助率を引き上げる見直しを行っております。

申請件数につきましては、令和3年度が8件、令和4年度37件、令和5年度25件、今年度の予定が11件となっております。

○**8番眞茅弘美議員** この認定農業者等担い手育成対策事業は、今課長からもございましたとおり、令和3年より一般財源から捻出していただいております。

そして、令和4年度から助成率を3分の1から2分の1に引き上げたことにより、申請者が殺到しまして、補正予算を組んでいただきました。この数字に現れているとおり、令和4年37件の申請があったようです。

この事業に関しましては、市長をはじめ、庁内での協議で、これまでにない思い切った予算を組んでいただいたと、農家の方々からもありがたいという声をいただいております。

そこで、この事業は5年間で一旦終了となりますが、令和8年までなんですが、農家からは、この機械助成の事業は続けていただきたいという声がございます。今後もし是非続けていただきたい。この機械助成の申請の間隔ですね、これ5年なんですが、これも何とか3年ごとにできないかという声もございます。

農家戸数も高齢化などでかなり減少しております。また、肥料代や資材代なども高騰しております。そして、何より出荷する物の金額が上がらないという現状がございます。

やはり何が心配かということ、収入面だと思うんです。そこで、市でできること、何とかこの機械助成を存続していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、市道の道路標示の引き直しについてでございます。

市道の道路標示の引き直しについて、一言で市道といっても、かなり広いわけでございます。まず、道路の安全管理上、道路標示の引き直しの基準はあるのでしょうか。お願いします。

○**神浦正純建設課長** 道路の路面上に引かれた線などの区画線と、文字や記号などの道路標示を総称して、路面標示といいます。

この路面標示には、停止線や横断歩道等の交通規制を伴うものと、道路の幅を示す外側線、中央線や交差点注意等の文字などの交通規制を伴わないものがあります。

交通規制を伴う路面標示は、警察署を通じて県公安委員会が設置や引き直しを行い、交通規制を伴わない路面標示は各道路管理者が対応することとなります。

路面標示の設置基準については、指針等で示されていますが、お尋ねの引き直しの基準については、交通量等の条件により摩耗の程度が異なることなどから、明確な基準はないところです。

そのため、道路パトロールによる目視や市民からの情報提供により、現地を確認した上で、危険性や緊急性を考慮し年次的に路面標示の引き直しを実施しているところです。

なお、停止線などの規制に係る警察所管の路面標示であっても、パトロール等で市が把握できた箇所や市民の方から情報提供をいただいた箇所についても、現地を確認した上で、警察へ要望、それから引継ぎを行っているところです。

○**8番眞茅弘美議員** 道路標示を確認して運転している方は、その表示が薄くなっていると、分からないとか、不安または確認を怠ってしまう原因にもなります。

例えば、市道でも小筋、小さい筋がたくさんあるんですが、これが非常に多くて、小筋でも止まれの標示がない小筋もたくさんあるんです。

そういう小筋から出るときに注意が必要なんですが、そのときに停止線があるのとないのとでは、大分違うと思うんですね。事故防止にもつながります。そういうところの停止線の薄くなっ

ているところもたくさん見られます。

今、課長からございましたとおり、市が管理する道路標示、そして公安が管理する道路標示があるということでございました。

パトロール等で公安が管理する部分については、要望をしてくださっているということでしたが、担当課で年次的に引き直しを行っているということでしたが、実際1年にどのくらいといっても難しいかもしれませんが、引き直しが実施されているのでしょうか。

○神浦正純建設課長 令和5年度の実績としましては、区画線等の路面標示、これに約2キロメートル程度の引き直しを行っているところです。

令和5年度につきましては、他の防護柵とかそれから道路反射鏡、交通安全施設全体で一応500万円の予算を使っております。その中で優先度を決めて、路面標示それから道路反射鏡、防護柵等に振り分けて実施しているところです。

この路面標示については、令和5年度は金額にしまして200万円弱実施しているところです。

○8番眞茅弘美議員 令和6年度200万円、現在でということでしょうか。

○神浦正純建設課長 令和5年度の実績を申し上げたところです。

○8番眞茅弘美議員 2キロメートル程度の引き直しとかそういう整備が行われたということですが、その優先的に危険箇所とかそういうのを主に行っていくっていうそういう考えでしょうか。

○神浦正純建設課長 そのとおりでございます。

○8番眞茅弘美議員 そうなりますと、何と申しますかね、田舎とかあまり通行しないような道路は、全く引き直しがなされないのではないかなと思うのですが、事故防止のために、もちろん財政面も伴ってきます、そここのところは分かるんですが、市道は市民の皆さんが使う道路ですので、どんなに小さな道路でも、事故防止のために、今後、点検や引き直しの計画をしっかりとつけて、進めていくべきじゃないかと存じますが、その辺はいかがでしょう。

○神浦正純建設課長 繰り返しになりますが、現地を確認し交通量などを十分考慮した上で、危険性、緊急性を考慮して年次的に計画的に引き直しを実施していきたいと思っております。

○8番眞茅弘美議員 当局の言われたいことも分かるんですが、中には全く線が見えないくらい消えているところもございます。

道路を整備したときから一度も引き直しがされていないのではないかなと思うところも結構ございます。

例えば事故が起きた場合に、中央線が消えていたりして、過失の判定に困ったりということもあり得ると存じます。

また最近では、中央線や外側線にタイヤが乗ると、警告音が作動するサポート機能もついている車もございます。それはあくまでもサポート機能ですが、今後、市民の皆様が安全に市道を利用できるように、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時57分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和6年9月10日)

令和6年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

令和6年9月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 辻本貴志議員（60ページ～66ページ） 平田るり子議員（66ページ～76ページ） 立石幸徳議員（76ページ～85ページ）	
2	53	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産厚

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	平 塚 孝 三 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	田 代 勝 義 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
橋 口 和 洋 企画調整課参事	平 田 寿 一 総務課参事
木之下 浩 一 教育長	高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
森 健一郎 学校教育課長	木 浦 勝 美 生涯学習課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長	木口屋 和 彦 選管事務局長
宮 原 司 消防長	中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、辻本貴志議員。

[辻本貴志議員 登壇]

○3番辻本貴志議員 本日1番目の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

2023年6月の共生社会の実現を推進するための認知症基本法、通称認知症基本法が成立し、2024年1月1日に施行されました。共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日は認知症の日、9月は認知症月間と定めています。

この認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することが目的となっております。

しかしながら、認知症をめぐる偏見や誤解は、いまだに社会の中に少なからずあります。

認知症への正しい理解を広げ、理解者を増やすことが大変重要であると考えます。

そこで、認知症基本法成立による本市の認識を伺います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私のほうから、繰り返しになるかもしれませんが、法の目的そして地方公共団体の責務について答弁いたします。

我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日に施行されております。

この認知症基本法では、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとなっております。

取組等については、担当課長が答弁いたします。

○川野優治地域包括ケア推進課長 本市においては、平成27年に公表された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）や、令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症施策の推進に努めており、枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画でも認知症施策の推進も盛り込んでいるところです。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、認知症施策推進大綱と比べると、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会として、ケアする・されるという関係性から脱却した、認知症の人を含む共生社会という社会像が強調されていることや、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることとあるように、人権ベースの考え方が貫かれていること、そのほか政策形成や社会づくり、研究開発など、様々な局面における当事者参画が強く意識されていると認識しております。

○3番辻本貴志議員 本市の実態と今後の推計について伺います。

○川野優治地域包括ケア推進課長 厚生労働省は、今年の5月に65歳以上の高齢者がピークを迎える2040年に高齢認知症患者が584万人、認知症予備軍とされる軽度認知障害患者が613万人との推計結果を公表しました。

2040年には65歳以上の高齢者のうち、およそ3人に1人が認知症か、その前段階の軽度認知障害になると予想されているとのこと。

なお、2022年時点の認知症の人は、65歳以上の高齢者のうち443万人、12.3%であり、軽度認知障害の人は558万人、15.5%になると推計されております。

本市の認知症患者を把握することは困難であります。国の推計割合の12.3%で本市に置き換えますと、今年7月末時点の65歳以上の高齢者は8,186人ですので、1,000人程度の方が高齢認知症患者であると推計されます。

また、日本の地域別将来推計人口では、本市における2040年の65歳以上の高齢者は6,404人となっておりますので、国の推計割合の14.9%で本市に置き換えますと、950人程度の方が高齢認知症患者であると推計されます。

○3番辻本貴志議員 本市は人口減少にも伴い高齢化率が大変高くなるという状況もありまして、恐らく認知症の方、軽度認知障害の方がどんどん増えていく状況にあるということが分かりました。

続いて、最近の計画では、枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画にあると思いますが、これまでの認知症の本市の取組についてどう総括しているか、お願いします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 本市の認知症施策は、平成27年に公表された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）や令和元年に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき推進してきました。

認知症への理解を深めるための普及・啓発や、認知症の人の介護者支援、早期受診や相談対応の広報、地域で見守るボランティアの育成、予防事業、地域での見守り活動などを行っております。

認知症サポーター養成講座は、認知症への理解を深めるための普及・啓発として毎年開催しており、キッズサポーター養成講座を含め、毎年60名から120名程度の方が受講され、令和6年3月31日時点で、延べ2,576名の方がサポーターとなっております。

認知症カフェは、認知症の人や家族、地域住民が気軽に参加し、一緒にお茶を飲みながら、家族を含め相談や情報交換を行う場になります。令和3年度から5年度は、感染症予防のため開催できておりませんでした。今年10月に再開予定としております。

早期受診や相談につきましては、地域包括支援センターだけでなく、かかりつけ医や居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センターなどで相談できること、早期の支援を受けることの大切さを認知症ケアパスに掲載しています。地域包括支援センターでは、家族や関係機関から相談や認知症の疑われる方の情報提供を受け、必要な支援につなげています。年間実数で10件から50件の相談となっております。

令和3年度からは、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、チームオレンジ立上げやボランティアに興味のある方に対し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域に住む認知症の方への接し方について学んでもらいました。その後、ボランティアに興味のある方に、おれんじボランティアとして登録してもらい、介護サービス事業所や医療機関などで見守りや話し相手として活動していただいております。12名の方が登録されています。

認知症の予防については、発症をできるだけ遅らせることを目的に、健康課を中心に介護予防教室を開催しており、毎年36名の方が参加されています。また、一般介護予防事業でありますてがげ広場や筋トレサロンにおいても認知症予防の脳トレを行っています。

地域での見守りとしましては、在宅福祉アドバイザーによる訪問活動、令和5年度から開始し

ました見守り安心ネットワーク事業による徘徊者の早期発見、保護対応を行っています。

認知症施策推進大綱の5つの柱の中の、本人発信支援や認知症バリアフリーの推進、社会参加支援については、具体的な施策にまで至っていない状況であり、本人の意向を酌み取ることが重要なポイントとなると思います。必要な支援や情報の提供を行い、自らの意思の表出、理解し選択できる体制づくりを目指していきます。

○3番辻本貴志議員 認知症の人の症状としてあるのが、脳の神経細胞の働きが低下して起こる中核症状です。脳の神経細胞が担っていた役割が失われるために起こる症状で、記憶力や判断力の低下などがこれに該当します。

もう一つの症状が周辺症状、いわゆるBPSDの症状だと認識しています。BPSDは、うつ状態や妄想がひどくなる精神症状と、怒りっぽくなったり、徘徊するなどの行動症状が挙げられます。

BPSDの特徴として、本人を取り巻く環境や人間関係が大きく影響し、感情の不安定さやそれによる行動の変化は周囲の対応次第で改善できます。BPSDが非常に悪化した状態では、改善に時間も労力も費やすと認識しているため、初期の状態、軽い状態でいかに早く対応するかが重要となります。そこで、相談体制と初期対応はどうでしょうか。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 認知症の方の相談につきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、地域包括支援センターだけでなく、かかりつけ医や居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センターで相談できること、早期の支援を受けることの大切さを認知症ケアパスに掲載しています。

認知症サポーター養成講座の中でも、認知症の要因としては高齢であることが大きく、認知症は誰でもなり得る病気であること、早期受診、早期診断を受けることで、認知症の進行や生活の質、介護者の負担軽減につながることを伝えており、相談先についても紹介しています。

地域包括支援センターにおいては、総合相談で家族や民生委員などからの相談を受け、必要な方に関しては自宅を訪問し、御本人と面談、医療機関などと連携を図っています。

警察署や金融機関などから、認知症が疑われる方の情報提供をいただき、日常生活に支障がないかなどの確認をし、必要な場合には関係機関と協力し、今後の生活に向けた対応を行っています。

また、受診や必要なサービス利用が難しいケースについては、認知症疾患医療センターに相談や認知症初期集中支援事業において対応しています。

○3番辻本貴志議員 私も腕にはめているオレンジリングをもらえる認知症サポーター養成講座の実施状況について伺います。

○福永賢一福祉課長 過去3年の認知症サポーター養成講座の実施状況を説明いたします。

令和3年度は3回実施しまして参加者60人、令和4年度は7回実施し参加者97人、令和5年度は8回実施し参加者124人となっております。

先ほどの地域包括ケア推進課参事の答弁にもありましたとおり、自治公民館や小学校、企業・職域団体など、数名から数十名規模で講座を開催し、幅広い年代の方に参加をいただいております。

認知症サポーターキャラバン・メイトによる講話を中心に、冊子やDVDなど教材を活用し参加者への説明を行っております。

今後も、認知症に対する正しい理解の促進と偏見を解消するためにこの講座を継続して、さらなる普及・啓発に努めてまいりたいと思っております。

○3番辻本貴志議員 この議場を見渡しても、認知症月間でもありますが、まだオレンジリングをつけている方が少ないと認識しています。

認知症月間にみんなでつける、受講していない方には受講を勧める、議会に出席するメンバー

こそ受講して、本市全体のそういった対応も必要かと思しますので、今後検討していただければと思います。

法施行後、半年が経過しましたが、今後の展望はどうでしょうか。

○川野優治地域包括ケア推進課長 国が今年の秋をめどに策定する認知症施策推進基本計画を踏まえて、本市が取り組む認知症施策については、枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画との整合性を図りながら、全ての認知症の人が基本的人権を共有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるような施策を検討していきたいと考えております。

また、令和9年度から令和11年度を計画期間とする枕崎市老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画においては、国・県が策定した認知症施策推進基本計画に基づき、本市の状況に応じた認知症施策を盛り込んでいきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 以前の認知症施策推進大綱とは大きく違うことは、この認知症基本法では、認知症の人の本人の意思、家族の意思で計画を立てるということになっていると認識しています。

しかし、我々は慣れていないんだと思います。福祉というものは、誰かがやってくれるもの、そういった認識で福祉を受ける立場であった方々がほとんどだと思います。そうした本人の意思を伝える取組を枕崎市は以前から取り組んでいます。

以前私も受講したことがあります。枕崎市では、ACP、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）にも取り組んでいると認識しています。広報まくらざき2022年10月号の特集にもありましたが、その一部を紹介します。

それぞれが人生の中で選択をしてきていると思います。自分が日頃から大切にしている思いや価値観、人生観、様々なことをもとに、時に家族や大切な人と一緒に悩みながら、したいこと・したくないことをあなた自身が選択してきたはずです。

これからもあなたらしく暮らしていくためには、どんなことを大切にしていきたいですか。

続いて、長い人生を最後まであなたらしく暮らすためには、医療・介護についても、体が元気なうちから考えておくことが大切だと広報紙に書いてあります。

今回の改定で、認知症の人の本人の意思が大きく取り上げられるようになったことが大きな変化かと思えます。

認知症になって本人の意思を確認するとなると、思考や判断力の低下が見られる場合も多く見られます。早いうちに、若いうちに人生会議を行い、枕崎市民があなたらしく暮らしていくということをきちんと考え、意思表示し、住みよいまちづくりにつなげていければと思います。

改めましてですが、今回新たな認知症基本法ができたわけでありましたが、これから新たな計画も立てられると思います。そこに人生会議（ACP）を、本人の意思というものを早いうちから聴取する、聞くということを提案したいと思います。どうぞ御検討よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。本市のプール施設について伺います。

利用状況について、火之神、市営プール、台場公園の利用状況をお願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 私のほうから、火之神公園のプールにつきまして利用状況について申し上げます。

火之神公園のプールにつきましては、幼児用プール、アスレチックプール、流水プールがありますが、利用状況につきましては3か年ほど申し上げます。

令和3年度が4,231人、令和4年度が7,183人、令和5年度が9,500人となっております。

令和3年度、4年度におきましては、コロナウイルス感染症の影響で、コロナ禍前の令和元年度の利用者数8,355人より減少しましたが、令和5年度は、先ほど申し上げましたとおり9,500人、今年、令和6年度につきましては、台風第10号の接近により8月26日で閉鎖をしましたが、利用者数につきましては1万0,404人で、ここ一、二年、コロナ前の利用者数を上回り、増加傾

向にあるところです。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 私のほうから市営プールにつきまして説明いたします。

市営プールにつきましては、50メートルプール、25メートルプール、幼児プールがありますが、利用状況につきましては、令和2年度はコロナで閉鎖し、令和3年度は1,229人、令和4年度は1,097人と減少しました。

令和5年度から市営プールでの学校授業の利用が始まり、令和5年度は1,114人、令和6年度は1,459人と増加しておりますが、学校授業の利用を除けば、令和5年度は813人、令和6年度は653人と減少傾向になっております。

○神浦正純建設課長 私のほうからは、台場公園海水プールについて説明いたします。

台場公園海水プールにつきましては、50メートルプール、幼児用大プール、幼児用中プール、幼児用ミニプールがあります。

利用状況については、令和3年度が1,038人、令和4年度が1,265人、令和5年度が1,515人、令和6年度が2,034人となっております。

令和2年度はコロナで閉鎖し、令和3年度はコロナの影響で、通常の開設期間43日間に対し21日間の開設となっております。

コロナ後の利用者数は、徐々に回復傾向にありますが、コロナ前の令和元年度の入場者数3,543人と比較すると減少傾向にあるところです。

○3番辻本貴志議員 夏休みにプールがオープンしていたんですけど、やっぱり近くを通っても、にぎわっているプール、にぎわっていないプール、明らかに数字としても出ていますし、毎年夏休み前にはアルバイトも募集して雇っていると伺っております。

それも含めて、今後の維持管理計画について伺います。

○鮫島寿文水産商工課長 火之神公園のプールにつきましては、まず昭和40年代に海水プールとして整備を行いまして、平成3年に流水プールも新設し真水（水道水）を使用したプール、今の現状の形になったところです。

小中学生の夏休み期間をほぼ開設期間としておりますが、年間の維持費につきましては、電気代や水道料金、循環浄水滅菌に係る薬品代、プール監視員にかかる費用などで年間500万円ほどを要しております。

また、同プールの使用については有料で使用料を徴収しておりますが、その使用料収入は、令和5年度で約180万円です。

お尋ねのとおり、本市には3つのプールがありますが、その在り方につきましては、各施設の設置目的及び特性、ニーズ、利用実態、経年劣化の状況などを踏まえまして、これまでも庁内で全体的な検討を行っておりますが、火之神公園のプールにつきましては、公園内のレクリエーション施設として、市内外からの利用者も増加している状況もありますので、老朽化している施設等の改修を図り、利用者の安心・安全を確保し、今後も維持・継続して夏の期間にプール開設を行っていきたいと考えております。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営プールにつきましては、50メートルプールは公認プールのため、毎年、南薩地域の競技会などが開催されております。

管理・運営につきましては、開設から56年が経過し老朽化が進み、年々、維持管理には多額の修繕コストがかかる状況となっております。

令和4年度から指定管理者制度を導入し委託をお願いしておりますが、委託前の令和3年度の維持費は、電気料や水道料、循環浄水滅菌等に係る薬品代、プール監視員に係る費用など、年間150万円程度を要しております。年々増えている状況でございます。また、循環ろ過装置の改修に4,000万円、プール側面のクラックなどがあり、これらの修繕には相当な費用が見込まれているところであります。

このようなことから、令和6年度の運用といたしまして、25メートルプールは通常どおり運用しましたが、50メートルプールは競技会や合宿に限定しての運用とし、幼児プールは休止したところでございます。

今後、市営プールの維持管理に関するコストとその必要性を評価し、地域全体のスポーツ施設の役割や利用状況を踏まえ、引き続き競技団体や利用者の意見を反映させながら運営方針を決定していくこととなります。

○神浦正純建設課長 台場公園海水プールについては、御存じのとおり、県内でも珍しい海水を利用したプールで、昭和53年度の開設から約46年が経過しており、これまでも必要に応じて、老朽化した施設の補修や改修を図りながら維持運営をしています。

小中学生の夏休み期間に合わせて開設期間としておりますが、年間の維持費は、電気代や水道料金、滅菌に係る薬品代などの消耗品、取水設備保守点検代、プール監視員に係る費用などで年間250万円ほどを要しています。

台場海水公園プールについては、若年層の人口減少に伴いプール全体の利用者数は、コロナ前と比較すると減少傾向にある中、幼稚園や保育園、福祉施設などの団体による幼児用プールの利用は比較的高い水準となっております。

施設の老朽化、中でも50メートルプールの状況は顕著であり、また海水の取水ポンプ本体や配管については、老朽化の進捗具合も不明であり、使用可能な期間も把握できないところです。

これらの状況を踏まえて、今後の施設の在り方を総合的に検討していく必要があると考えております。

○橋口和洋企画調整課参事 ただいま、それぞれのプールについて担当課から説明がありましたが、市内全体のプールの今後の在り方について、私から説明いたします。

市内のプールの在り方については、それぞれ目的に沿って維持管理をしておりますが、これまでも市内で全体的な検討をしてまいりました。

昨年の11月に実施しました公共施設の在り方検討委員会で、市内のプールの在り方について、具体的な協議を始めたところです。

今年度も8月23日に実施しました公共施設の在り方検討委員会で、市内のプールの在り方について協議しており、今後も協議を重ね、今年度中に方向性を決定する予定としております。

○3番辻本貴志議員 それぞれのプールの役割といったこともありますので、またそれも含めて今後の在り方を検討してまたは伝えていってもらえたらと思います。

次の質問に移ります。

本市の中学生を中心に自転車通学生がいると思われませんが、本市の自転車通学生の現状はどうでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 本市における自転車による通学については、桜山中学校と別府中学校で実施されております。

これらの2つの中学校においては、自宅から学校までの通学距離に基づき、保護者が学校に自転車通学の申請を行います。学校は、申請した生徒が自転車保険に加入していること、自転車の日常的整備を行うこと、通学時のヘルメット着用などの交通ルールの遵守を条件に許可しております。

令和6年度の自転車通学生の人数については、桜山中学校が7人、別府中学校が23人となっております。

○3番辻本貴志議員 近隣市では、通学用自転車購入制度がありますが、本市ではこの制度を新設する考えはないのかお尋ねします。

○森健一郎学校教育課長 近隣市における自転車購入補助金の交付状況については、補助の対象となる通学距離や補助金額など、それぞれの市の状況によって異なっております。

また、近隣市には学校統合された中学校があり、スクールバスを利用して通学するなど、本市と比較して通学校区が広範囲にわたっております。

一方、本市では、小中学校の校区も同じであり、校区によっては自転車通学を行っていない中学校もあるなど、近隣市と異なる状況があるため、本市においては、通学用自転車購入補助金の新設について、検討する予定はないところでございます。

○3番辻本貴志議員 はい、分かりました。続いて、別府小学校の体育館について伺います。夏休みに床板の一部改修を実施しておりますが、現状はどうでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 別府小学校体育館の床につきましては、平成15年に全面床改修工事を実施しております。

当該体育館は、床下にコンクリートを打っていないことで、湿気がこもりやすい状況になってしまったことが原因で、一部の床が腐食したのではないかと考えられます。

今年度、著しい腐食部分につきましては、床板修繕によって張り替えを施しています。また、通気経路を確保するための床下換気ガラの開口部を大きくした対策も行っているということで、以前よりは換気がよくなり、改善されているところではございます。

○3番辻本貴志議員 実際に施工業者等からの話も聞いたんですけど、やっぱりカビがきている真っ黒い状態だと、湿気がすごいということで、何か次から次に恐らくこういうことが起こってくるんじゃないかと聞いておりますので、当局でも今それを把握している。以前よりは、通気がよくなった状況がつくられているということで、また今後もちょうとこう観察していかないといけない部分かなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時18分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

まずは、このたびの台風第10号により、被災を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

夏の厳しい暑さも過ぎ、季節が随分優しく過ごしやすくなりました。皆様はこの夏、どのように過ごされましたでしょうか。

私はこの夏、まだ暑さが厳しい夏休みに入ったばかりの頃、人生の教訓ともいえる心震える1冊の本に出会いました。その書籍から、故人をしのぶ、あふれんばかりの感謝と先人をたたえる作者の思いから、恩を忘れるなど語りかけられ、自身の弱い心が揺さぶられたのを感じました。

全ての人が生きていく上で、誰かに助けられている。その恩を忘れてしまうのもまた人間、水を飲む人は、井戸を掘った人のことを忘れてはならない。新たに何かを始めるということは、新しい井戸を掘るということだ。また、後に水を飲む人は、この恩を忘れてはならない。私たちの今は、当たり前ではない。先人の方々の恩恵にあずかり、先の人がゼロから築き上げたからこそ1があり2から3になり、5にも10にもでき、また、その10を次の世代へとつなげていくことこそが私たちの役目、今はかなわない新しい物が生まれる。全ての社会は、そうやってつながり今があること、私たちがやらねばならないことは、人の礎となり、つなげていかなければならない。そう再確認をさせていただいた貴重な時間でした。

さて、私も枕崎の市政に携わる御役目を賜り2年目に入りました。これまで一般質問をしまし

たで終わりではなく、答えに対し進捗状況を確認し、本市にとって絶対に必要なことに関しては諦めることなく問題を突き詰めていくことこそが、私の御役目とっております。

これまでの総括といたしまして、まずは施政方針で御約束していただいた本市と南あわじ市の交流について、進捗状況を教えてください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市と南あわじ市との交流については、令和6年3月定例会の初日本会議の施政方針で述べましたように、JA南さつまとJAあわじ島間で交流協定が結ばれている縁もあり、これからお互いの市がそれぞれ新たな価値を創出していくこととしているところです。まずは特産品を通じた産業振興につなげるため、令和6年度の新たな取組をスタートさせたところであり、これまで両市間の協議の下、実施時期や具体的内容について調整を図ってきているところです。

取組の詳細、進捗や具体的な内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長 枕崎市と南あわじ市の産業交流の取組について、進捗状況を答弁いたします。

まず、両市の関係課及び関係団体など担当者がこれまでに協議を重ねてきた結果、特産品を通じた産業交流の具体的な方向性が明確となったところです。この取組の詳細につきましては、9月の広報紙で市民の皆様にお知らせをしており、また、南あわじ市の地域性、伝統、文化、観光資源等についても広報紙で紹介をし、魅力を広く伝えることを目的とした内容となっております。

具体的な交流イベントにつきましては、枕崎市の関係者が南あわじ市にあります、あわじ島まるごと食の拠点施設、美菜恋来屋（みなこいこいや）のスペースをお借りし、本市の特産品を販売する物産展を開催することが決定をいたしまして、開催日は10月5日土曜日、6日日曜日の2日間を予定しております。

同様に、南あわじ市の関係者が本市のお魚センターで物産展を行う予定でありまして、こちらは11月開催の予定で調整を行っているところですが、正式に日程が決定した際は、改めて10月の広報紙等で市民の皆様へお知らせをしていくこととしております。

これらのイベントを通しまして、両市の特産品の魅力を広く発信し、地域経済の活性化を図るとともに、市民の皆様へ新たな発見と交流の機会を提供できることを期待しているところです。

今後も引き続き、両市の協力関係を深め、新たな価値が創出されるよう取組を推進してまいります。

○10番平田るり子議員 ここで三島のお話になりますが、枕崎と三島間、定期航路で枕崎の市民の方々が尽力され、よく知っているものの、それでも長い間かなわない状況があります。

今回、広報まくらざきで念願の南あわじ市の紹介が掲載されました。多くの方が南あわじの話は耳にしたことがないと思いますが、しかし、実は随分前からJAあわじ島、美菜恋来屋にて枕崎のカツオ販売フェアを開催していただいております。

そこまでしていただいているにもかかわらず、長い間、南あわじ市との交流は、この三島問題と同じような状況が続きました。この交流のお話は、JAあわじ島とJA南さつまの両JA間のつながりで平成27年に提案があり、本市の前議員も尽力され、令和2年度に両市長ともにお会いになりましたが、コロナもあり、長い間進まない状況がありました。

今回、東京の銀座三越JA全農フロアに枕崎の物産をと、受入体制を整えていただいているにもかかわらず、いま一つ本市の真剣度が見えてこなかった。感じられない。これはJAと枕崎市と、以前は何回も話合いがあったと聞きましたが、今はどのようになっているか教えてください。

○沖園信也農政課長 JAは農業協同組合ですが、農家の営農や生活の指導のほか、生産資材・生活資材の共同購入や農畜産物の共同販売、農業生産に必要な共同利用施設の運営、農業生産資金等の貸付けなどを目的とした組織であると認識をしております。

質問の主旨はJA南さつま職員と市職員との情報共有や意見交換などをはじめとしたつながり、

交流であると思いますが、市農林技術協会やJAの各生産部会などを通して、特に営農関係で深い関わりを持っており、作況や市況、農業を取り巻く情勢や農家の声などの情報を共有し、その対応等について意見交換を行っているところでございます。

○10番平田るり子議員 現在、人件費や肥料高騰でどの産業も大変苦勞しています。何もしなくても物が売れる、こんな時代は、日本の人口が増えない限りもう来ません。20年も30年も人口問題に真剣に取り組んでこなかった日本政府、これからますます厳しさは加速していきます。

縮小していく日本の中で生き残るために、そんなときだからこそ、それぞれの企業で協力体制を図り、枕崎ブランドとして売れるものを生み出し、販売先をつくる。今こそ構想を巡らすことが大切です。

東京でのこの物産品フェア開催に、今、大変厳しい状況に置かれている枕崎のお茶、菊、鹿籠豚、枕崎牛など様々な枕崎の物産を全国・海外まで視野を広げ、枕崎のかつおぶし、そして白波に次ぐ枕崎ブランドの構築を図り、枕崎に何本もの産業の柱をつくるべきと考えますが、本市の販路開拓についてはどのようにお考えでしょうか。

○沖園信也農政課長 本市では、枕崎さえみどりPR事業や「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業、「枕崎の、特産品。」発信事業、さらには物産展や各種イベントなどを通じて販路の拡大に取り組んでいるところでございます。

○10番平田るり子議員 お魚センターで11月12日、13日、南あわじ市と枕崎の物産品フェアが開催されます。その後、構想はもう考えていますでしょうか。今回がゴールではありません。ふるさと納税チームのように、別の所属で進めていかないことには、すぐに立ち消えになってしまいます。今回は、第一歩、これからが始まりです。

枕崎と南あわじ市との交流協定書は交わしているのでしょうか。これはぜひ、交流協定書を交わしていただき、お互いの町の発展、活性化、そして災害協力体制を築く重要な協定書となります。この交流で、今枕崎高校を支えている枕高野球部、もっとこの枕崎高校を活性化するには、淡路三原高校、小中教育交流で野球によるお互いの町の交流を深め、本市には立派なモニター付野球場もあります。この両市間のスポーツ交流、また災害協力体制をどのように考えますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 本市と南あわじ市の交流については、まずは特産品を通じた産業交流を深めることが重要であると考えております。今年度からスタートさせたこの取組は、両市の経済的な活性化を進める重要な取組であると考えており、特産品の磨き上げやブランド力向上を通して、地域の魅力を広く発信し、観光客や消費者の関心を引きつけることが期待されると位置づけております。

御質問のありました防災、観光、産業、教育など、多くの期待される分野についての交流協定や災害時の応援協定については、今後発展する可能性もございますが、まずは本年度よりスタートした特産品を通じた産業交流を実施し、次年度以降さらに深化させる取組を進めていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 枕崎市民の安全を守るためと考えれば、交流がありながら、いまだ進まない枕崎三島間定期航路、ここも何としても枕崎市民相互安全のために必要です。

鹿児島県は、防衛力強化のために有事の際に、自衛隊や海上保安庁の利用に備え、空港、港湾の指定の受入れを受託いたしました。市長として、南あわじ市、そして三島とのつながりは、早急にこういったことは進めるべきだと考えます。塩田知事は、日本国民のために決断いたしました。前田市長は、市民のために決断すべきと考えます。南あわじ市、そして三島とのますますの交流、楽しみにしております。

次に、火之神公園周辺の整備について質問させていただきます。

本市には3つのプール施設がありました。先ほども質問ありましたが、今年の夏、火之神プールが大変にぎわっていたと聞きました。とてもうれしく思います。

しかし、背景には鹿児島市内の多くのプール施設がコロナ禍から施設整備の莫大な修繕費、修理費のめどがつかないことがあるものと見ています。

火之神公園は、プール施設、キャンプ場、そして平和祈念展望台、大和慰霊碑のところ、そして養豚場跡地、この一帯を県の事業を活用して、それぞれを一連で開発することで、大きな交流人口につながるとは思います。可能性に満ちあふれた火之神公園のこれからの交流人口をどのように考えますでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 火之神公園につきましては、坊野間県立自然公園の一部でもあることから、来園される観光客や市民の皆様に自然景観を楽しみながら過ごしていただくための施設として位置づけております。

これまでの公園整備につきまして申し上げます。

今、議員からもありました県の魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、平成22年度には園路、東屋及び炊事場を。平成27年度から平成28年度にかけては火之神公園の広場からプール東側までの園路を延長しまして、テーブルやベンチ及び照明施設等を整備したところです。

平成30年度末には、公園の西側に未来をつむぐ幸せの鐘のモニュメントが民間団体の御厚意により寄贈されております。

令和元年度につきましては、県の地域振興推進事業を活用し、公園の南西側から隣接する火之神公園プールまでの園路、歩道を新設しまして、プールや平和祈念展望台をつなぐ周遊ルートを整備し、周遊性を高めて、自然景観を楽しみながら散歩できる憩いの場として、市民の朝晩の散歩道としても利用されているところです。

近年のキャンプの新たなスタイルや楽しみ方、ソロキャンプなどですが、こういったことを背景にキャンプブームとなりまして、また風光明媚な景観を有する広場を目当てに訪れるキャンプ利用など、夏に限らず1年を通じましてキャンプで訪れる客が増加し、来園者の多いときには駐車場が不足している状況がございました。

このようなことから、令和4年度にはまた再度、県の地域振興推進事業を活用しまして、利用者増に対応する駐車場整備を行うとともに、ユニバーサルツーリズム事業を推進する観点から、身障者用の駐車場整備を行うことで、既に整備されておりますバリアフリーな園路と合わせて高齢者や障害者にも配慮した公園、幅広い層に安心して過ごせる公園を目指すとともに、交流人口増を図る本市の観光コンテンツの一つとして整備を進めてきました。

火之神公園につきましては、冒頭にも申し上げましたように県立自然公園の一部でもありますので、本市としても、自然景観に配慮しながらの整備・運営を目指しているところです。今後の大規模な開発、整備の計画はございませんが、公園の利用状況等を勘案し、利用者の利便性向上に資する取組につきましては検討してまいりたいと思っております。

広場の多くがキャンプ敷きとして利用していただいておりますが、この広場やプール施設、平和祈念展望台など、それらをまとめた大きな開発や整備計画はないところです。

○10番平田るり子議員 先日ですね、観光協会の主催する火之神公園の美化活動に参加させていただきました。人が入れない林の奥とかにごみがすごく多いです。そして不法投棄もありました。

やはりこれまでの一部整備ではなく、ドッグランを造ったり、またモトクロス自転車用練習競技場なども含め、養豚場跡地から大規模な区画整理を計画するべきだと考えます。

あとですね、このキャンプ場で火を使ってはいけないところでの使用も見受けられましたので、ルール、そして防犯カメラ設置も必要だと思います。

次に、2つ目の台場プールのこの夏の利用者はもう先ほどお聞きいたしました。台場プールは、大きなプール施設を小さいプールと仕切り、水遊び場として1年中開放してはどうでしょうか。

時にはキッチンカーイベント、小さなプール、魚と触れ合うイベントや泥んこ体験などを企画

することで、このトモダチパークもこれから充実していきます。トモダチパーク、そして水遊び場、そして奥の公園と、幅広い遊び施設にして人気になれば、ほかの市からも遊びに来てくれるのではないのでしょうか。

台場公園はいろいろな可能性がある公園だと思いますが、これからどのような使い方ができると思われますか。

○神浦正純建設課長 先ほどの質問者への答弁と重複するところもあると思いますが、台場公園海水プールは、海水を利用したプールで、昭和53年度の開設から約46年が経過し、施設の老朽化、特に50メートルプールの状況は顕著であり、また、海水の取水ポンプ本体や配管については、老朽化の進捗具合も不明であり、使用可能な期間も把握できないところです。また、利用者数については、今年度は昨年度を500人程度上回ったものの、コロナ前のピーク時と比較すると減少傾向にあるところです。

このような状況の中、施設の老朽化、維持管理経費、さらには安全面や衛生面などを踏まえて、施設の在り方を総合的に検討していきたいと考えています。

また、議員からの貴重な御提案もありましたが、トモダチパークとの一体的な利用の可能性も研究していきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 台場プールに、野外で使うバスケットのスリー・オン・スリーは造れないでしょうか。南さつま市は、ローラースケート、そしてスケートボード、BMX、モトクロス競技用練習場ですね、それとボルダリングまであります。

いろいろなことができる町は、大きな交流人口が起こり、もちろんその町の経済にもよい影響を与えます。この競技をきっかけに定住につながると思います。できることはまねすることです。これが大切です。

3つ目の市営プールですが、町にプールは3か所も必要ないといわれてきました。市営プールは町の中で唯一競技大会ができるプールといわれながら、市営プールで大会があったかどうか、すみません、知りません。スポーツが盛んになり、横断幕でもあればと思いますが、なくすのはプール施設も簡単です。しかし、せっかくあるのですから、屋根つきにして、今どきですね、もう屋根がついてないプールの競技大会っていうのはなかなかないです。屋根つきにして、そして野球だけでなく、サッカー、バスケット、テニス、バレーボール、多くのスポーツ大会、合宿を企画して、スポーツ全般に力を入れ、スポーツの盛んなまちを目指しましょう。

というのがですね、産業厚生委員会の所管事務調査で市内の小中学校にお邪魔させていただいた中で、枕崎の多くの子供たちが様々なスポーツ競技大会で優秀な成績を収めていることが分かりました。スポーツの盛んなまちについてはどのように考えていますでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 まず、市営プールの現状につきましては、先ほどの一般質問と重複するところでありますので、年々減少する傾向があるということと、市営プールにつきましては老朽化が進んでいる施設ということもございます。

このようなことは、ほかの施設でもいえることで、スポーツを推進する所管課としても、今ある施設をまず安全に、そして有効に活用することで、競技スポーツから幅広い生涯スポーツまで盛り上がっていくものだと考えているところでございます。

議員から御提案いただきました全天候型のプールとしての利用価値が高まるということにより、いいでしょうかね、屋根をつけることで。（「はい」と言う者あり）この既存の施設に屋根をつけるということは、多額のまず初期費用がかかるということも慎重にまだ検討しないとイケないということもございますので、非常に財政負担が大きくなるということも懸念されております。

総合的にそういうことを加味しながら、スポーツを盛り上げていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 この大会合宿は、大人の方も引率されます。町の飲食店、そして宿泊も期待できます。子供の部活動で桜島によく行きました。桜島フェリーを利用して桜島に行くと、

小さなお店に毎回お弁当が山積みされているんです。桜島の交流人口をスポーツで回り、桜島フェリーも弁当屋も潤うというのはよく考えられているなど感心した覚えがあります。アイデアです。アイデアは大切です。

次に、市長に私、力を入れていただきたいことがあります。

市営プールに関しまして、屋根を設置して今までのように何も施設が使われなかったでは困ります。なので、水泳競技人口を促すために、水泳競技は特に早い時期の子供たちへの指導が肝腎といわれていますので、小学校低学年の子供たちのプール授業に民間の専門インストラクターをお願いすることにより、教職員の負担軽減、そして水泳競技人口増も図ることが期待できます。

今、学校の授業にタブレットが導入されて、子供たちの毎日がネット社会になっています。子供たちの健全な育成のためにスポーツに力を入れるまちを目指すことにより、柔道、空手、なぎなた、弓道、多くのスポーツが盛んになり地元の高校の学校生徒数も期待できるのではないかと思います。ここはどのように考えておりますでしょうか。

○前田祝成市長 幾つか質問があったように思いますが、まず小学校低学年の水泳の授業にインストラクターをとの質問ですが、インストラクターの登用によって専門的な指導を受けられる、あるいは教員との連携した指導、児童の能力に応じた指導、安全面や体調管理への配慮などといったメリットがある一方、インストラクター確保の課題、費用、民間と学校とのコミュニケーションといった課題につながるものもあるかと思えます。

教職員の負担軽減というところもございましたが、そのあたりについてもまた学校教育課長のほうから答弁させていただきたいと思えます。

また、先ほどのスポーツ・文化振興課長の答弁もありましたけれども、今質問にありましたスポーツの盛んなまちということについて少し答弁したいと思えますが、市長部局にスポーツ・文化振興課を設置して4年目になります。スポーツ・文化振興課のスポーツ振興係はスポーツを通じた関係人口の創出、まさに議員がおっしゃるようなところなのですが、そして市内のスポーツの振興をさらに進めるという目的で業務を行っているところです。

子供たちを含めて多くの市民がスポーツに親しんでいただけるように、先ほど課長からも答弁ありました施設の整備、管理・運営といったスポーツ環境の整備、そして、やはり競技力の向上に力を注いでいるところです。

これまでも議員からもございましたけれども、本市においては、水泳でありますとかテニス、あるいは野球など歴史的にも強い競技を持っておりまして、レベルの高い選手を輩出しているところです。先日は、枕崎高校野球部の活躍もありましたが、現在も現役のプロサッカー選手、あるいはテニスのインターハイ選手、水泳強豪校に進学する選手、地域を代表する陸上の長距離選手など、優秀なアスリートが存在しているところです。

昨今の選手育成のプロセスについては、学校の部活動だけではなくて、民間のスイミングクラブ、テニスクラブあるいはランニングクラブ、あるいはサッカーや野球のクラブチームなど、いわゆる町クラブで育つ選手も多くて、その流れも多様化しているような状況であります。このあたりは、部活動の地域への移行っていうところもあったりして、環境が非常に変わってきているというところは認識してございます。

人口減少、少子化の中で、子供たちのスポーツの環境も変化しておりますので、その環境変化に対応しながら、スポーツの盛んなまちづくりというところをぜひ進めていく、それがスポーツ・文化振興課に課せられた課題であろうかと思えます。

教職員の負担軽減につきましてははですね、学校教育課長のほうから答弁したいと思えます。

○森健一郎学校教育課長 民間のインストラクターを活用することで、教職員の負担軽減ができないのかということですが、授業をする際には、教員免許を取得している教員がいない状況では行うことができないため、事前に教員とインストラクターが授業内容や進行の打合せを

行うこととなります。インストラクターが主にプール内での専門的な技術指導・助言を行うことで一定の成果は期待できるものと考えております。

一方、課題としては、授業を行う民間のインストラクターの確保や委託する費用の問題があります。また、低学年ということもあり、児童の特性や泳力の実態、安全面については教員と民間のインストラクターとの十分な打合せの時間を確保する必要があります。

単に、水泳授業に民間のインストラクターを活用するという検討は現時点で行っておりませんが、今後、学校プール施設の老朽化や施設の集約化に伴う水泳授業の民間委託の必要性と併せて検討していきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 次にですね、給食費無償化に入ります。市長は耳が痛いと思いますが、お付き合いくださいませ。

市長は、給食費無償化を通して親子の在り方をお話されています。これはとても素晴らしいです。市民の方々は、枕崎を離れて他市を選んでいる状況を心配しています。とてもありがたいことです。

しかし、この市民と市長の発想は本来逆ではないでしょうか。市長は、親の在り方を考えるのではなく、市民が心配している視点を考えるべきです。市長が心配してくれなくても、親は毎日の生活で子供たちにきちんと食事を作り、子育てしています。

今、市長に求められているものは、枕崎の子供たちを枕崎で守ってくれるのか、そして、消滅可能性自治体の現状から、どのように枕崎の未来を創ってくれるのかです。

今、給食費無償化の議論で、他市との奪い合いのようには言われていますが、奪い合いなどはありません。市民は枕崎市の方が枕崎に住みたいと枕崎を選んでほしい、それだけです。ほかの市もそうです。他市も奪おうとしているのではなく、我が町がいいと思ってもらおうと思った努力をした、ただ結果です。

今、本市は他市に対抗できる施策も見当たりません。それを証拠に、本市の人口が減り続けています。現在、1万8,992人、外国人労働者数約474人を引くと、もうこれ1万7,000人台が目の前に見えています。この前1万8,000人台と言われていましたが、もう1万7,000人台も目の前に来ています。

一番は、成功体験をまねること。多くの講演会でも必ずこれは言います。しかし、前回の私の一般質問では、他市の成功事例を分析するつもりもない、まねるつもりもないとのお答えでした。これからのこの対策は、前回の答弁で、市長協議でとのことでしたが、協議はありましたでしょうか。なければ市長とどのような点を具体的に話し合われますでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事 前回の6月議会の一般質問の答弁で、子育て支援の対策について、どのような施策に重点を置くかはそれぞれの自治体で異なりますので、他市の取組を比較することは予定しておりませんが、新しい施策の取組については、今後予定している市長協議を経て検討しますと答弁しておりますので、その市長協議の内容について説明いたします。

まず、給食費無償化に特化した協議は行っていないところです。

人口減少対策には、出生率向上などによる自然減対策及び人口流出の是正などによる社会減対策などが必要ですが、本市はこれらの対策として、経済活性化を図り、若い世代の雇用、所得を高めることで定住を促すことが必要であると考えます。

人口減少対策となる施策などについて、令和7年度の当初予算に反映すべく市長協議を実施しており、今後も必要に応じ協議を重ねていく予定です。

○10番平田るり子議員 この無償化についてはですね、国が無償化しないために自治体での取組で本年度6月時点で2017年度の調査から約7倍に無償化する自治体が増えています。こうした自治体の取組で、給食費無償化できる自治体とできない自治体がどのような財政状況にあるかがあらわになっています。

しかし、昨日の答弁で、無償化しないのは財源ではないというお答えをいただきました。ということは、市長のお考えですね。このことで、市長のお考えで、子供にとって成長に不可欠な食の不公平感が起こっていることをどのように考えていますか。

全国の給食費無償化の財源は、文部科学省の予算の1割に当たると言われています。文部科学省の外国人国費留学制度は、外国人の子供たちに巨額のお金を日本の文部科学省が出しています。この制度の利用の上位の国は、GDPが日本よりも豊かな国です。私たち日本の親が留学させようと思うと大きなお金がかかります。なのに、外国人の子供たちには巨額のお金を日本がする、これはおかしい。

ここで話すと、これ30分ぐらいかかりますんでやめておきますが、ぜひ皆様調べてみてください。唖然とします。日本国民が納めた税金です。政府は、日本の子供たちを第一にしてほしい、国費留学制度の巨額な予算を削ってでも給食費無償化は一日も早く国が担うことを願いたい。その間、その間です。どうかこの市が担っていただきたい。子供たちのことを真剣に考える前田市長に担っていただきたいと思っております。

次に、本市の教育を話し合う総合教育会議、どのような目的の機関かをお尋ねいたします。

総合教育会議の5つの目標の一つに健やかな心身を養うとありますが、私たちの体は食べることで形成されています。ということは、健やかな心身を養う、ここが一番重要であり、子供たちの食育は何をおいても大人が守らなければならないことだと思っております。

教育委員会と市長のお考えが同じであろうと異なっていようと、市長は政治家、首長としての判断をすべきと考えますが、これまでの市民と語る会、そして水産高校生との意見交換会でも給食費無償化の話が出ました。市長と語る会が開催されているということをやっと耳にしたんですが、そこでは給食費無償化の市長のお考えに市民の方が納得されたのでしょうか、教えてください。

○前田祝成市長 これまでの市長と語る会においては、まず始めに、私のほうから子育て支援を含めた政策についてこれはお話ししているところです。その中で、学校給食費の無償化につきましても、市民の皆様は私自身の考えを御理解いただけるように丁寧な説明に努めてきているところでもあります。

当然、市民の皆様のお考えもございませう。全ての市民の皆様が私の考えに納得していただいているかどうかについては難しい部分もあるかと思ひます。いろいろな御意見、そして物の見方があって当然であると思ひますが、私としては、今後も機会あるたびに、市民の皆様には私の給食費無償化に対する考え、それはしっかりと説明していきたいと思ひております。

○10番平田るり子議員 市長はですね、産み育てる動機は親になりたいと思ひるかどうかわかっています。では、親になりたいかと思ひるかどうかわかっているのか、何か施策があるのでしょうか。

市長が言われているように、親になりたいという方が増えたとしても、少子化問題には、2人、3人、4人と育てていけないという社会にあります。

外国人留学生は、先ほど言ひました日本が手厚く守っています。しかし、日本人の多くの若者が奨学金という借金も抱えています。中には、夫婦共に抱えているケースも多いです。そして、40歳まで払うケースも多いです。

これから子育て世代は、住宅ローンの金利問題ものしかかかってきます。奨学金、そして車のローン、そして住宅ローン、日本人の子供たちは借金地獄です。

市長はお金で支援して子供を産む動機になるとは思えないと言われている一方で、所得雇用環境に課題がある、この部分を解決しなければ人口減少、そして少子化問題のスピードは抑えられないと言ひられています。

そうなんです。子供を2人、3人、4人、子供を多く産みたいと思ひにはお金が必要なんです。しかし、企業に給料をというのは、所得雇用環境ですね、給料をというのは難しい、政府には期

待できない。では、行政でできることは、まず、成功事例を分析して、今の本市の財源でできることを、しつこいようですがまねすること。そして、可処分所得を増やす。使えるお金を手元に残してあげることです。

ここで、市でできることの一つの政策が給食費無償化です。

給食費無償化は必ず前田市政で実現してください。これだけ多くの市民の声があります。これから国が無償化します。恐らくしていくでしょう。すると思いますが、市長が今求められているのは、市長ができるかできないかです。

市民は見ています。もう一度検討をしてください。検討だけでもしてください。検討するかしないかのお答えをお願いいたします。

○前田祝成市長 議員のほうから、給食費無償化についての議員のお考えであるとか、いろんな質問をいただいたところですが、まず最初に親になりたいかどうかという話がありましたが、まさに議員が先ほど登壇質問の中で、冒頭おっしゃったこと、まさにそこだと私、実は思っています。家族という共同体の価値をしっかりと伝えるということが非常に大事だと思っています。

経験の相続とか、生き方の相続だとか、体験の相続だとかというのは、まずは家庭の中で伝えていくことだと思っていて、まさに先ほど議員が冒頭述べられたことが大事なんだろうなと思っています。なので、やはり家族として家庭をしっかりと築いていくこと、そのことによって子供たちが、また親になっていきたい、家族をずっと継続していきたい。そういうことが非常に大事だと思いますので、親になりたいかなんかというところというのは非常に大事なことだと思っています。まず、これは一言お伝えしたいなと思っていますところ。

それと、所得雇用環境というところですが、本市の所得雇用環境については、本市の産業競争力を高めることで新たな雇用を生んで、所得を上げていくことで経済の活性化、まさに今議員が言われたように非常にこれは難しいことだと思っています。ただ、これは本市としての強みを強化するというにつながりますし、これは引き続き努力していく必要があると考えています。

産業競争力の強化以外に、経済の活性のための方策として財政政策というのがあると考えています。財政出動で経済活性化を図るという施策、これについては、例えば国のマクロ経済政策のように大きなお金を動かすということは、当然1自治体では難しい部分がありますが、昨年度末に18歳以下の子供1人当たり2万5,000円の商品券を助成した施策、あるいはキャッシュレスのポイント還元施策など、財政出動という面を持つ施策だと考えています。

そのような施策は、当然、財源の確保を必要としますが、自治体として、子育て世代に対する経済支援として取り組める施策だと認識しております。

一方で、質問の主題となってございます給食費無償化については、昨日の橋口議員の一般質問でもお答えしましたように、市民個人の努力で取り組んでいただきたいと考えております。これは私の給食無償化に対する考え方です。

個人でできない事柄を代わりに行う政治の役割として、当然、その一つに経済の活性という部分があります。この部分は絶対取り組んでいかないといけないことだと思っていて、先ほど申し上げました、いろんな財政支援も含めて、現在の経済情勢を踏まえた中で、子育て世代の経済支援というところも、当然その経済の活性の中の一つの施策として考えられることだと思っております。

○10番平田るり子議員 子供を守るのは親です。そして、親を守るのは前田市長です。間違えないでください。私は諦めませんので、給食費無償化、これからもどんどん、市長に追及していきたいと思います。

次にですね、枕崎の防災についてです。

地震は、時も場所も選びません。Jアラートが今鳴りました。指示をお願いします。

○平田寿一総務課参事 今、この場でJアラートが鳴るような大きな地震が発生した場合、まず

自分の身の安全を守る、これがもう第一の行動、初動だと思います。

議場内にいらっしゃる方は、落下物等から身を守るために机の下に潜る、あるいは傍聴席にいらっしゃる方は手で頭を覆って身を低くする。そういった行動を取る。

冷静なときは、結構みんなしっかりと行動できると思いますが、想定外のことが突然起きた場合、人間、思考が止まって動けなくなったりする場合がありますので、やはりふだんからそういったことを考える。それから実際に動いてやってみる。そうすることで、いざというときに自分の身を守ることにつながるのではないかと考えております。

○10番平田るり子議員 大変突然で失礼いたしました。しかしですね、地震は時も場所も選びません。今の指導で安心しました。

傍聴席の方々にもこのような今の指示を事前にする、できるまちを目指せば、防災に意識の高いまちとなることで、市民の命を守る可能性が非常に高くなります。災害・有事はいつ起こるか分からない。しかし、起こる確率は一日一日高まっています。これは事実です。

しかし、日常生活も大切です。365日、常に災害に重きを置き、規制や遊び、旅行にも行けない、これは経済にも影響します。報道を見ていると、まるでコロナ禍のときのように誘導しながら責任転嫁をしているような気がしてなりません。

NHKは海外では見放題、ただ。国民の受信料で中国人を雇い、事実と違うことほど報道する。私たち一体何を信じればいいのでしょうか。しかし、正しい情報は大切です。正しい報道を見極める力をつける。私たちでできることは、災害・有事の知識をつけ、常にイメージをする。防災を日常生活に取り込み、それを楽しむ。町全体での取組で、飲食店・公共施設・講演会・イベントなどのときに、事前に説明をする。これだけでも身を守るための取組になります。

皆様、今回停電から何日目まで復電しましたでしょうか。停電して自分の家は何日目まで電気が来た、この日数を目安にして備える。しかし、有事の際は別です。1年、2年、3年は覚悟してください。これからこの防災についてはですね、もう枕崎からも莫大な資料をもらっておりますので、一つ一つひも解いて、私も勉強しながら質問していきたいと思っておりますので、皆様も参考にいただければと思います。

今回の質問は、本市のハザードとはどのようなもののでしょうか。そして、指摘されたハザードによってどのような被害が想定されますか、教えてください。

○平田寿一総務課参事 本市のハザードとはどのようなものかという御質問ですが、まず、自然災害については、台風、竜巻、大雨等による洪水、浸水害、土砂災害、そういったものが挙げられます。また、いつ起きてもおかしくないといわれている南海トラフ地震をはじめとする大地震や津波に対しても日頃からの警戒と準備が必要です。

有事につきましては、他国からのミサイル発射のほか、他国からの領海への侵入や領空侵犯による日本領土内への侵入もハザードとして考えておかなければならないと思います。

これらのことについては、市民に対して危険箇所を周知し、身を守るための知識や行動を習得してもらうための取組として、市総合防災訓練や出前講座の実施、防災マップの全戸配付、市ホームページや広報紙等への掲載によって周知を図っているところです。

また、想定される被害ということですが、先ほど述べました自然災害につきましては、やはり台風・竜巻などによる暴風による建物の損壊、それから記録的な大雨による河川の氾濫や浸水害、土砂災害などが想定されます。これらの自然災害は、近年ではこれまでの実績や想定を大きく超え、その被害は甚大なものとなっておりますが、災害は必ずしも過去に経験した規模で収まるとは限らないということを肝に銘じておかなければなりません。ここまでは水が上がってきたことはないとか、ここでは土砂災害を受けたことはないから大丈夫だろうと、そういった過信をせずに、想定外の災害が起こり得ることについて、常に注意を払っておく必要があります。

本市に想定される津波の高さにつきましては、最大3.79メートルとされていますが、その津

波が花渡川の河口から上流へ遡上していく、そうなると、津波の高さは2倍以上になると考えられますので、その流域にある集落は、津波警報等が発表されたときは、一刻も早く高台への避難を行わなければなりません。

また、有事の際に想定される被害については、ミサイルが発射され本市に着弾した場合、多くの建物等が破壊されることが想定されますが、そういったものの飛来物、それから爆風などから身を守るために、強固な建物などに避難し、身の安全を確保しなければなりません。

このように、どのような被害が想定されるかを考えれば、ハザードごとに避難する場所が自然と決まってくるので、日常生活の中に防災というカテゴリを取り入れて、定期的に避難行動や備えについて考える習慣を身につけることが大事だと考えております。

○10番平田るり子議員 防災については、私も今から勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

限られた時間でございます、的確かつ簡潔な御答弁をお願いいたします。

台風第10号で被災された市民の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、市議会として対応すべきことについては、全力で努力させていただきたいと思っております。

地方創生が提唱され、2014年9月に地方創生の司令塔となるまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。

2014年12月には雇用創出や移住などの目標とする総合戦略を閣議決定しております。

地方自治体にも地方版総合戦略をつくるよう求められ、地方創生事業が始まりました。

本年2024年は、地方創生の取組が始まって10年ということになりますが、政府は本年6月10日に、参考資料を含め170ページに及ぶ地方創生10年間の成果と課題を検証した報告書を発表しております。

この報告書の内容、また、これまで10年間の地方創生の成果と今後の課題を本市としてはどのように評価しているのか最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 地方創生の取組の課題として、人口減少・少子化対策や東京一極集中の解消などが挙げられますが、この10年間の全体的な成果としては、まだ道半ばと言わざるを得ないと考えます。

しかしながら、市の財政的な面から見ると、地方創生戦略の一つとも言える、ふるさと納税制度を活用して、ふるさと応援基金を増やし、その基金を活用した産業振興、福祉の増進などに係る施策を実施するとともに、今後のまちづくりに係る財源を確保するなどの効果は評価できるところです。

今後の課題は、経済活性化を図り、若年層を中心としてこれから子供を産み育てる世代の雇用、所得を高めることで定住を促し、少子化人口減少対策を加速させていく必要があると思っております。

そのためにも本市産業の競争力強化、活性化は重要な課題と考えます。

○6番立石幸徳議員 市長から、今、全体的にといいましょうか、地方創生を大きくまとめた形

での評価、答弁をされましたけれども、端的に地方創生は効果があったのか、あるいは、どのように地方創生を評価するかという、共同通信社のアンケート調査がなされまして、その報告書発表以降ですね。そして地元新聞にも、今月9月1日付で1面トップで報道されているんですね。

その中で、枕崎市の名前が出されてきている中で、例えば、枕崎市、さつま町はこの地方創生が十分ではなかったという形で記事が出されております。

十分ではなかったというのが、どういうことを指すかということで、私はこの共同通信社のアンケート調査の十分ではなかったというのは、どういう意味に当たるのか、ちょっと調べさせてもらいましたが、これは共同通信社アンケート調査の最初の問1の質問ですね、この10年間の地方創生に向けた取組への評価をお答えくださいと。

枕崎市の前田市長は、1番が十分だった、2番がおおむね十分、3番はあまり十分じゃない、この4番目の十分ではなかったと、はっきり申し上げて、最低の評価をされているわけですよ。

そういうことを踏まえて、もう少し今市長の答弁にもあった人口の問題、こういうことも项目的に掘り下げていきたいんですが、まずこの6月10日の内容の報道があって、ほとんどのメディアが、東京一極集中は変わらなかったと、こういう評価で大きく見出しが出ているんですが、実は私がそういうメディアの評価の中でも、注目したメディア評価に産経新聞の河合雅司さんの筋違い東京一極集中批判という記事が出されております。

この河合先生の記事に注目したのは、実はこの河合先生は、かつて10年以上前に人口問題について、大ベストセラーを出版された、つまり未来の年表という新書で、日本の人口問題を取上げた本がベストセラーになった方ですよ。

この方が、東京の人口の増加は外国人が増えているんですね。そして、本年1月1日付ですね、東京の外国人がもう初めて300万人を超えて、現在で332万人。東京の人口が増えているのは外国人ですよと、だから筋違いなんだということを詳しく書いてございます。

これを詳しく読む時間はございませんのでね、なぜこのようなことを申し上げるかということ、地方創生という中で、あまりにも東京対地方というそういった構図でいろいろ取り組んでいます、そういった形で取り組むと大きな間違いをするんじゃないかと。

もう最近でも今月入ってからですよ、現在の地方創生大臣、女性の方ですけど、本当におかしな対応をしているんです。

来年7年度概算要求について、移住婚、東京の女性が地方に移住して婚姻する場合には支援金を出しますと、概算要求に出したけれども、これを撤回したと。次の記者会見で、いやあれは撤回したんじゃないかと最初からそういうものはございませんと、すったもんだしていますよ。

もう実に東京をこれだけですね、分からずにそんな女性の移住婚に支援をするのしないのと相変わらずやっていますよね。

その辺は、私はまず、地方創生をするためには、今の日本の実態がどうなっているのか、しっかりと見据えていただきたいという気持ちで紹介しているんです。

そこで、市長もちょっと触れられました、ふるさと納税ですね、このふるさと納税のおかげで枕崎は地方創生でいろいろ対応できたといいますが、現在は、この間の総務文教委員会の所管事務調査じゃないけれども、大きく落ち込んできているわけですね。

ですから私は、この点について一点だけ、やはりふるさと納税に取り組む際は、しっかりと次年度の目標額、なるかならないかは一応置くにしても、こういう目標額を立てて取り組みますと、そういった取組がなされるべきだと思うんですが、当局の答弁をお願いします。

○橋口和洋企画調整課参事 ふるさと応援寄附金につきましては、毎年、目標額を定めて予算計上をしているところです。ふるさと応援寄附金の目標額を定めて、目標を達成できるように多種多様な施策を講じることは重要なことと考えます。

○6番立石幸徳議員 目標設定をされると言われても、当然根拠がなければならぬわけですので

ね、その辺はここではもう掘り下げませんが、しっかりした根拠を持って、私も先般これまで枕崎のふるさと納税を頑張ってくださいました方が、もう一回取り組んでみたいと、非常に元気のいい連絡をいただきました。

期待していますよとお答えしましたがね、そういうものも含めて、とにかく枕崎の財源、そういうものでこれからいろいろ取り組んでいくためには、このふるさと納税は重要な事業ですので、目標設定をしながら頑張ってくださいたいと思います。

そこで、全国的ないろいろな地方創生のありようもですけど、本市の地方創生総合戦略がいかなるものであって、具体的に本市の地方創生総合戦略は目標達成をされたのかと。このところもしっかり検証しなきゃならないと思うんですね。

私はこの点については、令和2年、もう4年以上前の第1回の本市議会で一般質問をさせてもらいまして、その中で、地方創生の令和2年から6年、本年までの第2期の枕崎市の地方創生総合戦略について質問をさせていただきました。

その点は後もってもう一回お尋ねしますが、そのときの当局答弁で、枕崎市内総生産、枕崎市全体の総生産額ですね、あるいは市民の所得を今後引き上げていくんだと答弁されているんですよ。

しかし実際、市内総生産と市民所得が10年間でどうなったのか、ちゃんと調査をいたしました。

枕崎の統計はかなりタイムラグがちゃうか、今はもう令和6年ですけど、最新版で令和3年度の資料しか出てきませんよ。

ただその中に、枕崎市の市内総生産、金額もですけど、どうなっているかを見る中で、この水準のところですね、県平均の水準。これは見事に落ちてきているんですよ。

平成25年度が市内総生産の県水準は114.3、途中は省きましてね、これも見事にずっと落ちてきていますから、途中省略して令和3年度で110を割り込んで108.1ですよ。総生産が落ちてきているんですよ、地方創生を何だかんだ言ってもね。

市民所得も平成25年は県水準95.2ですよ。しかし令和3年は幾らだったか、90.8で県水準からすると、もう水準そのものが95から90.8に落ちているわけですよ。これは水準ですよ。

だから、本市の地方創生は、総生産も市民所得も結果を出していないっちゃうことですよ、結果が出ないどころか落ち込んでいるわけですよ。

そこで、市長が最初の答弁でも言われた第2期の本市の創生総合戦略、(1)から(4)まで4つあってですね、(1)を共同通信社のアンケートでも触れていますね。この(1)のところをかなり重視しているわけです。

何かというと、地場産業の振興と地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進する。4項目のうちの最初に出された令和2年の第2期本市の地方創生戦略ですよ。

これについて、これも乱暴な言い方ですが、見事に裏切られているから、先ほどの共同通信社の市長が十分でなかったという評価、これはなぜ十分でなかったんですかという問いに、雇用創出ができなかったところをちゃんとその理由として挙げているわけですよ。

この点について、市長あるいは当局の4つの総合戦略を、本市はどのような形で取り組んで、その結果をどのように評価しているのかお尋ねしておきます。

○前田祝成市長 議員からありました、最初の共同通信社のアンケートについての私の答えというところです。

そこについては、不十分であるという4段階の4番目の評価をさせていただきました。まさに、この質問のところは、政府の取組と貴自治体のという質問でした。

政府の取組にしても、私ども自治体の取組にしても、この地方創生総合戦略の一番重要な目的、

課題が、冒頭の答弁で申し上げました人口減少の解消、あるいは東京一極集中の是正であるというところだと認識してございます。そこが、現状を鑑みて達成されていないということで、私自身はそういう判断をしたところです。

おっしゃられるように、本市の総合戦略の中の1番目の課題、産業競争力を高めていくということ、そして、多様な人材を活用していくという産業に関することについても、今議員からございましたように、まさに総生産の部分、所得の部分、非常に伸び悩んでいるというか、非常に厳しい状況があるということで、そのような判断をさせていただいたところです。

取組については、常にといいますか、毎年この地方創生総合戦略の検証をしているところです。常に改善しながら取り組んでいるところですが、なかなかまだ成果が見えていないというのが現状と評価してございます。

そして目標設定につきましても、K P Iを設定してはいるんですが、やはりK P Iの設定についても、再度考え直す必要もあるかなと思っています。

実はK P I自体が、どちらかという目標、先ほどふるさと納税の目標金額という話がありましたけれども、どちらかとゴールを設定してしまっていて、我々の施策の成果というか、まさにK P IのPのパフォーマンスのところの成果を、ちょっと追いかけていないのかなという、取組自体の課題もあろうかと思っています。

そのあたりをしっかりと見極めながら、この地方創生総合戦略を、もう一度見直すといえますか、そういうところは必要かなと評価しております。

○6番立石幸徳議員 第2期の本市地方創生総合戦略、あと(2)から(4)まであるんですね。

もう読み上げる時間も一応省略させていただきますけど、今、市長が言われた、そのK P Iの関係ですね、我々も9月議会は決算議会ですのでね、当然令和5年度のこの地方創生のK P I、目標がどうなったのかというのは、これまでも令和2年度からずっと決算委員会等で議会も検証させていただいておりますよ。

総じてよかったよかった、目標を達成しましたしましたというような評価が私は大半だったと思いますよ。それは評価委員の方々もおりますのでね。こういう面は達成された、よかったよかったといっても、最後の締めるときには、市内総生産あるいは市民所得を見ると、何がよかったのかって言いたくなるわけですよ。

そこで例えば、第2期でもしっかりと反省していただきたいのは、この地方創生の大きな取組の中で、地域新電力会社というものもございました。これも全然、どこにどうなったのかですね、結局は実現していない。

そういう中で、この地方創生の関係で最後にお尋ねしますが、今後どういった意識あるいはどういった具体的な対応をされて我が市を創生していくのか。

先ほど紹介した、国の報告書を見てメディアは、地方創生、夢の跡とか、あるいはもう全然おかしかった、地方頼りで全然意味をなさなかったと。国が地方に責任をなすりつけ、地方は国に責任をなすりつけるような、そんなことばかりやっているんじゃないかと。我が市は自分たちでしっかりと盛り上げていかないといけないんじゃないかと、私はこの地方創生のいろんなやり取り、記事を見る中で、誰が責任者なのかさっぱり分からんような記事ばかりですよ。

その辺も意識して、しっかりと取り組んでいただきたいんですが、最後にこの地方創生に今後取り組む決意をお尋ねしておきます。

○前田祝成市長 まず議員の質問の中で、一つ東京一極集中のお話が少しありました。

その中で、東京対地方というような話がありましたが、あくまでも東京一極集中というのは、現象であると私は思っております。

東京に地方よりも人口が流出しているという現象があるということ、決して東京と地方で人口の奪い合いという、そういう対立構造ではなくて、現象として東京一極集中をどう解決していく

かということは重要だと思います。

その中で本市としては、冒頭の答弁で答えましたように、今後の課題としては、地域活性化を図る、そして若年層を中心として、これから子供を産み育てる世代の雇用、所得を高めること、これが非常に重要だと考えております。

ですので、産業競争力の向上という、非常に難しい課題ではありますが、これに取り組んでいくことが地方創生につながることを考えております。

昨日、自民党の総裁選に名のりを上げた方の記者会見の中で、増税をせずに税収を増やす、まさにこういうことだと私も考えておまして、産業を強くする、経済を強くすることによって、最終的に、全国的にも地方においても人口減少が解決する、そういう方向に進んでいくと思います。

先ほど国が地方に責任をなすりつけ、そして地方が国に責任をなすりつけという御評価がありました。私もそこは非常に反省しないといけない部分だと思いますが、地方としては、とにかく経済を強くする。そして、国としても経済を強くするというような形で進む中で、国も地方も同じ方向を向いて、経済を強くすること、今後の少子化の状況に向かっていく、その必要があるのかなと思いますので、本市としてもしっかり国の動きも見据えつつ、我々としてやれることをしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○6番石幸徳議員 私も市長の東京一極集中についての捉え方というのは全く同感であります。

先ほどの河合さんの分析も、これはもう数字も出しているんですけども、もう時間の関係で省略しているんですけども、東京都一都だけの分析と、いわゆる東京圏、あと神奈川県、千葉県、埼玉県1都3県を含めたいわゆる東京圏では、もう既に人口は減少に入っています。そういうこともしっかりと見据えて、この地方創生は対応をしていただきたいと思います。

次、災害の関係で、これも災害対策、たくさんの課題、問題あるんですけども、時間の関係で一点だけですね、8月8日の日向灘の地震、それに伴う南海トラフの臨時情報、これは非常に日本中を緊迫させました。

そして我が地域では、8月末の台風第10号、こういった被害状況を見ると、これからの災害は間違いなくその激甚化、巨大化していくことはもう想定していかなければならない。

そこで、先ほど言ったように、たくさんの災害対策の中で、これまであまり本市議会で触れなかった、検討が薄いんじゃないかと思われる、災害時に仮設住宅を建てなければならぬ。この件は、現在、担当ではどういうことになっていると確認しているんですかね。

もう時間の関係で先に具体的にお聞きしますが、本市における仮設住宅の建設計画、これは持ち合わせているんですか。

それから、建設するといった場合に、口頭で造ります造りますと言っても、ちゃんと資材がないと家は建たないわけですね。そうしますと、この件で建設業組合との協定、こういったものができているのか、この2点をお尋ねします。

○平田寿一総務課参事 大規模災害によって、住宅が浸水、全焼、流出などで多数喪失した場合、住宅を失った市民は、一時的に避難所等に身を寄せることとなりますが、少しでも早く不便を解消し、日常の生活を取り戻すために、応急仮設住宅の建設等、被災した市民が居住可能な住宅を迅速に確保する必要があります。

応急仮設住宅を建設しなければならない規模の災害が発生した場合、そのほとんどのケースは災害救助法が適用されるものと考えております。

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置については知事が実施することとなりますが、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事から委任の通知により市長が行うこととなります。

応急仮設住宅を建設する場所については、妙見グラウンドと片平山グラウンドに建設すること

としており、それぞれ20棟ずつ、合計40棟を建設可能戸数としております。

応急仮設住宅の建設、資材の調達、関係団体との協定締結等については、建設課から答弁いたします。

○大工園昭則建設課参事 応急仮設住宅の建設及び資材調達のための建設業組合等との協定の締結については本市及び近隣3市においては協定を締結しておりません。

先ほど総務課参事が答弁いたしました、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置については、知事が実施することになりますが、鹿児島県においては、応急仮設住宅の建設に関する協定をプレハブ建築協会、鹿児島県建築協会、全国木造建設事業協会の3団体と締結しております。

この中には、本市建設業組合に加盟している4事業者も含まれており、応急仮設住宅の建設及び資材調達については、県内外の協力団体のノウハウの活用により迅速に行い、市民が安心して生活できる応急仮設住宅を提供できることとしております。

○6番立石幸徳議員 私がこの質問を取り上げたのは、能登半島地震の実態ですね、なかなか避難所から出られずに、仮設住宅にも入れない、入れないというより建設されていないとか、今説明があった知事が権限だということではなくて、やはり我が市でどこまでできるのか、要するに、備えがあれば、そういう事態が発生したときに、てきぱきと対応できるわけですので、これはもう時間の関係で要望しておきますけど、市の段階でどこまでそういった準備ができるのか、きちっと確認して、やれることはきちんと準備をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

医療保険の関係ですね、まず第1点は、新型インフルエンザ等対策行動計画、これが先般、国の政府の行動計画が改定をされて、つくり直されて、そしてもう閣議決定をされました。

国の計画が一応もう出来上がると、あとまた平成27年の計画同様、次は、県あるいは市町村がその国の計画に準じて、いろいろとこの計画をつくっていくといかんわけですね。

私は、国の行動計画が改定されましたという記事を見ましてね、もう本当に当たり前のことじゃないかと、さきのコロナ時代の本市あるいは本県のこの新型インフルエンザの行動計画は、はっきり申し上げて実にいいかげんなものでしたよ。

何がいいかげんかっていうと、今度の計画も一応目を通してはいるんですけど、これまでのこの行動計画は、インフルエンザ等いわゆる感染症が発生をして、海外の発生期、それが国内に発生して、それが早期、そして日本国に発生したら、鹿児島県の発生早期、鹿児島県が感染期に入ったという県内感染期、そして最終的に小康期と大体、感染の状況をこれまで現在の計画は6段階にしているんですね。

私は、さきのコロナ時代に、盛んに県当局に問い合わせ、今どの段階に来ているんでしょうかとお尋ねしましたら、分かりませんちゅう言葉ですよ。分からないじゃその行動計画ができないじゃないですかと、そんなやり取りを二、三回しました。

行動計画の中にも、感染期に入ったら、当該県は今感染期に入りましたと宣言をするようになってはいるんですよ。今の計画はそう書いているんですよ。宣言をしたんですよと、していないですよと。

こんなどの段階の感染期にあるのか分からんような計画を、行動計画ですと言われても、非常に住民は困るわけです。

そして、よくよく政府がやっていることを見続けていましたら、行動計画なんかははっきりいって完全無視ですよ。

無視された中で何をやったかという、政府が特別に専門家を集めて、専門委員会がどんどんコロナ対策の方針を出して、あの行動計画はどうなったんだと私はずっと思っていました。

今度この改定の計画が出てですね、この段階は幾つになってくるんですか、健康課長にまずお

尋ねします。

○平塚孝三健康課長 現在の行動計画上の発生段階については、新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくことが必要であるとしております。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、蔓延を迎え、小康状態に至るまでを我が国の実情に応じた戦略に即して、今、議員がおっしゃいました5つの発生段階に分類されております。

地方での発生状況は様々でありまして、その状況に応じ、特に県での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は本県における発生段階を、先ほど議員がおっしゃいました、未発生期、海外発生期、国内発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6つに分類をしております。

その移行については、必要に応じて、国と県との協議で県が判断することとしております。

市は県の発生段階を踏まえ、行動計画で定められた対策を段階に応じて実施することとなります。

なお、段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態が宣言された場合は、対策の内容も変化するというように留意が必要としています。

これは今までの行動計画です。今回の改定につきましては、段階を準備期、初動期、対応期の3期に分けているということになります。

○6番立石幸徳議員 いやですから、これまで6つに分けていた感染の段階を、今度新しい計画は、3段階で準備、初動、対応とそういう形でして、段階ごとに細かく行動することが出されているわけですね。

ただ私は、国の政府行動計画は決定しましたので、県にも聞きますと、年内に県の行動計画ができる予定ですと、そして県の計画ができたなら、次は市町村が計画を立てますと。もう少ししっかりした計画をつくっていただきたいと思うので、あえて苦言を申し上げているわけですよ。

つくった計画を全然無視したような対策をするから、日本のコロナ対策もおかしかったんじゃないかと言わざるを得ないですよ。我が市でも本当に感染症は命に関わることでですから、次にどんな感染症が出てくるか分かりません。

担当のほうで、国の行動計画あるいは県の計画を参考にしながら、これから取り組んでいく中で、この辺についても、いろんなことを含めて対応して、しっかりした計画ができることを希望しておきます。

次に、この健康対策でもう一点ですね、熱中症の対策です。

今年の夏は猛暑と、まだ完全に夏も終わってはいないんですけど、昨年も猛暑と、ただ今年は昨年以上の猛暑ですと。

なぜかという、まず本年7月の平均気温、これは鹿児島气象台が公表しているんですが、九州南部全体で平年値と比べ1.8度高く、観測史上最高、7月のこれが平均気温です。

8月の平均気温は、先週の金曜日9月6日に鹿児島气象台が発表しましたよ。鹿児島県内の8月の平均気温これが過去最高、30.5度ということだったんですね。

過去最高としたらどうなのかといったら、統計を始めた1883年、明治16年以降で8月は鹿児島県は過去最高の平均気温。こういう状況の中に我々は住んでいるわけですね。

さらにこの最高気温が、35度以上を猛暑日としているわけですが、本年は9月6日現在で、この猛暑日はもう39日間発生しているんですね。

これまた、最多、一番多い猛暑日の日数、これはあと9月も残暑厳しいということで、どうな

るか分かりませんが、こういった状況を考えて、当然一番気がかりなのは、この熱中症。

まず、本市の実態を消防本部にお尋ねしますが、ここ近年の熱中症で搬送する救急出動件数、ここ数年の実態を本年も含めて、教えていただきたいと思っております。

○中原広次警防課長 本市における熱中症の搬送状況については、毎年6月1日から9月30日までの間、熱中症及び熱中症の疑いにより搬送された人数を県消防保安課に報告しておりますので、過去3年間の報告実績でお答えします。

令和4年が29人、令和5年が30人、令和6年については、6月1日から8月31日16時までの実績で34人を搬送しており、8月末時点で令和5年の搬送人数を上回っております。

○6番石幸徳議員 それからこの件で、環境省から気候変動適応法という法律がございまして、熱中症に関して環境大臣が警報を出すようになってきているわけですね。熱中症の警報情報、気をつけてください、暑いですよと、それから特別警報もございまして。

この警報の関係、実態、あるいはどういうときにそういう警報が出されるのか、この点についてもお答えいただきたいと思っております。

○平塚孝三健康課長 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の気候変動適応法上の位置づけ、また違いについて御説明申し上げます。

熱中症警戒情報については、法第18条において、環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症警戒情報を発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとされております。

一方、熱中症特別警戒情報については、法第19条において、環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとし、都道府県知事は、環境大臣から通知を受けたときは、関係市町村長にその旨を通知しなければならないとされております。

さらに、市町村長は、都道府県知事から通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならないとされているところです。

熱中症警戒情報の発表の基準は、暑さ指数、暑さ指数と申し上げますのは、特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値です。

気象庁の数値予報及び観測値、環境省における黒球温度等の観測値により、乾球温度、湿球温度、黒球温度から計算される暑さ指数の予測値のことであります。

その暑さ指数が情報提供地点における、翌日・当日の日最高の暑さ指数が33（予測値）に達する場合に発表されることとされております。

発表のタイミングは、前日午後5時頃及び当日の午前5時頃時点における予測値を基に発表されております。

原則、日最高暑さ指数を33以上と予測した日の前日午後5時頃に第1号を発表し、当日の午前5時頃には第2号を発表するとしております。

その伝達方法は、環境省は、ホームページ等で発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知し、また、気象庁は、サブルートとして、気象情報として気象情報伝送処理システム等を通じた周知を行うこととしております。

一方、熱中症の特別警戒情報の発表の基準は、暑さ指数は情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数が35に達する場合に発表することとされ、発表のタイミングは、前日午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日午後2時頃に発表されるとしております。

その伝達方法におきましては、気候変動適応法において、環境大臣から都道府県知事に、都道府県知事から市町村長に熱中症特別警戒情報を通知することとしていることから、環境大臣から

都道府県知事への通知については、環境省担当から都道府県担当宛にメールにて通知を送付し、併せて受領確認を行うこととしています。

都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、記者会見、報道発表、都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Ｌアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等を活用して速やかに情報発信を行うこととしています。

今現在といいますか、鹿児島県奄美地方を除く熱中症警戒情報アラートは、本年は初回が6月24日で、9月2日現在までの71日間のうち55回発表されている状況です。

なお、これまで、熱中症特別警戒情報の発表はなされてないところです。

○6番立石幸徳議員 詳細な説明をいただきました。

この関係で最後に、先般、台風第10号のときに、停電ということで、かなりの家庭でエアコンを使えない、そういう中で、枕崎市市民会館を開放して、暑さしのぎといいたいまいしょうか、そういう場を設けたと。非常に市民が喜んでいいことをしていただいたと私も何人かから耳にしました。当局の配慮に本当に感謝をしたいと思います。

それに関連といいたいまいしょうか、先ほどから健康課長も出されている、この気候変動適用法、この法律の中の第21条で、指定暑熱避難施設という条項があるんですね。

ここには、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の枕崎市内の区域内に存する施設であって、次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。これ県内各市でも幾つかそういう本当に警報が出たり暑いときには、どこどこへ行って休んでくださいという施設を指定しているんですよ。

本市は台風第10号のときは取り組んだというんだけど、実際指定している施設はございませんって言うんですけど、今後検討すべきじゃないかと思うんですが、見解をお聞かせください。

○平塚孝三健康課長 熱中症対策としては、涼しい環境への避難が大切とされているため、本市におきましても、冷房施設を有する健康センターなどの公共施設を暑さをしのぐ場所として確保する方向で協議していきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 来年の夏には間に合うようにお願いしときます。

次の質問、水泳授業ですね、今日も午前中からいろいろプールの質問がたくさん出ているんですけども、まず教育委員会にお尋ねしたいのは、本年7月10日に文科省で、全国の教育委員会に対し、学校プールの管理業務について、民間委託や指定管理者制度の活用を検討するよう通知が出されているんですけど、教育委員会にはこの通知は届いているんでしょうか、確認します。

○森健一郎学校教育課長 お尋ねの7月10日の依頼文については、文部科学省のホームページで確認をしております。

○6番立石幸徳議員 当教育委員会も確認しているということですね。

それで、この通知が出された背景は、実はもう学校名は言いませんけど、ある学校で、プールに水をためる蛇口をひねって、それをたまたまといいたいまいしょうか、教員が忘れてしまって、ずっと水を出しっ放しにしとった。水道がもう、プールが満杯になってもどンドン水があふれて、多額の水道代の賠償をしなければならんことになったんですね、その教員が。そういった事態が発生して、文科省ではそういう負担まで教員にしてもらっては忍びないと。だからプール管理はもう民間に委託せよと、こういう通知ですよ。

そこからですね、今日の質問でもいっぱいありました、水泳授業そのものを民間に委託する。この間の9月議会の仙台市の議会でも、もう今年はプールを使っていませんと、なぜかっていうと、野外だから、もうプールの水温が非常に高いから授業をするどころじゃないんですよ。

だから、私は、民間施設に委託をすべきだと思うんです。小学校の水泳は学習指導要領では必修なんです。必修科目だから、もう鹿児島市でも先般2校で水泳授業を民間委託しているっていうあれが出ました。

この本市の水泳授業も、今後、民間委託する考えはないのか、ぜひそうしていただきたいと思うんですけど、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○森健一郎学校教育課長 水泳授業を民間に委託する際に想定されるメリット、課題が想定されております。

それぞれメリットと課題があるんですが、現在、本市において学校プール施設について老朽化が進んでいる状況やコスト削減を図る目的で、枕崎中学校が市営プールで、桜山中学校が桜山小学校で水泳学習を行っております。

今後、このような課題を踏まえ、どのような形態の水泳学習の民間委託であれば、児童生徒の泳力向上や教員の負担軽減、施設管理のコスト削減になるか、先行事例や他市の状況等について調査し、試行を含め、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 ぜひ具体的に検討をお願いいたします。

時間がないんですけど最後に市長にですね、行政全般っちゃうことで、市長が去る7月5日福岡市役所での九州市長会での任意の勉強会、道州制の勉強会に参加されているみたいです。

道州制というと平成の市町村合併を踏まえて、市町村合併がなされた後は、次は都道府県が、例えば鹿児島県と宮崎県、熊本県、そういうところが合併をするっちゃう段階ですけど、本市は市町村合併も実現しなかったんですね。

そういう本市において、市長がこの福岡市役所まで足を運んで、道州制の勉強をするその目的あるいはお考えを最後に聞いておきます。

○前田祝成市長 道州制ということで御質問があったわけですが、この会議自体の趣旨が、道州制を進めるということを目的にした会議では実際ございませんでした。

議員からありました、7月に、私、九州市長会の有志で構成する勉強会に参加したわけですが、その勉強会のきっかけになったのが、ちょうど12年前ですか、九州市長会が取りまとめた九州府構想という、これは道州制についての有志の市長による勉強会だったらしいんですが、そういう形の勉強会をしようということが、まず今回の勉強会の動機になっております。

九州の各市が大小ありますけれども、現在抱える課題を協議して、未来について語ろうというのが趣旨の勉強会でした。

その内容としましては、今申し上げましたように道州制を目指すというものではなくて、まずは、現在の九州の課題をそれぞれ寄せて語り合おうということでした。

道州制に対する私の考えというところについて話をしますと、私自身は道州制には否定的な見解を持ってございます。

市町村合併でもそうでありまして、規模の異なる自治体の合併において、中心部と周辺部の格差、このあたりが大きな課題であろうと思っております。道州制を導入しても、そのような現象が発生するリスクは非常に高いのではないかと考えております。

つまり、道州制で地方は強くなるというよりも、格差がさらに顕在化して、東京一極集中も加速するような、中央と周辺部といいますか、その格差が加速するリスクが大きいのではないかと考えております。

地方創生において、最初の質問にもありましたけれども、それぞれの基礎自治体の独自の強みを磨いていく、これは必要だと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、道州制について私自身は否定的な見解を持っているというところです。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時15分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第53号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。

本件につきましては、本日、追加提案という形となりましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 一点だけですね、この条例は11月1日から施行するんですね、そんなに日がないんですね。今度の議会で採決した後の周知の仕方ですね、対象者がどのぐらいになるのか、その点について教えていただきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 ひと親家庭等医療費等助成制度、それから児童扶養手当の制度につきましては、その資格者につきまして、年度ごとの改定、変更ですね、ちょうど11月1日から翌10月31日までという設定がされております。

現在、その2つの事業の対象者につきましては、現況届という形を受けておりまして、資格の確認、所得の確認作業を行っておりますので、今回の改正は、児童扶養手当施行令の所得制限の基準の緩和が主なものでございますので、そういった資格者の増が想定されるところでございますが、そういった方につきましては、年度ごとの改定のスケジュールに合わせた周知という形で整理をさせていくということで予定しているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件につきましては、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時18分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和6年9月26日)

令和6年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

令和6年9月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	50	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
2	51	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
3	53	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	45	令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
5	46	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	47	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	48	令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	49	令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	平 塚 孝 三 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	田 代 勝 義 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
大工園 昭 則 建設課参事	橋 口 和 洋 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第3号までを一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美産業厚生委員長 登壇]

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第3号までの3件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止となり、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、枕崎市国民健康保険条例第9条中被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する過料に係る規定を削除するものです。

本件については、まず、委員から、過去に本市では、健康保険証を返還しないことによる過料を科した事例はあったのかとの質疑があり、本市では、これまで過料を科した事例はなかったとのことです。

また、委員から、前回の6月議会で、高齢者のマイナ保険証の登録率も低く、変化についていくのが難しいという不安の声もあることから、現行の健康保険証の存続を求める陳情を採択し、それに伴い意見書を提出したが、今後も、マイナ保険証については、市民が安心できるよう、より周知に努めていただきたいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

変更の内容は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の広域連合の処理する事務に関する規定中、別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改め、令和6年12月2日から施行するとのことです。

委員から、規約の変更後は「資格確認書等」となるが、資格確認書のほかにどのようなものがあるのかとの質疑があり、資格確認書は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない状況にある者について、申請によらず交付されるものであるが、マイナ保険証の保有者が、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時に資格情報通知書を交付するため、資格確認書等と規定しているとのことであります。

また、委員から、後期高齢者医療の被保険者のマイナ保険証の登録率について質疑があり、6月現在の登録率は62.8%とのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、ひとり親家庭等医療費助成の対象者について、児童扶養手当に準じた所得制限を設けていることから、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、本市条例で引用する児童扶養手当法施行令の条項の記載を整理するものです。

委員から、今回の児童扶養手当法等の改正により、所得限度額はどのように変わるのかとの質疑があり、児童扶養手当の支給は、前年の所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止の3段階に分けられるが、医療費助成は全部支給、一部支給を対象としており、本年11月1日以降は、例えば、子供1人の場合、所得ベースで、全部支給については現在の87万円から107万円に、一部支給については現在の230万円から246万円に、判定基準となる所得限度額がそれぞれ引き上げられるとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 ただいま報告がありました議案第50号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対の立場から討論いたします。

現在利用されている国民健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの移行を推し進めているが、いまだに国民の不安を拭い去ることはできていません。

重要な情報を一本化するシステムでありながら、保険証の情報をひもづけするときや、マイナンバーカードそのものの情報をひもづけするときにも多くの誤った情報がひもづけされていました。市民の情報やプライバシーを守るためにも健康保険証は存続すべきです。そもそもマイナンバーカード取得は任意のはずです。現行の保険証とマイナ保険証は選択制にすべきことを訴えて、本条例案に反対いたします。

そして、議案第51号鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度の事務に関わる規定を改めるため、現行の被保険者証が廃止となることで、マイナンバーカードを持ち歩くのは不安を感じるとの声もあり、被保険者証が廃止されることに反対いたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第1号及び第2号は、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第8号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[辻本貴志予算特別委員長 登壇]

○辻本貴志予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第4号から第8号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月13日に開催し、委員長に辻本貴志、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算5件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第4号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）、日程第5号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第7号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第8号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）の5件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第4号から第8号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号から第49号までの5件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時45分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和6年10月3日)

令和6年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第5号）

令和6年10月3日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	令和5年度枕崎市立病院事業決算	〃
6	認6	令和5年度枕崎市水道事業決算	〃
7	認7	令和5年度枕崎市公共下水道事業決算	〃
8	54	令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	
9	報6	専決処分の報告について	
10	55	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	
11		陳情第7号に係る継続審査申し出について	
12		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
立 石 秀 和 市民生活課参事	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	平 田 寿 一 総務課参事
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
大工園 昭 則 建設課参事	沖 園 信 也 農政課長
中 村 俊 彦 農政課参事	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	田 代 勝 義 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
福 永 賢 一 福祉課長	平 塚 孝 三 健康課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	橋 口 和 洋 企画調整課参事
鮫 島 眞 一 税務課長	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	上 原 卓 也 総務課危機管理対策係長
石 場 博 和 財政課財政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[豊留榮子決算特別委員長 登壇]

○豊留榮子決算特別委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月17日から20日までの4日間にわたり開催し、委員長に豊留榮子、副委員長に橋口洋一委員を選出いたしました。

付託された認定事項7件は、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

その審査経過につきましては、配付のとおりであります。

審査の結果といたしましては、日程第1号令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、日程第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第5号令和5年度枕崎市立病院事業決算の5件については、いずれも全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和5年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第6号令和5年度枕崎市水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和5年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和5年度枕崎市公共下水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

まず、豊留議員。

○7番豊留榮子議員 私は、決算特別委員会の委員長ということで、進行役となり、採決に加わることはできませんでしたが、地方自治法や会議規則によりますと、委員長報告を行った委員長が討論をすることを禁ずる規定はないということです。

委員長報告は委員長の立場で報告を行うもので、討論は一議員の立場で行うことができるということから、私は認定事項第2号枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、そして認定事項第4号枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

ただいま報告がありました認定事項第2号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について、反対の立場から討論いたします。

この国民健康保険は、自営業者、年金受給者や無職の方、非正規雇用の労働者が加入できる国民皆保険です。ところが、加入世帯の平均所得が減る一方で、保険税は引き上げられ、利用者を苦しめています。住民の命と健康、そして公的な医療保険制度を守るため、高過ぎる国保税を引き下げ、持続可能な制度への改革が必要ではないでしょうか。

1兆円の公費投入を増やして、国保税の均等割や平等割などを廃止して、所得税を引き下げ、協会けんぽの保険料並みに引き下げるべきではないでしょうか。

引き続き、一般会計からの繰入れも認めさせ、国の施策で誰もが払える保険税にすべきです。以上のことから反対いたします。

そして、認定事項第3号令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療は、75歳という年齢で区切った差別医療制度です。物価高が続く中で、生活費を切り詰めて暮らしているときに、病院での窓口負担が増えるということは、さらに生活を圧迫し、病院へ行くことを諦め、病状は悪化状態、痛さをこらえて生活している、見るに見かねる状態の人もいます。

高齢者が安心して暮らせるように、国庫負担の増額や大企業、富裕層優遇の是正と大軍拡予算の見直しにより財源を確保し、高齢者が安心して暮らせる状況をつくるべきだと思います。

以上のことから反対いたします。

そして、認定事項第4号令和5年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算報告について、反対の立場から討論いたします。

介護保険制度が制定されたときには、社会全体で支える制度として喜んでいました。ところが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、初めから保険あって介護なしと言われてきました。

この制度は3年に1度の保険料の見直しがありますが、今まで保険料が上がることはあっても、下がることはありませんでした。見直しされる都度に保険料は上がり、年金暮らしの方や被保険者に負担が重くのしかかってきています。高齢化社会を迎え、これでは安心の老後とは言えません。

持続可能な制度にするには、公費負担の割合を大幅に増やし、高齢者が安心して暮らせるよう、制度の見直しや介護保険料、利用料の引下げも必要です。

以上のことから反対いたします。

○永野慶一郎議長 次に、立石議員。

○6番立石幸徳議員 私は、認定事項第1号令和5年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、認定すべきものとして討論を行います。

自治体決算を不認定とするのは、予算執行において違法、つまり法律違反となる事業があったのか。もしくは、不当・不正な執行がなされたのかということ根拠としなければなりません。令和5年度の本市一般会計決算において、違法または不当・不正といったそういった事実は、総務費から予備費までの審査において、何ひとつ指摘されておられません。

令和5年度一般会計決算は、認定されるべきものとして、決算特別委員会は、全会一致で認定がなされております。

令和5年度事業の内容においては、本市基幹産業である水産業では、令和5年水揚げ量として、数量で6万5,047トン、水揚げ金額は175億0,527万5,000円ということで、全国漁港のベスト10に入る実績を出しております。令和5年度本市水産行政の成果として、その施策を評価すべきものであります。

また、環境行政においても、本市景勝の地である火之神地区への環境保全の取組などが新しい対策として出されてきております。

今後は、公共下水道事業会計などへの基準外繰出金の対応、お魚センターはじめ、第三セクター健全化への対応などもその兆しが財政基盤確立のための取組が出されてきております。

去る10月1日、鹿児島県内市町村2023年度決算が公表されておりますが、県内の経常収支比率平均で90.7%に対し、本市は87.8%という比率を出しております。

かつてはこの経常収支比率においては、県内ワースト5の公表がずっと続いておりましたが、こういった点も改善がなされてきております。

なお一層の努力を期待し、令和5年度一般会計決算を認定すべきものとして、討論を終わります。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号から第4号までの3件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和5年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和5年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第54号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,497万円を追加し、予算総額を157億7,647万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の変更によるものです。

補正予算の内容は、台風第10号により被災した公共施設等の災害復旧事業や災害等廃棄物処理事業などをお願いしてあります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○11番橋口洋一議員 このたびの補正で台風関連ということで多々上がっているところなんですけれども、台風災害により、地方交付税の前倒し交付措置が取られかと思えます。この歳入におきまして、どのような形で反映されているのか、御説明をお願いします。

○籠原正二財政課長 今、質問者のほうから御質問のありました地方交付税の前倒し交付についてでございますけれども、本議会の中でも説明をいたしておるところでございますが、この前倒し交付といいますのが、こういった大きな災害を受けた自治体に対しまして、現金の不足を補うためにですね、本来、11月に交付されている地方交付税について、その3割について、9月に前倒しして交付されるというものでございます。

基本的には普通交付税総額が変更されるものではございませんが、前倒しして交付されるということですので、予算にそこが計上されるということとはございません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番立石幸徳議員 資料要求もたくさんさせていただきました。台風第10号の被害状況については、去る9月6日の9月議会初日に、9月5日現在の被害状況が示されたんですけど、また本日9月30日現在の被害状況を、その後いろいろ精査した分も加えて資料が出されております。

そこで、若干、違いを照合してみますと、一部損壊の部分が若干増えているみたいなんですけれども、今度の補正第4号でですね、この台風第10号の公共施設に関わる部分、全て改修できると、今度の予算はそういった予算になっているのかどうかですね、その点をまず確認させていただきます。

○籠原正二財政課長 今回の補正第4号におきまして、現時点で必要になる災害復旧については、今回の補正で全て計上されていると。ただですね、幾つかの施設におきまして、今後、来年度ですね、修繕等を行う計画もある施設もございますので、それに合わせてですね、当初予算において計上するというものがございます。

中身を言いますと、火之神プールですね、これについては、今現在もう使用期間が過ぎておりますので、今後、当初予算でプールの塗装等も含めて、そういったものを総合的に整備していこ

うというふうには考えている施設もございます。

○6番立石幸徳議員 そこで、先月20日の内閣府の発表でですね、台風第10号関係を激甚災害に指定すると、20日の発表では一応見込みだと、あと最終的には閣議決定がなされるという、そういった報道が出されてきているんですね。

今度の予算の内訳といいたいまいしょうか、特に財源の部分でですね、この激甚指定を受けたときに、多分といいたいまいしょうか、恐らく激甚指定ということになるということが可能性としては非常に強いので、この補正4号上は、今、提案されている歳入面では、こういった有利な措置になってくると思われるのかですね。

なかなか激甚指定ということになりますと、補助率のかさ上げをするという、ただそれが幾らにかさ上げするかっていうのは、非常に私ども自治体ではなかなか分かりにくいところもあるんですけども、財政当局のほうでですね、この激甚指定を受けた場合には、今度の補正4号は、こういった形で財源内訳が変わる見込みなのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

○籠原正二財政課長 まず、激甚災害制度につきましては、甚大な災害が発生した場合に、法に基づきまして、激甚災害として国から指定がなされ、被害の規模によりまして、災害復旧にかかる補助金のかさ上げなど、財政上の適用措置が指定されるというものでございます。

ただいま質問者からありましたとおり、9月20日の内閣府の文書によりますと、台風第10号の暴風等による災害については、激甚災害に指定される見込みであり、適用すべき措置についても、指定の見込みというものが示されております。

その適用される措置の指定見込みといいたいまいすが、本市に当てはまりますのが、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置ということが示されてございます。

本市の場合、今回の予算に計上してございますのが、補助災害復旧事業、補助災害復旧費ですね。この中で、農地、農業用施設の災害復旧について計上してございます。

これに対して予算上、県支出金といたしまして1,115万7,000円を現在のところ計上してございますが、これは通常の災害復旧の補助率で計上してございます。

ただいま質問者からありましたとおり、これが激甚指定された場合、その額が現在の見込みといたしまして、あくまでも予算上の見込みでございます。見込みといたしまして、1,875万5,000円となるものと見込まれます。

補助率のかさ上げは、このように激甚災害になった場合にあるわけですが、今回の補正計上におきましては、同時に、地方債、市債ということで、補助災害復旧事業債を地方負担、市の負担分の90%について地方債を計上してございます。その額が740万円ということであります。

これにつきましては、後年度、その元利償還金につきまして95%が普通交付税措置をされます。かなり有利な地方債にはなるわけですが、補助金は確かに激甚災害として増額されますが、市債についてはほぼ借り入れる必要はなくなると。補助率がかさ上げされることでですね。ということで、地方債の縮減にはつながるものでございます。

今回の激甚災害がもし今後、適用された場合にですね、その影響額といたしましては、46万8,000円の市の負担の軽減につながるということになります。

○6番立石幸徳議員 先ほども言いましたように、まだ激甚の指定が確定したちゅう情報は出ていないみたいですので、またはっきりした時点ですね、いずれかの機会にこの辺は確認をさせていただきます。

資料要求をした部分と照らし合わせてですね、個々の今度の災害の歳出費目について、幾つか分からない点をお尋ねさせていただきますが、まず、災害の見舞金、これ今回対象者が出ているようで、3万円が計上をされております。

これは災害見舞金の条例からいきますと、いわゆる半壊の住居の半壊部分を対象とされたと思うんですが、この条例上はですね、審査会を開くこともあるっていうんですが、この災害見舞金

の支給に当たっては、今回は審査会は開催されておられるんですか。

○平田寿一総務課参事 今回の災害見舞金については、審査会は開催しておりません。理由としては、私どものほうで現地を確認して、その被害の程度が確認できておりますので、開催はしていないところです。

○6番立石幸徳議員 それからこの環境衛生費のほうのですね、予算書はこれは10ページですか、この中に補償金100万円というのが計上されているんですよ。

この補償金、災害において補償金というのは、ある意味でちょっと目新しいんですけど、この補償金の内容について説明をいただきたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 補償金の内容につきましては、市営墓地の倒木によりですね、墓石であったり、外柵であったりというところに被害が出たものに対する修繕・補修に対する補償金になります。

○6番立石幸徳議員 その補償金の件数ですね、何件分なのか、できれば1件1件補償金が一律じゃないと思うんですけども、その件数についての明細も説明していただきたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 件数につきましてはですね、3件になります。そのうち1件が5万5,000円で、2件が7万3,000円程度となっております。もう一件につきましては、まだ所有者とお話できてないところがありますので、石材店に概算で見積りを出していただいて、予算を計上しているところです。

○6番立石幸徳議員 100万円のうち、今、正確に相手方と妥結しているのは12万円ぐらいですよ。もう一件の部分がかなり大きいんですが、これはどういった状況になっているんですか。

○立石秀和市民生活課参事 こちらにつきましては、倒木によりまして、墓の一番上の墓石が下のほうに落下している部分と、あと外柵が結構破損しているというところで、ちょっと金額を多めに見積りをしていただいているところです。

○6番立石幸徳議員 それから予算書11ページのですね、災害廃棄物運搬の処理業務、この積算根拠と、同じく関係するといいたいまいしょうか、工事請負費として補助事業の1,300万円ぐらいが計上しているんですね。これ補助事業のほうは、今度の9月の決算特別委員会の初日に、内鍋の現地で幾らかは説明いただいたんですが、この国庫補助についてのもう少し議会での正確な説明といいたいまいしょうか、何か2通りあって、対応するその部分が異なっているような現地での説明でしたので、災害廃棄物の運搬、それから今言われた補助事業の部分について、議会で正確な説明をいただきたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 まず、災害廃棄物処理事業につきましては、国の災害廃棄物処理事業補助金のほうを活用していくこととしております。補助率につきましては、国庫補助率が2分の1となっているところです。

それから、災害廃棄物の廃棄物処理施設災害復旧事業のほうにつきましては、ストックヤードの屋根が飛散したことにより、その補修を行うこととなりますけれども、こちらのほうについてはですね、廃棄物処理施設災害復旧事業という補助金を活用しまして行いたいと考えているところです。こちら補助率については2分の1となっているところです。

○6番立石幸徳議員 要求した資料でですね、いろんな被害箇所、建物、そういったものが全て写真で掲載されているんですけどね。このストックヤードを特に参考にといいまいしょうか、公共施設の災害対策といいたいまいしょうかね、その在り方の部分でお尋ねを全般的にしたいんですけど、今度の10号台風、かなり強い、猛烈な強さということには私も承知しているんですけども、今言った内鍋のストックヤードにしても、どういまいしょうか、まだ新しいといいたいまいしょうかね、できたばかりという感じの施設ですよ。こういう施設が災害でいとも簡単にとは言いたいまいしょうけど、新設の施設が、台風、強力とはいいたいまいしょうかね、その辺の公共施設の在り方については、どういった検討といいたいまいしょうかね、なされているのか。

つまり、それだけの災害の強さの見込みをですね、どういうふうにされているのか。新設のものがこうして災害で壊されるっちゃうのは、やっぱり市民にすると、今できたばかりじゃないかと、そういう気持ちになるわけですよ。

そういった点の、全般的なチェックっていうのはどういうふうになっているのか、最後に聞いておきます。

○立石秀和市民生活課参事 今回、内鍋リサイクルセンターのストックヤードの屋根の飛散に伴う補修工事については、今回新設した新しい建物ではなくてですね、既存のストックヤードになります。こちらについては、平成25年4月から供用開始をしている建物になります。

○6番立石幸徳議員 その新設という言い方が私が不適當だったかもしれないけれども、いずれにしても、今度、新しくできた部分もあるわけですよ。そういったところの、つまり公共施設の災害対応という面で、どういったその強度、体制といいたいまいしょうかね、この辺はどういうふうな取組をしているかというのを聞きたいんですよ。

でないと、新しくどんどんいろんなものができていっても、こうしてすごい台風であったということはどう市民も重々承知していますが、できたばかりの公共施設がいろいろ被害を受けると、本当にしっかりした対応になっているかと聞かざるを得ないんですよ。

その辺について、ストックヤードに限らずですね、本市の公共施設全般について、災害対策という面で、強度、これからももちろんいろんな強力な台風が来るわけですけども、こういう新設のもの、あるいはそういうものが次から次にやられてたんじゃ、たまったもんじゃありませんよ。その辺についてお聞かせください。

○本田親行副市長 公共施設等については、設計の中で、風に限らず地震等、そういう基準を満たす中で設計が行われているものと考えております。また、台風等が間近に迫るときには、庁内における対策会議を事前に開いておりまして、その中でも所管する公共施設等については、日頃からの適正な管理に加えて、台風接近に備えた管理ということを促しておりますので、今後とも引き続き、公共施設等が周囲に影響の及ぼすことのないよう、また適正なチェックを行っていきたいと考えております。

○大工園昭則建設課参事 建築物の設計におきまして、構造規定の関連告示によりますと、鹿児島県の鹿児島市、鹿屋市、いちき串木野市、そのほかにもありますが、そこにつきましては、風速38メートルに対応できるような構造計算となっておりますので、本市におきましては、風速40メートルで計算をされております。

今回起きた風速は、それ以上を上回っておりますので、これに対して今後の設計につきましては、地域性を考慮しまして、安全率といったもので割増しをしていく方法も考えられると思います。

○6番立石幸徳議員 私要望しておきますけどね。そういう地理的に、例えば今度の火之神の周辺、もうかなりの一般的な市街地と違って強力な風、雨、そういうものが当然予想されるわけですね。やはり一般的な基準を適用というより、それにやっぱり加えて、いろんな災害対策の上乗せといいたいまいしょうか、そういうものを当然やるべきじゃないんですかね。

そういう部分についてですよ、一般的な基準を幾ら言っても仕方ないわけですよ、簡単に言うと。そういう特別な配慮、そういうものが公共施設にどういう形で適用していくのか、その部分は早急に検討していただきたいと思えます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○8番眞茅弘美議員 私は、説明資料3の災害等廃棄物処理事業についてお聞きいたします。

今回の台風は、大変大きな台風で被害もかなりあったんですけども、そういうことで仮置場を設置していただきまして、期間も延長していただきました。これもう運搬は始まっているんでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 災害廃棄物仮置場に置かれた処理につきましては、今回の補正でお願いしておりますので、補正予算が議決された後、今後ですね、処理を進めていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 承知しました。

この災害ごみのことですね、軽トラがないとか、高齢者の方たちが直接、内鍋まで持っていけないっていう声も多々ありまして、担当のほうでもですね、9月議会の途中で災害調査員の方が公民館長に聞き取りをして、その後、担当者の方で回収をしてくださったっていうことだったんですけども、今後ですね、この災害ごみについて、例えば地域ごとで集積所で回収するとか、集積場所でもいいのかっていうのもありますし、ちょっとこれ今後検討するべきじゃないかと思うんですけども。

あとそれからですね、建設業とは協定を結んでいると思うんですけども、そういった災害ごみを回収してくださる業者とも、今後協定を結ぶとかそういう検討をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、ちょっとこれは提案させていただきます。

今後ですね、災害ごみについて、いかがでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 災害ごみを公民館の集積所等に出すということになりますと、大量の災害ごみ等がそこに置かれることになりますので、交通に支障を来したりとか安全の面でもいろいろ課題があると思います。集積所については公民館が管理しておりますので、その辺についてはまた今後、検討していきたいと考えています。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 今の8番議員に関連してですね、災害ごみの仮置場、これは数年前に計画をされていましてよね。それはどうなっているんですか。大規模災害のために場所を決めて、災害ごみに関する物資をストックというか、一時仮置場ですよ、それについての計画というのは今どうなっているんですか。

○立石秀和市民生活課参事 災害廃棄物の仮置場につきましては、仮置場の候補地ということで市有地を中心にですね、数か所を候補地として挙げているところです。

今回の仮置場については、その中の一つである内鍋リサイクルセンターの敷地内に仮置場を開設したところになります。

○9番禰占通男議員 それ今の担当者の答えはそれでいいと思うんですけど、さっきも出ましたように、高齢化してくると車両も持たない、そういう方は今回はどのように搬出されたとか、何かそこら辺は確認とかできているんですか。

○立石秀和市民生活課参事 今回、そういう車を持たない方だったりとかという方については、地域の集積所とかに出してあるのを公民館の方が収集運搬といいますか、回収して仮置場のほうに持ってきていただいたっていうことは把握しているところです。

○9番禰占通男議員 今回、私も人のものを頼まれてね、自分のものだと言って、一応搬出はしました。ちょっと手が言うことを利かないっちゃうことですね。そういうこともありますので、今後また災害はいつ起こるか分かりませんから、適切な何か取組を提案しておきます。

それで、私はこの補正予算にあります9ページの雑入と市債について資料がありますから、公営住宅の共済金と、また主要物件の共済金の詳細について、この資料を基にですね、出ていますから。

それと現年発生補助災害復旧事業と現年発生単独災害復旧事業、資料で額がここに出ておりますので、簡単でいいですので説明をお願いいたします。

○籠原正二財政課長 まず、雑入のほうであります全国公営住宅火災共済機構の公営住宅火災共済機構の保険料について説明いたしますが、これについては、対象物件が公営住宅、特定優良賃貸住宅であるとか、そういったものが保険の対象になってくるということで、今回、住宅災害見

舞金として、風水害の中で風害を受けたということで、公営住宅に係る被害見積額の50%ということで、今回の予算で200万円計上しているところでございます。

それと、市有物件災害共済金につきましては、これは市が所有、使用管理している財産、建物、工作物、動産につきましては、その被害を受けた場合に適用されるものでございます。

これにつきましては、1回の事故当たり損害額5万円以上のものが対象となりまして、大体、被害額の50%程度が対象となってくると、保険料としていただくということで雑入に計上しているものでございます。

現在、計上いたしました額によりまして、雑入のこの保険料につきましても計上しているものでございます。

それと、地方債のほうでございませうけれども、この現年発生補助災害復旧事業債、これにつきましては、先ほども少し説明いたしました、農地・農林漁業施設につきましては、充当率90%、交付税措置率が95%、後年度の元利償還金の毎年毎年返していく元利償還金の95%が交付税として入ってくるというものでございます。

一方で、単独災害復旧事業につきましては、農林漁業施設が充当率65%、そして農林漁業施設以外の公共土木施設等につきましては充当率100%となっております。

交付税措置率につきましては、元利償還金の47.5%が後年度、交付税措置されるということでございます。

本市におきましては、この47.5%に財政力指数による補正がかかりますので、その補正を掛けた措置率が49.5%、これは令和6年度の実績でございますが、49.5%が今後元利償還金に対して交付税措置がなされるということでございます。

○9番 禰占通男議員 先ほども6番議員からありましたけど、衛生費の補償金ですね、担当者からもありましたように倒木、いわゆる損害、これ免責事項にはならないんですか、自然災害ということで。どうなんでしょう。

○立石秀和市民生活課参事 今回の墓石に対する補償金につきましては、台風による突風による不可抗力になるということで賠償とかそういったものではないんですけれども、これまでも市の建物とか倒木等で被災したものについては、補償という形で対応してきておりますので、今回も同様の対応をしようとしているところで。

○9番 禰占通男議員 墓石の倒壊、落ちたり、いろいろ今回多かったと思うんですけど、倒木による部分だけの補償になるんですか。

○立石秀和市民生活課参事 倒木により損壊した部分のみになります。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○11番 橋口洋一議員 10ページの総務費の一般管理費のところの防犯灯災害復旧費について、こちらのほうは、現状、倒れているところは、木の素材のものが多いかと思うんですけども、木の材質のものをまたそのまま木で復旧するというような感じになるのでしょうか。できるのであれば、鋼材で復旧するということが今後のためにもなるかと思いますが、いかがでしょうか。

○平田寿一総務課参事 この防犯灯の補助、灯柱につきましては100分の50を補助するというふうになっております。木柱のものであって、それが倒壊したということで今度修理するときには鋼管柱で立てるということを公民館が決定すれば、それに対して補助をするということになっておりますので、木柱から鋼管柱への建て替えというのは可能であります。

○11番 橋口洋一議員 鋼材の補助は100分の50ということで、木の場合、そのままの素材の立てかえの場合というか、取り替えの場合はどれぐらいの補助になるんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 鋼管柱と同じく、補助率は100分の50なんですけれども、上限額が違いまして、鋼管柱の場合は上限額が2万円、また木柱で立て直すとなったときには上限が1万円となっております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。そうすると、木柱で立てたほうが有利ではあるというような感じなのかなというのは分かりました。

この防犯灯等ですね、公民館のほうで調査をしたところで、申請をされて、適用になったものがこれだと思うんですけど、申請漏れってというようなものがあつたときには、これはどういうふうな対応を取られるでしょうか。

○平田寿一総務課参事 今回の補正につきましても、この補正予算を作るための期限を区切って公民館にお願いをしたところで、今回の補正については17公民館、53灯の補正予算になっております。

補正予算を作った後に、3公民館、3灯の申請も来ておりますので、それについては執行残、あるいはそれで足りなければ12月補正にまたお願いしたいと考えているんですけども、台風で被害に遭ってからもう1か月以上経過しておりますので、もし今後そのような申請があつた場合、本当に台風で壊れたのかということの確認がちょっと難しくはなりますけど、明らかに台風で破損したというものであればまた補正対応でやりたいと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第6号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告につきましては、御承知おき願います。

次に、日程第10号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[吉嶺周作議員 登壇]

○12番吉嶺周作議員 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書。

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年大都市を中心に、議員の専門化が進んでいる。本市においても議員定数の削減により、議員ひとりに係る役割・責任は、以前と比べ格段に重くなってきており、多彩な人財確保が求められている。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会

社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日、鹿児島県枕崎市議会。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 年金関係の意見書を市議会から出すということなんですけれども、年金制度というのは、極めて国の政策の中でも重要な政策だと思っております。そこで国のほうでも、5年に1回この制度改正あるいは制度の見直し、そういうものが進められているわけなんですけれども、この意見書提出に当たって、国の制度改正あるいは国の年金制度見直し、こういったものがどういう状況になっていて、どういうこの意見書に対しての国の制度改正は見込まれているのか、勘案されているのか、その点についてお答えください。

○2番下竹芳郎議員 全国市議会議長会でも、話題と議論となって、国の関係機関に意見書を出すように依頼が来ているんですよ。依頼書の内容と令和6年7月8日現在で、全国の採択率は55.7%になっていますが……（「議長、質問に答えさせてくださいよ。市議会の状況なんか聞いていませんよ」と言う者あり）だから、そういう状況がありますから、依頼書を出した……（「国の制度はどうなっているのかってことですよ」と言う者あり）。

○永野慶一郎議長 今回出されている意見書に対しての質疑を今、言っているわけですから、意見書に対して質疑をしていただいて、それに対して答弁をお願いいたします。

○2番下竹芳郎議員 ですから、鹿児島県の採択率は80%……（「意見書に対する答弁じゃないですよ。今答えている人は、意見書を出している張本人じゃないですか」と言う者あり）。

○永野慶一郎議長 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

続けてください。

○2番下竹芳郎議員 80%となっていることを踏まえ、世の中の状況変化に応じて、地方の成り手不足解消も踏まえ、地方議会の声として、その環境を整備しなければいけないということです。

○6番立石幸徳議員 全く質疑の答弁になっていないんですよ。今、答弁者が答えたことは、この間の全協で全て資料も出ているんですよ。我々も見ました。

私が聞いているのは、年金制度というものは、国は5か年に1回見直しし、もう今度の改正に

ついても、もう10月に入りましたけどね、この年内に、今年中に次の年金制度の案づくりをして、年明け早々に次の通常国会に新しい年金制度を出すようにやっているわけですよ。

ですから私が聞いたのは、この国の年金制度をきちっと見据えた上でこの意見書は出ているのかと、そういう質疑ですよ。全国市議会がどうこうちゅうことなんか聞いてもないんですがね。それは我々が全員協議会で、先日、資料で出ていることですからね。ちゃんと質疑に答えてください。

○2番下竹芳郎議員 全国市議会議長会の依頼があったから、意見書を出すんですよ。（「そんなこと聞いていないんですがね」と言う者あり）

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 繰り返しの質疑になりますけどね。新しい内閣がつい数日前に発足しましたけどね。新厚労大臣も、この厚生年金については、まず、パートの非正規労働者、こういう方々が加入できるように取り組んでいきたいということを会見で述べているわけです。ですから、次の5か年の国の年金制度というものについてはずーっといろんな意味で検討がなされて、ほぼ方向性も出され、さっき言ったように、今年中に次の年金制度の案がつけられるわけです。それが年明けの国会できちっと採決されたら、新しい制度が始まっていくわけですね。そういうものを、今意見書を出す皆さん方はどういうふうに見て、あるいはそれを勘案しているのかと、その点を聞いているんですよ。

○2番下竹芳郎議員 答弁の繰り返しになりますが、全国市議会議長会からの依頼があって……（「議長会とは関係ないですよ」と言う者あり）ありますよ。だって議長会からの依頼ですから。（「議長はちゃんと聞いたことを答えさせてくださいよ」と言う者あり）

○永野慶一郎議長 聞かれたことに提出者の方たちも答えていただければと思います。

○11番橋口洋一議員 年金制度についてはですね、5年に一遍、改正を行って進めていくということについては、私もそういう流れについては承知はしております。

今回、厚生年金への議員の加入については、今回のこの年末までに取りまとめる、そのこと自体に対して早急に対応するというよりは、今後、議論を深めたところで、そういう制度というのを取り入れていくと、そういう考えの下に提案しているところですので、今回、その改正が行われるそこに限って提案をしているものではございませんので、これは将来を見据えたところで対応すべき課題だということで私たち提案をしているところでございます。

○6番立石幸徳議員 御一人御一人の議員の皆さんの見解が違ふようじゃ話にならんわけです。一人一人違った見解の下にこういう意見書を出すと、質疑するほうもおかしくなりますよ。

つまり私が国の制度にこだわっているのは、この間の自民党の総裁選挙の過程においても、名前は伏せますけどね、これからは国民皆が厚生年金に入るようなそういった取組をしていきたい。まずは新厚労大臣が言ったように、非正規のパート労働者をこの厚生年金に入れるように取り組んでいきたいというそういう会見もあったわけです。

そういう中でですね、地方議会の議員を厚生年金にっていうことが出てまいりますと、国民の感情がどうなるか、それは国民感情を問題にするという以上にですね、この前の地方議会議員年金制度の廃止、これは平成23年6月1日なんですよ。もう15年近く前に以前の議員の年金制度は廃止になっているんです。

廃止をするときに、衆議院・参議院の国会決議、これは次の議員の年金制度を1年程度をめどにして、新しい地方議会における人材の確保のために年金制度をつくりましょうという、15年前に1年程度をめどに新しい制度をつくりましょうと言ったけれども、もう14年間時間がたっているわけです。なぜその新しい制度ができないか。これは、この衆参の決議にあるように、国民世論に留意すること、これはしっかりと決議の中に書いてあるんですよ。

それで、国会に一旦、平成30年頃この法案を出そうとしたときにですよ。国会議員自体が、

その法案を提出できなかったことを、これはこの間の全員協議会できちっと我々は確認しているじゃないですか。だからそういった経緯・経過、あるいは今度の新しい国の制度、どういうものになるということをちゃんと踏まえた上でこの意見書が出てきているのかと、そこを確認しているわけですよ。

○11番橋口洋一議員 平成23年の法制審議における附帯決議のことを今お話をされているかと思うんですけども、確かにそこにはおおむね1年程度を目途にということを明記がされているところですよ。その1年程度を目途というふうな形で上げられていたものの、その後、国会でその審議が行われることはなかった、提案をされることはなかったと聞いております。

その動かない状況というのを打破するために、また今回、こういった形で意見書という形で地方のほうから声を上げていって、国に動いてもらおうと、そういうものが今回の意見書になります。

○6番立石幸徳議員 いずれにしても、幾つかの市議会では出されている意見書、それも承知の上でお尋ねしますけどね。

国がいわゆる厚生年金あるいは共済年金のいわゆる被用者年金を一元化、一本にまとめた、そういう背景もあって、確かに地方議会議員についても何らかの対応をしなければならぬという国の動きは幾らかある。そのことは私も認識しておりますよ。

ただ、それをどの層といいたいでしょうか、パートの非正規労働者そういった方々が本当に国のために、全体的にですね、先に取り組むべき問題なのか。地方議会の議員というのがそういったパートの労働者は置いて、こういう意見書を出すことがいかななものか、ここが国民世論に留意すること、この部分だと思うんですよ。

私は、国民の本当に厚生年金というありがたい制度にいろんな方々が入って、そして、一番最後でもいいと思うけど、この地方議会の議員というのはですね、そういう形ではいいと思うけど、そういうパート労働者とかいろんなものを置いて、地方議会議員が我先にこういった意見書を出すことは、相ならぬと思うんですが、その辺について最後に聞いておきます。

○11番橋口洋一議員 国民世論に留意するとともにということで、それは附帯決議の中にもある文言でありますので、承知をしております。ですが、決して、パート労働者、非正規労働者のことをないがしろにしているわけではなく、それはそれで進めていただいて、私たちとして、議員の成り手、そういったところの不足、特に地方において、その減少というのは顕著であります。その状況を打破するために、こういった形で制度を求めて、それで、議員の成り手不足というところの解消の一步になればいいかなと、そういう考えの下、この意見書を提出しておりますので、決して、パート労働者、非正規労働者、そういったところをないがしろにしているものではないということをお承知おきください。

○6番立石幸徳議員 ないがしろにしているわけですよ。パート労働者という文言は一つも出てきてないですよ、意見書には。それは、もう課題になっている案件だから最初、国の制度をちゃんと見据えているのかと聞いているじゃないですか。ないがしろにしているから聞いているんですよ。口先でね、ないがしろにしないって言っても通用しませんよ。この意見書の中にはパート労働者そういう方々も含めてとか、出てきているなら分かりますよ。一言もないじゃないですか。ただ口頭でないがしろにしないって言ったって信用できない。

○11番橋口洋一議員 今回の意見書については、議員としての環境、そういったものを言っておりますので、パート、非正規、そういったものはもう重要な問題だと認識はしておりますけれども、私どもの立場として、そういった意見を上げていくとそういうものが今回の意見書になります。そこはもう御承知おきください。

○6番立石幸徳議員 今、わざわざその思い出したようにパート労働者を持ち出しているんじゃないですよ。これはもうパート労働者というのはさっき言ったように、国の課題になっているん

ですよ。なっているものを置いて、議員だけの意見書を出しているから、それはないがしろですがね。ですから最初、質問したわけですよ、国の制度の改正をどういうふうに見込んでいるかと。それはもうパート労働者というのはどうするかと課題になっているんですよ。だから、国民世論に留意するとともにという部分が、全くこの意見書には欠落しているわけですよ。そういうことで意見、質疑、そういうこともあわせてですね、最後にします。

○永野慶一郎議長 お互いの意見の応酬になっている感じなので、しっかりと質疑と答弁とお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

質疑に対しての答弁ございますか。

○8番眞茅弘美議員 私たち意見書を出した立場としましては、国の……（「議長、質疑の時間ですから、聞いている質疑に答えればいいですから」と言う者あり）。

○永野慶一郎議長 今答弁の途中ですよ、質疑の。（「そんな答弁なんか求めていないですよ。質疑ですがね」と言う者あり）質疑に対する答弁ですよ。

○8番眞茅弘美議員 国の動向に対しましてはですね、全国市議会議長会から参考資料が出ております。その中にもしっかりと今後の動向としまして書いてございますので、そこは私どもは認識いたしております。

先ほどから橋口議員からも出ておりますが、今回の意見書に関しましては、市議会の厚生年金に対してのことを私どもは意見書提出という動きとなったわけですので、ここの意見書の中にも書いてございます議員の成り手不足ですね、ここを先を見据えて必要だということで、提出に至ったわけでございます。

○永野慶一郎議長 ほかに、先ほどの質疑に答弁ございますか。

○4番上迫正幸議員 そもそも今回の意見書を出したというのは、地方議員の成り手が少なくなっているということで、一般社会の会社にお勤めの方々の立候補を促すという理由で、厚生年金を議員もかけてあげたら、将来的な心配もなく立候補する方が増えるんじゃないかという理由で今度の意見書を出したわけです。

○6番立石幸徳議員 質疑の時間ですのでね。今その意見書を出された方が、各議員がそれぞれ意見を開陳する時間じゃないですよ。それはきちっと踏まえた議事整理をしてくださいよ。

今、議員の成り手不足もちょっと出ましたけど、これはかつて枕崎市議会でも見送られた案件ですよ、はっきり言いまして。ですから、そういったものもずーっと経過も踏まえ、経緯も踏まえですね、それは保留したんじゃないですよ、かつては見送ったんですからね。それはきちっと精査してください。

○9番禰占通男議員 今ちょっと国民、市民を置き去りにしているような答弁になっているんだけど、10月に入ってから最低賃金、厚生年金加入要件が執行されていますよね。

結局、議員が厚生年金に加入するとなると、現在の、今進行したばかりの部分には外れますよ。それが、国民・市民に対しては特別な状態と映るということを、意見書を提出する方々というのは分かっているんですかね。私は一番そこが気になる場所ですよ。

さっきから一応臨時、パートタイムもろもろが言われていますけど、企業が雇用人数によって厚生年金加入資格があるわけですよ。それを何も答弁になってないじゃないですか。それが市民に対しての特別な身分に映るわけですよ。それを解決しない限りは、国も認めるわけにはいかないでしょう。どうなんですか、その点については。

○11番橋口洋一議員 今厚生年金の加入条件の敷居を下げるというのが今実施されていますよというようなお話は分かりましたけれども、今回の意見書に対しての質疑の内容はちょっと私は分かりませんでしたので、もう一回、御説明いただいてよろしいでしょうか。

○9番禰占通男議員 厚生年金加入資格、10月から新しい部分が施行されていますよ。それについてあなた方は一言も答弁してないじゃないですか。それに照らし合わせると、たかだか12

人の議員じゃ資格要件はないですよ。それがあわよくばなった場合、市民、国民からの批判を浴びるんじゃないかと私は聞いているんですよ。一番の問題はそこですよ。

○11番橋口洋一議員 答弁がないというふうに言われましたけれども、質疑がその前提としてありませんでしたので、その内容には入っていなかったところかと思えます。

要件に合致しないというようなところの話になりますと、地方議員については、一般の公務員と違いますんで被用者でないというところを指摘されているのかと思えますけれども、実際、被用者というふうにみなされないところかもしれませんけれども、そのところの法整備等も含めたところで検討をしてもらいたいというような、そういうところをあると考えております。

実際、厚生年金の加入要件というのは、厚生年金が適用される事業所で働いて、労働の対価として給与や賃金を受けるといふ、そういう関係が常であるかというふうに考えております。

ですけれども、私たち議員におきましては、市のほうから報酬を得ているところで、やはり、議会というそういう中で活動をしているということで、一般的な企業に対する厚生年金の適用というものと一緒に考えるべきところではないかというふうに考えております。

○9番禰占通男議員 それおかしんじゃないですか。結局、我々は何のために市議会議員をやっているんですか。市がよりよい方向を目指す市民の幸福を願っての市議じゃないんですか。おかしんですよ。

○2番下竹芳郎議員 いろんな課題もあると思うんですが、さっきから言うように、成り手不足の解消、そういうのがあって、今の30代、40代は社会保障を優先する声が多くなります。やっぱり意見書は出したほうがいいんじゃないかと思えます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——平田議員。

○10番平田るり子議員 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書提出の件に対して、断固反対する立場から討論いたします。

本議案は、地方議会議員の厚生年金加入のための法律を国に求めていくという趣旨のものであり、かつて存在した地方議会議員の厚生年金制度は、財政不足の全てを公費で負担することは国民の理解を得ることは難しいと判断され、平成23年6月に廃止されました。

しかしながら、元議員等の既存支給者への給付は、今後約50年間継続するとされており、公費負担額累計は1兆1,400億円という莫大な額になっている現状もあります。

仮に地方議会議員の厚生年金加入が認められれば、超少子高齢化による扶養費の増大等で、今後さらに厳しさを増していく自治体の財政に新たな税負担を生じることになります。

急激な原油価格、物価高騰により、国民生活や企業活動等に多大な影響が出ている中、まずもって優先すべきは、それらの対策であり、地方議会議員の厚生年金加入ではないのです。

本議案において、地方議会議員の成り手不足、さらには投票率の低下の解消を法整備の理由として挙げていますが、地方議会の成り手不足については、多くの人材の立候補を促すための環境整備は重要な課題であるものの、農業や漁業、介護などの分野でも深刻な成り手不足の問題がある中、地方議会議員だけが特別に対応策を講じることは、客観的根拠に欠けると言わざるを得ません。

何より年金制度は国民全体の課題であり、地方議会議員の年金問題だけを法改正してまで優先すべきものではなく、先んじて議論すべきは、年金等も含めた社会保障全体の改革であります。

地方自治体の歳出予算を承認し、税金の用途を厳格に監視する地方議会議員自らが、議員特権と批判され、既に廃止された地方議会議員年金制度を代行するような厚生年金加入は到底国民の理解を得られるものではありません。

個人事業主など多くの国民は国民年金に加入しており、地方議会議員を優遇する必要はなく、

枕崎市議会においては、以前廃止された活動費などを復活し、適正な議員報酬、成り手不足問題は、まさに市民の声を議会に誰が届けるのか、大切な市民の財政を監視する役目を誰が担うのか、今の議員報酬で一家を支えることができるかなどを考え、若者の成り手不足問題を市民の皆様の側が考え判断すべきものと思っております。

そうすることで、選挙投票率を上げ、議会も行政もひいてはよいまちになることにつながるものと考えます。

よって、地方議会議員を処遇するような地方議会議員の厚生年金加入については、断固反対することを申し上げ、反対討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから起立により採決いたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 賛成多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教委員長から御手元に配付のとおり、陳情第7号に係る閉会中の継続審査の申出がありましたが、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第5回定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

一般質問の要旨

令和6年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①豊留 榮子	<p>給食費無償化について</p> <p>児童発達支援・放課後等デイサービス利用について</p> <p>J R 指宿枕崎線について</p>	<p>1 全国的に進んでいるが、本市における状況を問う</p> <p>2 憲法第26条では、義務教育は無償とうたっている。学校給食費は無償とすべきではないか</p> <p>1 利用者の年齢層・利用状況を問う</p> <p>2 障害のある全ての人が安心してサービスを受けられるような制度となっているのか問う</p> <p>1 「指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議」について</p> <p>2 各種団体等と市議会との意見交換会の中で、水産高校生から「鉄道を利用しているので廃線は困る。何とかしてほしい」という声が上がった。本市の考えを問う</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
②禰占 通男	<p>「食料・農業・農村基本法」改正による本市の対応について</p>	<p>1 改正基本法は「食料の安定供給の確保」から「食料安全保障の確保」と表現されている。取組が効果を上げるには就農者の確保・育成・生産基盤の強化が不可欠である</p> <p>(1) 本市の就農状況はどのようになっているのか</p> <p>(2) 人口減少下における農業生産の方向性も明記されている。本市の対応はどうするのか</p> <p>2 「輸出促進」が新設されている。本市の実績と今後はどのようになるのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	ふるさと納税について	<p>3 農業者及び新規就農者の農業所得の状況はどのようになっているのか</p> <p>4 本市の食料自給率は、カロリーベースで幾らになるのか</p> <p>5 人口減・過疎化で耕作放棄地増と里山の荒廃で鳥獣害の対策も新設されているが、対応はどうか</p> <p>1 ふるさと納税に関する「募集に要する費用」にはどのような費用が含まれるのか。また、事務に係る費用のうち、人件費の算定の取扱いはどのようになるのか</p> <p>2 法人からの寄附金の取扱いはどのようになっているのか</p> <p>3 返礼事業協力事業者の返礼品として提供される食品表示に関する関係法令遵守に対して、対応はどのようになっているのか</p> <p>4 物品や役務と交換できる返礼品の取扱いの解釈はどのようになっているのか</p> <p>5 返礼事業協力事業者に対する資金調達、新商品開発、起業希望者への支援の考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
③橋口 洋一	学校給食について考える	1 本来の取扱いのとおり給食費を保護者に求めている中、提供される給食についてどれほど児童生徒に食されているのか。残食調査について無償化されている近隣市との比較をすると、本市の給食はどのよ	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>うな状況にあると考えるか</p> <p>2 今年度における本市の給食費の財政負担状況について</p> <p>3 給食における地元産食材の調達割合について</p> <p>4 地産地消の取組は以前から叫ばれているところであるが、これまで回数を限定して実施していた地元食材のみのメニューを全面的に学校給食に採り入れ、保護者の給食費負担があつたとしても、枕崎にいるからこそ食べられる「おいしい」給食であることを魅力と捉えられるようになれば、児童生徒・生産者・保護者も「うれしい」と思えると、金銭で大衆受けする無償化と一線を画し、本市の経済・定住人口に好循環が生まれると考えるが、この取組を進める考えはないか</p> <p>5 本市を除く県内各自治体が給食費を無償化した場合、または、国が子育て政策として給食費を無償化した場合には、市長の「親の大事な役割を大衆受けをするからといって奪ってはならない」という信念に基づくと、どのような対応となるのか</p>	
④水野 正子	若者が楽しめる場所について	1 各種団体等と市議会との意見交換会の中で、水産高校生から「ストリートバスケットができるような施設がほしい」との声があつたが、今後、コート整備はできないのか	市 長 副市長 課 長
	郷土芸能について	1 各地域における郷土芸能はどのようなものがあるのか	市 長 副市長 教育長 課 長
		2 継続させるための支援について	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤眞茅 弘美	公民館の合併について	<p>1 合併支援について</p> <p>2 合併支援はあるのにもかかわらず、進まない理由は何があるのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	固定資産税について	<p>1 所有者不明の土地の対応について</p>	市 長 副市長 課 長
	下園橋について	<p>1 下園橋の架替工事を実施することで、災害のリスクがどの程度少なくなるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	有害鳥獣対策について	<p>1 農産物への被害が多く農家は困っている。捕獲の状況はどのようになっているのか</p> <p>2 圃場への侵入防止策として、市では電気柵の設置に一部助成しているが、助成枠を広げられないのか</p> <p>3 捕獲従事者が高齢化などで減少していると聞く。また、枕崎市鳥獣被害防止計画の中でも捕獲従事者の確保・育成が課題になっているとあるが、市としてどのように考えているのか</p> <p>4 市街地でのアナグマの出没が目立ち、家庭菜園を荒らされ、住宅の中に侵入してくるなど困っているとの相談が多く寄せられているが、対策はないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	農業の振興策について	<p>1 お茶については、近年リーフ茶離れやペットボトル茶の普及により生産額が減少し、茶農家の経営が非常に厳しいと聞くが、今後の展望はないのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市道の道路標示の引き直しについて	<p>2 今年の梅雨入り前は雨量が多く、梅雨明けからは日照りが続き病気や害虫の被害が心配されるが、カンショの生育状況はどうか</p> <p>3 肥料・農薬・資材高騰が続く中、農家の出荷価格は横ばいである。何とか営農を継続していくためにも機械購入の助成について継続はできないのか</p> <p>1 道路の安全管理上、道路標示の引き直しの基準はあるのか</p> <p>2 事故防止のためにも点検・標示の引き直しを計画的に進めるべきではないのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥辻本 貴志	認知症の人が暮らしやすい地域づくりについて	<p>1 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立による本市の認識はどうか</p> <p>2 本市の実態と今後の推計はどうか</p> <p>3 認知症に対する施策の取組について</p> <p>(1) これまでの取組をどう総括しているのか</p> <p>(2) 相談体制と初期対応はどうか</p> <p>(3) 認知症サポーター養成講座の実施状況はどうか</p> <p>4 法施行後、半年が経過したが、今後の展望はどうか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦平田るり子	本市のプール施設について	1 利用状況について（火之神、市営、台場） 2 今後の維持・管理計画について	市 長 副市長 教育長 課 長
	自転車通学について	1 本市の自転車通学生の現状はどうか 2 近隣市では通学用自転車購入補助制度があるが、本市では、この制度を新設する考えはないのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	別府小学校体育館について	1 床板の一部改修を実施しているが、現状はどうか	市 長 副市長 教育長 課 長
	本市と南あわじ市との交流について	1 これまでの進捗状況について 2 本市と J A 南さつまとの連携はどのようになっているのか 3 J A あわじ島と J A 南さつまとのつながりから始まった交流を深め、「まくらぎきブランド」を生み出し、販路を開拓するための取組について 4 「交流協定書」による、お互いのまちの活性化・災害協力体制を図り、相互市民の安心につながる取組をどのように考えているのか	市 長 副市長 課 長
	火之神公園周辺の整備について	1 火之神公園のプール施設・キャンプ場・平和祈念展望台・養豚場跡地一帯を「地域振興推進事業」、「魅力ある観光地づくり事業」を活用して、交流人口の増を図れないか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	本市のプール施設について	<p>1 台場公園の小さなプールを水遊び場にして、トモダチパークと一体となった子育て世代が楽しめる体験型の施設の整備はできないのか</p> <p>2 市営プールに屋根を整備することで、大会・合宿などを企画し、スポーツの盛んなまちづくりを目指せないか</p> <p>3 専門のインストラクターを活用することで、教職員の負担軽減を図れないか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	給食費無償化について	<p>1 給食費無償化を行わないことが「人口流出の原因」との市民の声がある。このことについて市内で協議をしたのか</p> <p>2 自治体の取組に差があることで、不公平感が生じているが、どのように考えるか</p> <p>3 市長と語る会では、無償化に対する教育委員会と市長の考えに市民は納得していないというが、この状況をどう考えるか</p> <p>4 「所得雇用環境」に係る課題の解決は自治体では難しいが、給食費の無償化に取り組むことはできる。子育て世代の負担軽減のために、もう一度検討していただけないか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	防災について	<p>1 災害・有事はいつ起こるか分からない中で、本市の危険箇所を正しく知り、身を守るための知識を日常生活の中に取り入れる必要があるが、本市のハザードとはどのようなものか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧立石 幸徳		<p>2 指摘されたハザードによってどのような被害が想定されるか</p>	
	地方創生10年の取組と今後の推進方向について	<p>1 まち・ひと・しごと創生法が施行され、地方創生の取組が始まって10年を迎える。地方創生の成果と今後の課題をどのように評価しているか</p> <p>2 本市の地方創生総合戦略の目標達成について</p>	市 長 副市長 課 長
	災害対策について	<p>1 巨大災害時の仮設住宅建設の在り方について</p>	市 長 副市長 課 長
	医療・保健について	<p>1 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について</p> <p>2 熱中症対策について</p>	市 長 副市長 課 長
	教育について	<p>1 水泳授業の民間委託について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	行政全般について	<p>1 市長の道州制に対する考え方について</p>	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子